

新しい行政改革の方針

～ 県行政の経営改革 ～

平成20年(2008年)3月

滋 賀 県

目 次

新しい行政改革の方針 ～ 県行政の経営改革 ～

新しい行政改革の方針を示すに当たって	1
未来へつなぐ改革の基本方針	2
1 分権時代を見据えた県の役割の明確化	4
2 市町とのより適切な連携・協力関係の構築	4
3 持続可能な財政基盤の確立	5
4 社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し	7
5 公営企業会計等や県出資法人の効率的・効果的な経営の促進	8
6 対話と共感による開かれた県政の推進	9
7 効果的な経営のための県庁力の最大化	9
用語解説	11
「新しい行政改革の方針」参考資料	13

「新しい行政改革の方針 ～ 県行政の経営改革 ～」実施計画

1 「新しい行政改革の方針 ～ 県行政の経営改革 ～」実施計画	51
---------------------------------	----

新しい行政改革の方針 ～ 県行政の経営改革 ～

平成20年(2008年)3月

目 次

新しい行政改革の方針を示すに当たって	1
未来へつなぐ改革の基本方針	2
1 分権時代を見据えた県の役割の明確化	4
(1) 住民等と行政の役割分担	
(2) 県と市町の役割の明確化	
2 市町とのより適切な連携・協力関係の構築	4
3 持続可能な財政基盤の確立	5
(1) 道筋を明確にしつつ機動的に対応する	
(2) 歳入・歳出両面から大胆に取り組む	
(3) 歳入確保のための取り組み	
(4) 歳出の見直し	
(5) 歳出の見直しに伴う受益者負担の見直し	
4 社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し	7
(1) 本庁の組織・機構の見直し	
(2) 地方機関等の組織・機構の見直し	
(3) 一層の定員削減	
5 公営企業会計等や県出資法人の効率的・効果的な経営の促進	8
(1) 公営企業会計の経営の健全化等	
(2) 県出資法人（外郭団体）の効率的・効果的な経営の促進	
6 対話と共感による開かれた県政の推進	9
(1) 費用を明確化して情報提供する取り組みの推進	
(2) 効果的な行政評価手法の導入	
(3) 県民との対話の推進	
(4) 多様な主体との協働を活かした取り組みの推進	
7 効果的な経営のための県庁力の最大化	9
(1) ガバナンス機能の強化	
(2) 事業執行方法等の効率化・適正化	
(3) 人事管理の見直し	
用語解説	11
「新しい行政改革の方針」参考資料	13

<新しい行政改革の方針を示すに当たって>

県では、これまで数次にわたる行財政改革に取り組んできたところですが、国の「三位一体の改革」の影響によって地方交付税が大幅に削減されたことなどにより巨額の財源不足が生じたことから、平成18年3月には、こうした影響や市町村合併の進展等も踏まえ、「新行革大綱」を策定し、その取組を積極的に進めてきました。

しかしながら、現時点において一定の条件のもとで試算した財政収支見通しでは、平成20年度以降の財源不足額は、さらに拡大すると見込まれ、また、これまで財源不足への対応として活用してきた財政調整基金等の基金の残高も底をつく状況になるなど、本県財政は、非常事態とも言うべき危機的な状況に直面しています。

県は、こうした厳しい財政状況の中にあっても、県として果たすべき役割を将来にわたって担っていく必要があります。持続可能な行財政基盤を確立し、自らの責任による自主的、主体的な判断で、真に必要な施策を推進する自律型の県政経営を実現するため、将来を見据えたさらなる改革に早急に取り組んでいかなければなりません。

このため、まずは県として行うべき組織のスリム化などの改革に徹底して取り組んでいきますが、さらにこれまで実施してきた施策や事業についても、その必要性なども含めて改めて検討し改革を進めていくことが必要なことから、県民への行政サービスの見直しも避けて通れないと見込まれます。こうしたことから、今回の改革を進めて行くに当たっては、公的サービスの効率化と質的向上を目指すため、改めて「自助、共助、公助」の考え方も踏まえつつ、県民や地域の様々な主体、市町、県それぞれのより望ましい役割分担を明確化して取り組んでいく必要があります。

こうした今後の財政の見通しや「滋賀県基本構想」の策定等の状況変化を踏まえ、行政改革の全体的な考え方を示す「新しい行政改革の方針」を策定し、新行革大綱を全面的に改めていきます。

こうした取り組みにより、当面、平成22年度までの3年間に於いて、県民にその進捗状況等を明らかにしながら、さらなる改革に集中的に取り組んでいきます。

そして、県域のあるべき姿や県の政策等の方向性を示す滋賀県基本構想と、そのもとで策定したこの方針により県政経営にあたっていきます。

未来へつなく改革の基本方針

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、深刻化する環境問題など、時代が大きく変化する中で、多くの県民は、これまで以上にくらしの視点に立った行政を求めており、医療や学校教育をはじめ、生活安定、環境、雇用、犯罪や災害に対する備えなどに期待を寄せています。

「滋賀県基本構想」では、「未来を拓く共生社会へ」を基本理念とし、自身の幸せや豊かさを求めながらも、子や孫たちが滋賀の地に誇りを持ち、幸せや豊かさを実感し安心して暮らすことができるよう行動していくことが大事であることを掲げ、地域や個人が自律性を高め、様々な主体が協働していくことによって共生社会を築き、私たちのくらしの未来、社会の未来を切り拓いていくこととしています。

こうした基本構想の理念のもと、県として果たすべき役割を担っていけるようにするため、自律的で持続可能な行財政基盤を確立し、県民の生命とくらしを守り、次世代を育成することができるよう、改革を進めていく必要があります。

また、県民のくらし感覚である「もったいない」に込められた、物事や人、自然などが持つ本来の価値を損なわず、最大限に活かしていこうとする創意工夫の考え方を活かしながら、未来へつなく改革として取り組んでいくことが重要です。

さらに、人々のくらしを支える公共サービスを住民のニーズや地域の実情に即して適切に提供していくためには、地域にかかわることは、住民の意思と選択に基づいて地域で決定できる仕組みに変えていくことが必要です。

そのためには、法で定められた規制や全国的な基準のみではなく、それぞれの地方自治体が住民ニーズを踏まえながら、自らの判断で用途を決定できる財源の確保を図りつつ、自主的、主体的な判断で真に必要な施策を地域の実情に応じて推進できるようにしていかなければなりません。

現在、議論が進められている地方分権改革においても、自主的な判断で対応できる権限と用途を決定できる財源を備え、自律的・主体的に地域の課題を効果的に解決できるような、中央政府と対等・協力の関係に立つ「地方政府」の確立が求められており、こうした地方の権限と財源のあり方そのものに着目した拡充を国に強く働きかけながら取り組んでいく必要があります。

県政においても、こうした分権改革の流れを踏まえ、これまでも経営的視点を取り入れて改革に取り組んできましたが、県民の満足度を最大限に向上させるため、限られた資源でどのような施策を、どの程度、どのように実施していくかという視点で判断する「県政経営」を今後一層推進していく必要があります。次のような基本方針で改革に取り組んでいきます。

(1) 「地方政府」としての県の役割の発揮

県は、自主的な判断で対応できる権限と用途を決定できる財源を備える、いわば「地方政府」として、県民のくらし感覚に根ざした地理的、文化的なまとまりを背景とした広域的視点から地域の価値を引き出すとともに、滋賀らしい魅力ある地域づくりを進めていくなど、滋賀県域の発展を担っていきます。

また、「近接・補完の原理」のもと、市町の役割がますます高まっていますが、県域に及ぶ広域的な課題や高度な専門性が必要となる課題、市町では効率的・効果的に対応できない課題などについて、県が担っていきます。

(2) 市町とのより適切な連携・協力関係の構築

地方分権改革の方向性や地域における総合的な経営主体として住民に対して直接的に対応する市町の役割を踏まえるとともに、市町と県の行政サービスが、県民の視点から、全体として一層効果的かつ効率的なものとなるよう、より適切な連携、協力関係を構築していきます。

(3) 自律的で持続可能な財政基盤の確立

県を取り巻く諸情勢の変化や県の果たすべき役割を踏まえながら、県として真に取り組むべきものかどうかという視点で施策を見直すとともに、県独自の歳入を確保することや必要な財政需要に見合った財源措置を国へ要請することなどにより、自律的で持続可能な財政基盤を確立していきます。

(4) 対話と共感による開かれた県政の推進

県民のくらしの現場を基本に県民のくらし感覚に基づく視点や発想に即した行政を進めるためには、県行政の透明性を一層向上させること等により、県政に対する理解を県民により深めてもらうとともに、県民をはじめとする地域の多様な主体の参画、協働のもとに対話と共感による開かれた県政を目指していきます。

(5) スリムな組織体制の構築と県庁力の最大化

持続可能な行政財政基盤を確立し、県としての役割を果たしていけるよう、まずは県として行うべき組織のスリム化などの改革に徹底して取り組んでいくこととし、県として果たすべき役割を踏まえながら、常に効率的な組織体制の構築を目指していきます。また、様々な行政課題や県民ニーズに対応していくため、職員の創意工夫や現場における行動力などの人的活力や情報力等が結びついて発揮される県の組織体としての力、いわば「県庁力」を最大化できる経営体を目指していきます。

1 . 分権時代を見据えた県の役割の明確化

地方分権改革の動向、県民等多様な主体の公共的活動の状況、市町の状況などを踏まえ、県民や地域の多様な主体、市町、国などとの関係や役割について、「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」における次の考え方も踏まえながら明確化していきます。

(1) 住民等と行政の役割分担

地域の実情や住民のニーズを踏まえた活気あふれる地域づくりを推進していくためには、「自助、共助、公助」という住民等と行政の役割についての基本的な考え方のもとに、住民等の主体的な公共的活動を優先に考え、住民自治の充実を図っていくことが重要です。地方自治体は、こうした住民の主体的な活動を尊重しつつ、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っていきます。

(2) 県と市町の役割の明確化

県と市町は、それぞれの性格に応じた役割分担を明確にし、相互に競合しないようにしながら、対等のパートナーとして連携、協力する必要があります。

具体的には、市町は基礎自治体として、地域の生活に密着したものなど市町の責務として行うべきもの、地域の実情に応じた取組が必要なもの、住民にとって市町が行った方が利便性が高く、効率的、効果的なもの、受益範囲が単一市町に限定されるもの、単一市町における活動を対象とするものを担います。

県は市町を包括する広域自治体として、広域的な行政需要・行政対象への対応、国・他府県・市町間等の調整等を要するものへの対応、高度な技術、専門性を要するものへの対応、県域レベルで活動する公的サービス等を担う人材の養成、活用、県域全体の方向性を導く取組を担います。

このような考え方を基本に、個々の事務の性格や実態等を考慮しながら取り組んでいきます。

2 . 市町とのより適切な連携・協力関係の構築

県、市町を通じた厳しい財政状況の中で、地域の自治をより充実したものとするため、できる限り市町において、住民に身近な行政事務を自主・自律の判断のもとに、迅速かつ効率的に完結して行えるよう、自主的な意思に基づく権限移譲を推進するなど、住民の視点から見てより効果的・効率的な行政サービスや自治のあり方を目指して取り組んでいきます。

3. 持続可能な財政基盤の確立

県では、これまでも数次にわたる財政改革の取組を積極的に進めてきたところですが、国の「三位一体の改革」により地方交付税が大幅に削減されたことなどから、非常に厳しい財政運営を強いられていることに加え、国の「歳出・歳入一体改革」により地方歳出を削減し、県税と地方交付税を合わせた地方一般財源を今後もさらに抑制する方針が示されています。

また、これまで人口増等に対応した施設整備、生活環境の向上や産業振興等のための社会基盤整備のほか、各行政分野で本県の特徴ある施策や施設の整備を実施してきたことにより、県民のくらしの利便性や豊かさは大きく向上しました。一方で、事業の縮小や施策内容の見直し等を行ってはいるものの、国が県税と地方交付税を合わせた一般財源を今後も抑制する方針を示す中、県の施策・事業の推進への対応を含めて、財政運営は大変厳しい状況となっています。

さらに、こうした厳しい状況に対応するため、この間財政調整基金など財源調整機能を持つ基金の取崩しによる財政運営を行ってきたことから、これらの基金もほとんど底をつく状況となっています。

こうした中、平成19年度当初予算を基礎とし、一定の前提条件を設定した上で、平成20年度から平成22年度までの財政収支見通しを試算すると、巨額の財源不足が見込まれ、本県の財政状況は、まさに「非常事態」ともいえるべき危機的状況となっています。

このため、次の方針に沿ってさらなる財政改革に着実に取り組んでいきます。

(1) 道筋を明確にしつつ機動的に対応する

「新たな財政構造改革プログラム」の策定過程において、平成19年度当初予算を基礎とし、一定の前提条件で財源不足額を試算すると平成20年度では約400億円、平成21年度では約460億円、平成22年度では約450億円となりました。

巨額の財源不足額に対応し、持続可能な財政構造への転換を図るため、まずは現在直面している財政危機を回避することとし、財源不足額と財源不足への対応や施策・事業の見直しなどの当面の道筋を「新たな財政構造改革プログラム」を策定して明らかにするとともに、経済動向や地方財政制度の動向に機動的に対応しながら、これに着実に取り組んでいきます。

(2) 歳入・歳出両面から大胆に取り組む

財政改革を進めるに当たっては、これまでの枠組みにとらわれない大胆な視点から改革に取り組むとともに、県にとって必要な施策の実施のため、あらゆる財源の確保に努めます。とりわけ、県税や地方交付税などの一般財源等の真に必要な財源の確保の

ため、国への要請も含め、積極的に取り組みます。

(3) 歳入確保のための取り組み

財政改革を進めていくためには、歳出の見直しとともに、自主的、自律的な行政運営を確保する観点から、当面する財政運営上の対応とともに、経常的な歳入の確保が図られるよう次の対策を一層強化します。

県税収入の確保

滞納整理の一層の強化等による収入未済額の縮減などにより、県税収入の確保を図ります。

また、県税収入の基盤を拡大するため、将来を見据えた戦略的な企業誘致や県内企業の活性化などにより、税源基盤の拡充に取り組んでいきます。

県有資産の有効活用

県有資産について、今後の県としての活用の可能性を十分見極めるとともに、県全体の活性化にも配慮しながらその有効活用や売却を検討します。

一般財源の確保

全国知事会をはじめとする地方六団体や他の地方団体と連携して、地方一般財源の確保を国に強く働きかけるとともに、県の財政需要に対応した財源確保について、国への要請を含め、これまでも増して積極的に取り組みます。

(4) 歳出の見直し

見直しに当たっては、県の内部事務経費の徹底した縮減に努めるほか、「滋賀県施策・事業仕分け会議」における仕分けの結果や各委員からの意見を活用するとともに、これからの県の担うべき役割等も踏まえながら、施策や事業の必要性や効果性などについて検証し、聖域を設けず徹底的な歳出の見直しを行います。また、人件費についても定員削減や給与削減、手当の見直し等により、一層の抑制に取り組みます。

(5) 歳出の見直しに伴う受益者負担の見直し

事務・事業全般について、応益負担の原則を踏まえ、事業に必要となる経費の見直しや受益の内容、受益者の範囲の実態等を考慮しながら、使用料・手数料などの受益者負担のあり方そのものから見直しを行います。

4 . 社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し

簡素で効率的な組織であることを基本に、県を取り巻く社会環境の変化等を踏まえた県の役割に基づいて、組織・機構の見直しに取り組みます。

併せて、事務事業の徹底した見直しや組織・機構の見直しなどに伴い、一層の定員削減に取り組みます。

(1) 本庁の組織・機構の見直し

多様な行政課題に総合的かつ機動的に対応していくため、より簡素で効率的な組織となるよう部課体制の再編を含めた見直しに取り組みます。

(2) 地方機関等の組織・機構の見直し

振興局および地域振興局

地方分権の進展や市町合併、社会経済情勢の変化に伴い、県の果たすべき役割や県と市町との関係が変化しており、これらを踏まえるとともに、今後の市町合併の動向も考慮しながら、振興局・地域振興局の地域経営機能、総合調整機能および市町に対する支援機能、危機管理機能、行政サービス提供機能の点検、見直しを行い、そのあり方について検討します。

試験研究機関

県の役割を踏まえた研究ニーズやこれまでの研究成果を踏まえ、研究課題の大幅な見直しに取り組むとともに組織のスリム化や再編整備に取り組みます。

その他の機関

県を取り巻く社会環境の変化や本庁との機能分担を踏まえ、より効率的な体制となるよう、組織の統廃合など、一層のスリム化に取り組みます。

特に、複数配置の機関（県立学校を含む。）については、組織の統合・再編を含めそのあり方を見直します。

(3) 一層の定員削減

平成17年度から取り組んでいる現行の定員削減計画を着実に達成するとともに、事務事業の徹底した見直しや組織・機構の見直しなどに伴い、今後3年間で一層の定員削減に取り組みます。

5 . 公営企業会計等や県出資法人の効率的・効果的な経営の促進

県と財政面で密接な関係にある公営企業会計等や県出資法人(外郭団体)について、効率的な運営や減量化を徹底するとともに、事業の効果性の向上などにより効率的・効果的な経営を目指します。

(1) 公営企業会計の経営の健全化等

病院事業や水道用水供給事業、工業用水道事業および流域下水道事業について、事業の活性化を図るとともに、経費削減や効率的な業務運営の実施により収支の改善に努め、経営の健全化を進めます。

(2) 県出資法人(外郭団体)の効率的・効果的な経営の促進

各出資法人(外郭団体)の設立目的および経営方針に基づき、収益性の向上や経営の効率化、経営の効果性の向上に向け、団体による主体的な経営の見直しと中長期的な視点からの団体のあり方についての検討を促進します。また、県も、次のような業務の共同化や事業規模、組織体制の見直しなどの経営の効率化・合理化の促進に取り組みます。

その上で、県が支援している公共的団体を幅広く含めて、改めて真に県民に必要なかという視点で統廃合なども視野に置き、団体のあり方そのものから見直すため、次期外郭団体見直し計画について検討を行います。

業務の共同化等

内部管理業務等の共同化や、公の施設を管理する団体の収益的な事業等を効果的・効率的に実施するための、民間等の知恵も活かした企画・調整等の連携の推進に取り組みます。

事業規模や組織体制の見直し

県の施策・事業の見直し状況を踏まえ、団体経営の効率化を推進する観点から、団体の性質等に応じて組織体制や事業規模などの見直しに取り組みます。

こうした取組と並行して収益性の向上や経営の効率化を図るなどの経営の見直しを行うとともに、県職員の団体への派遣等について団体の要請に基づく必要最小限の範囲となるように見直しを進めます。

6．対話と共感による開かれた県政の推進

県政の情報を県民にわかりやすい形で積極的に提供・公開するなど、県政の一層の透明化を図るとともに、県民のくらしの視点に立った行政を進めるため、県民との対話を進め、県民から共感が得られる開かれた県政を目指します。

(1) 費用を明確化して情報提供する取り組みの推進

県が直接実施する主な事業のうち、特に県民に身近なものについて、県民の理解を求め、行政サービス等に必要な費用をわかりやすい形（「値札」）で示します。

(2) 効果的な行政評価手法の導入

施策評価やベンチマーク等これまで実施してきた行政評価手法を再検証し、県民によりわかりやすく、より効果的に行政経営に活かしていける一体的で簡素な手法を導入します。

(3) 県民との対話の推進

県民が県政情報を県と共有して県政の諸課題を考えられるようにしていくため、県政の情報をできるだけ分かりやすい形で積極的に提供・公開するとともに、職員のコミュニケーション能力を高め、県民との対話を推進します。

(4) 多様な主体との協働を活かした取り組みの推進

県民ニーズに適切に対応し、県民満足度をより高めるため、県が現在担っている業務等の内容をNPO・企業等にわかりやすく提示し、手法等の提案や参画を求める、あるいは委託等により実施するなど、地域の多様な主体との協働を促進する仕組みを構築します。

7．効果的な経営のための県庁力の最大化

限られた経営資源で県民満足度を高めるため、くらし感覚を活かして課題を積極的に発見し、創意工夫により課題を解決する課題発見・解決型の業務執行を実現するなど、県の人的活力や情報力を有効に活かし、組織体としての力を最大限に発揮させていきます。

(1) ガバナンス機能の強化

当面する行財政改革に的確に対応しつつ、県民福祉が高められるよう経営資源の総合的な活用を図るため、政策立案段階等において総合的に調整し、管理できる機能（庁内ガバナンス）を適切に発揮させるとともに、施策の実施段階において迅速・的確な対応

を図るための庁内分権のあり方を検討します。

(2) 事業執行方法等の効率化・適正化

行政のさらなる効率化はもとより、複雑・多様化する県民ニーズに的確・迅速に対応するため、全庁的視点から業務プロセスや制度・仕組みを見直してコストを最小化するなど業務改革を一層推進するとともに、契約事務について、より競争性や公正性を高めるなどの取組を行います。

(3) 人事管理の見直し

職員の意欲や能力を高め、職員の力を最大限に引き出すことを基本に、団塊世代の職員の退職に伴う職員構成の変化や国において進められている公務員制度改革の動きなどを踏まえて人事管理の見直しを行います。

団塊世代の大量退職への対応および人材の育成・活用

団塊世代の大量退職に対応するため、職階・職名の整理や昇任管理の見直しに取り組むほか、高い専門性や実務能力を備えた人材の確保や再任用制度の活用などを通じ、組織活力の維持に努めます。

また、職場研修(O.J.T)を通じて職員が自律的に学び、育つ職場づくりを進め、組織の使命や目標を達成していくため、管理監督者やグループリーダーの意識改革とマネジメント力の向上に努めるとともに、グループ制のあり方についても見直しを行います。

さらに、職員研修や人事との連携など人材の育成に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、政策の立案および決定における男女共同参画を進めるため、引き続き女性職員の登用に取り組み、人材の一層の活用を図ります。

多様な働き方の推進

弾力的な勤務時間制度や長期間にわたって育児と仕事の両立が可能となるような働き方を選択できるなど、多様な働き方を推進し、働きやすい職場づくりを通じ、組織の活性化を図ります。

職員の意欲や能力を引き出す取り組み

能力・実績主義などを柱とする国の公務員制度改革の動向を注視し、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向け、引き続き取り組みます。

また、職員の意識改革をはじめ、職員が自発的に前例やこれまでの慣習にとらわれることなく、実践的な創意工夫や改善などに積極的にチャレンジできる取り組みを進めます。

<用語解説>

	用語	解説
1	三位一体の改革	「国から地方へ」「地方にできることは地方に」との観点で、地方が自らの権限、責任と財源で行えるよう、税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮小（国の関与の縮小）地方交付税制度の改革を一体として進めたものです。結果として、課題はあるものの、3兆円規模の税源移譲と4兆円の国庫補助負担金の廃止縮小が実現し、一方で、地方交付税が大幅に削減されました。
2	地方交付税	国税のうち、所得税や法人税、消費税などの一定割合の額で、地方公共団体が等しくその事務を行うことができるよう、一定の基準によって国が交付する税のことで、歳入に占める割合は、ほぼ県税収入と同じくらいであり、大きなウェイトを占めています。地方公共団体が独自に収入することはできません。
3	新行革大綱	危機的な財政状況や市町村合併、地域の多様な主体による公共的活動の活発化などを背景に、さらなる行政改革に取り組んでいくため、平成18年3月に策定した「小さくて創造的な県庁への変身（新行革大綱）」のことです。 「地域の自立と協働の自治への転換をめざして」を基本理念として、県行政のより一層のスリム化と効率化、市町との新たな役割分担と協力関係の構築、地域の多様な主体との協働、選択と集中の徹底、庁内ガバナンスと分権化、健全な危機意識と自己革新の6つの視点から改革に取り組むこととしていました。
4	財政調整基金等の基金	一定の目的のために資金を積み立てておくもので、いわば家計での貯金にあたり、県の場合は条例によって設置しています。基金の積み立ても、また、取り崩しも歳入歳出予算に計上し、議会の議決を経て行っています。 【主な基金の内容など】 「財政調整基金」…県の年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。例えば、近年のような景気の低迷で県税収入が少なくなった場合に、取り崩して歳入不足を補います。 「県債管理基金」…県債の将来の償還（公債費の支出）に備えて積み立てておく基金で、近年のように、公債費の支出が増加してきた際に、取り崩して公債費の支出に充てます。 財政調整基金は、その設置目的から、また、県債管理基金は、公債費の支出が毎年度一定額はあり、県税収入の動向などに応じてそれを補うことができることから、この二つの基金は、「財源調整機能」がある、と言います。 「特定目的基金」…財政調整基金と県債管理基金以外の基金をまとめて「特定目的基金」と言います。例えば環境活動への支援、一定の施設の整備など、条例で定められた目的（特定目的）を計画的に実施することができるよう、その用途に限って取り崩すことができることとして、設置している基金です。
5	自助、共助、公助	個人の尊厳を最大限に尊重し、個人でできることは、まず個人で解決し（自助）個人でできないことは地域やコミュニティなどで助け合い（共助）自助や共助ではどうしても解決できないことを行政が補完する（公助）という考え方です。
6	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組のことです。
7	共生社会	世代や文化の違いを超えて多様な価値観を認め合い、自然と調和しながら支え合って共に生きていくことです。

8	近接・補完の原理	地域の課題は、住民の意思と責任によって解決することが重要であるとの認識のもと、それらを最も反映しやすい市町村が優先的に行い、担い得ない部分をより広域的な役割を担う県が補い、さらに地方公共団体では担い得ないことを国が担うという考え方です。
9	滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会	分権一括法により対等・協力の関係となった県と市町が、地方自治を取り巻く環境が大きく変化していく中で、市町村合併の進展等を踏まえつつ、これからの滋賀の自治を担っていくための新たなパートナーシップの構築に向けて、協働で検討・協議するために平成16年に設置したものです。 県と市町の役割分担と負担のあり方、県と市町の対話システム、県から市町への権限移譲の3つのテーマについて検討を行い、平成17年2月には、「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会報告」をまとめました。
10	歳出・歳入一体改革	平成18年7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、財政健全化の取組として示されたもので、2010年代初頭には基礎的財政収支の黒字化を確実に実現することなどを目標として歳出・歳入両面における具体策を実行するとしたものです。 地方財政については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持するとされています。
11	住民自治	地方における行政を行う場合に、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理するとする原則のことであります。
12	地方一般財源	地方自治体全体の一般財源のことをいいます。 一般財源とは、財源の使い途が特定されておらず、地方自治体の自主的な判断でその使途を決定できる財源のことで、県では、県税、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、市町たばこ税、県交付金などがこれにあたります。
13	滋賀県施策・事業仕分け会議	市町村合併の進展や三位一体の改革をはじめとする社会経済情勢の変化や、引き続き厳しい財源不足が見込まれる状況などに的確に対応していくため、県の果たすべき役割を改めて検証しながら、県として実施すべき施策・事業のあり方等を外部の視点で整理する「施策・事業の仕分け」を実施するため、平成18年に設置した組織であり、県民、企業経営者、学識経験者、市町職員で構成されています。 平成18年9月13日から平成19年5月9日にかけて、平成18年度予算に計上した2,425件の事業項目について検討を行いました。
14	応益負担の原則	行政サービス等によって受けた利益の大きさに応じて、税やかかった費用などを負担すべきとする考え方のことです。
15	地方六団体	全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会および全国町村議会議長会の地方関係六団体の総称です。
16	行政評価手法	行政評価とは、行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図るための一手法です。
17	ガバナンス機能	「ガバナンス」とは、英語の「統治、支配、管理、制御、社会的統治」という意味ですが、本方針においては、特に、「政策立案段階等において総合的に調整し、管理できる機能」と定義しています。
18	人事評価制度	能力・業績重視の人事管理を実現するために、職務遂行における個人の能力発揮状況や仕事の成果を公正・公平に評価する制度が人事評価制度です。 具体的には、一定期間の職員の職務遂行に対する評価を行い、その結果を人材育成、人事異動、給与や昇任などの人事上の処遇に反映させる制度のことであります。

新しい行政改革の方針 参考資料

未来へつなぐ改革の基本方針

- 1 県政経営の考え方 13

分権時代を見据えた県の役割の明確化

- 2 滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会報告 14
(平成17年2月)抜粋
3 地方分権改革推進委員会中間的な取りまとめ(要約・抜粋) 18

市町とのより適切な連携・協力関係の構築

- 4 県から市町への権限移譲の状況 22

持続可能な財政基盤の確立

- 5 財政収支見通し 23
6 基金残高の状況と課題 25
7 これまでの県の財政改革 26
8 収入未済額推移(法的に認められた徴収猶予分除く) 27
9 工場立地件数・敷地面積の推移 28
10 県有資産の売却状況 29
11 地方分権改革をめぐる動き(国への働きかけの状況を中心として) 30
12 「施策・事業の仕分け」結果全体集計 31
13 使用料および手数料の見直しの状況 32

社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し

- 14 知事部局定数の推移(H9～19) 33
15 人口類似県における人口1万人当たりの職員数 34
16 集中改革プランの人員削減率全国比較(一般行政部門) 35
17 人件費削減の取組 36
18 都道府県のラスパイレス指数の状況 37
19 試験研究機関の研究職員数の状況 38

公営企業会計等や県出資法人の効率的・効果的な経営の促進

- 20 公営企業会計等の状況 39
21 外郭団体の見直し状況 47

効果的な経営のための県庁力の最大化

- 22 業務改革の実績 48
23 契約事務の制度改正状況 49
24 職員の創意工夫や改善の現状 50

1 県政経営の考え方

県政経営

基本構想

基本理念

未来を拓く共生社会へ

自律と協働により、人と人、人と自然が調和する共生社会を築き、暮らしの未来、社会の未来を拓く。

将来の姿

< 地域の将来の姿 >

経済・産業
環境
県土

< 暮らしの将来の姿 >

健康、働く、住む
学ぶ、育てる、
楽しむ、つながる

戦略

- 人の力を活かす
- 自然の力を活かす
- 地と知の力を活かす

施策

- 暮らし
- 経済・産業
- 環境
- 県土

新しい行政改革の方針

未来へつなぐ改革の基本方針

自律的で持続可能な行政基盤の確立

「地方政府」としての県の役割の発揮
市町とのより適切な連携・協力関係の構築
自律的で持続可能な財政基盤の確立
対話と共感による開かれた県政の推進
スリムな組織体制の構築と県庁力の最大化

取組項目

1. 分権時代を見据えた県の役割の明確化
2. 市町とのより適切な連携・協力関係の構築
3. 持続可能な財政基盤の確立
4. 社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し
5. 公営企業会計等や県出資法人の効率的・効果的な経営の促進
6. 対話と共感による開かれた県政の推進
7. 効果的な経営のための県庁力の最大化

新たな財政構造改革プログラム

財政収支見通し

財政収支見通し(財源不足額)
平成20年度 約400億円
平成21年度 約460億円
平成22年度 約450億円

本県の財政状況は、まさに「非常事態」ともいべき危機的状況

財源不足への対応

1. 道筋を明確にしつつ機動的に対応する
2. 歳入・歳出面から大胆に取り組む
3. 歳入確保のための取組
4. 歳出の見直し

基本構想の実現に向けた県政運営の考え方

様々な地域の課題を地域自らが主体的に解決していく「地域主権」の自治を目指します。自然や子ども・若者らの力を活かさないのは「もったいない」という視点から次世代育成の県政を目指します。戦略的、重点的に施策を展開し、「県政経営」の視点を一層重視します。

2 滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会報告

(平成17年2月)抜粋

1 分権型社会における県、市町、住民の役割

地方分権の意義

地域の多様な個性を尊重する住民主導の自立的で総合的な行政運営の仕組みを構築することである。

地方自治体とその住民による自己責任のもとでの自己決定権の拡充を目指す取り組みである。

よりよい地域づくりを目指して住民、地域社会、NPO、企業などの地域の多様な主体による自主的な活動が展開され、行政と住民等が協働して自立的、総合的な地域づくり、くらしづくりが行われることが必要である。

住民等と行政の役割

「自助」、「互助」、「公助」という住民等と行政の役割における基本的な考え方のもと、住民等の主体的な公共的活動を優先に考え、住民自治の充実を図る。

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

<住民等と行政の役割における基本的な考え方>

個人でできることは個人で解決する(自助)

個人でできないことは地域で助け合う(互助)

自助や互助でどうしても問題解決できないことを行政が補完する(公助)

県と市町の役割

市町村優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえて、市町の役割をより一層重視する。

市町は、基礎的な地方自治体として、地域における事務で県が処理するとされるものを除いたものを処理するとされ、住民に最も身近な自治団体として住民の日常生活に直結する仕事を総合的に処理する。

県は、市町を包括する広域の地方自治体として、広域にわたるもの、市町の連絡調整に関するもの、規模または性質において一般の市町が処理することが適当でないものを担い、必要に応じて市町を補完する。

県は広域の地方自治体として、市町は基礎的な地方自治体として、それぞれの性格に応じた役割分担を明確にし、相互に競合しないようにしながら、対等のパートナーとして連携、協力して地域における行政を実施する。

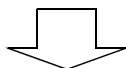
<市町村優先の原則、近接および補完性の原理>

地域の課題は、住民の責任ある選択により、総合的、主体的に解決することが重要であることから、課題の解決は、住民の意思の反映などを最もしやすい市町村が優先的に行い、次に市町村ではできないことを県が行い、さらに、県も行うことが適当でないことを国が行うという考え方である。

2 県と市町の役割分担における課題

住民等の公共的活動

地域づくりに積極的に参加しようという住民、地域社会、NPO、企業などの地域の多様な主体による自主的な公共的活動が活発となり、地域の公共サービスの厚みを増すことが期待される。

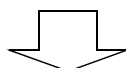


行政が行うよりも効果的、効率的と判断される事業については、地域の多様な主体の積極的な参画を得て、「協働」をさまざまに工夫して具体的に実施することが重要である。

住民自治の充実を図る視点からも、広く住民等の理解を得ながら、住民等と行政の役割のあり方を見直す必要がある。

市町合併の進展

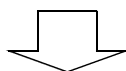
市町合併の進展に伴い、新市町の行政区域や財政的、人的規模が拡大強化され、行政能力の一層の向上が期待される。



市町村優先の原則を踏まえつつ、小規模町の事情にも一定配慮して、県と市町の新たな役割分担と協力関係の構築を考える必要がある。

危機的な財政状況

右肩上がりの経済成長を背景に拡大してきたサービス水準を維持、継続することは極めて困難な状況であり、危機的な財政状況を踏まえ、自立した行財政運営に転換することが期待される。



危機的な財政状況等について、県と市町が共通認識を図るとともに、住民等の理解を得ながら、住民等、市町、県の役割分担を根本的に見直す必要がある。

施策全般について、県と市町はそれぞれその必要性、緊急度、重要度による見極めを徹底的に行い、より一層の効果的・効率的な行政運営の仕組みの構築が必要である。

限られた財源で、住民ニーズ等を踏まえ、受益と負担のバランスを考慮したサービスの効率的かつ適切な実現が重要である。

3 県と市町との具体的な役割分担

市町村優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえて、市町の役割と県の役割に関する指標は次のとおり整理できる。

なお、行政の役割は広範・多岐にわたるため、個々の事務の性格や実態等を勘案しながら、県と市町が対等・協力のパートナーとして協働して取り組むこと、必要に応じて県が市町を支援することも必要である。

(1) 市町の役割

指標 1 地域の生活に密着したものなど市町の責務として行うべきもの

地域の生活に密着したものなど本来的に市町が担うべき事務

(例) 地域コミュニティ活性化支援、商店街活性化、地域福祉、地域に密着した基盤整備

指標 2 地域の実情に応じた取組が必要なもの

地域住民に最も近い市町が担う方が各地域の状況やニーズに応じた取り組みが進められるもの、きめ細かな対応が可能となるもの

(例) 地域的な観光振興、一般廃棄物対策

指標 3 住民にとって市町が行った方が利便性が高く、効率的、効果的なもの

住民等に身近な市町に委ねた方が、住民や利用者にとって利便性が向上するもの、業務が効率的・効果的となるもの

(例) 地場産業の振興、生涯学習の実施

指標 4 受益範囲が単一市町に限定されるもの

事業の対象、利用者が単一市町のみで受益範囲が限定されるもので、市町で対応可能なもの

(例) 地域内の福祉のまちづくり事業

指標 5 単一市町における活動を対象とするもの

市町域を活動エリアとするなど活動範囲が単一市町のみ範囲に留まる地域の多様な主体への支援など

(例) 地域内の文化活動支援

(2) 県の役割

指標 1 広域的な行政需要・行政対象への対応

行政対象となる物や事業が広域的である場合、施設利用者や規制対象などの行政需要が広域的に散在している場合、一市町域を超えて、活動する団体の支援や移動する対象への規制、産業活動などに対応する取組を行う場合
(例) 琵琶湖の総合保全、流域下水道事業、鉄道整備事業、新産業の創出支援、科学技術の基盤整備、産業廃棄物対策、広域的な観光振興

指標 2 国・他府県・市町間等の調整等を要するものへの対応

国や他府県・市町間など一市町域を超えて広域的な調整等が必要となる課題への対応
(例) 広域的な防災対策・危機管理、県全域の土地利用計画、大気・水質等の環境監視

指標 3 高度な技術、専門性を要するものへの対応

高度な技術や専門的知識を必要とする事業、試験研究や検査等
(例) 生態系の調査、研究、高度で専門的な保健サービス、産業活性化に向けた技術開発

指標 4 県域レベルで活動する公的サービス等を担う人材の養成、活用

県域レベルで活動する人材や高度な専門性を持つ人材の養成と活用
(例) 人権教育の指導者育成、社会教育指導者養成事業

指標 5 県域全体の方向性を導く取り組み

県が持つ財政能力や専門的人材ストック等を活かして、県域全体を先導すること、県域全体に政策の効果が及ぶことを目的として取り組む事業等
(例) 男女共同参画施策の総合的推進、環境こだわり農産物発信事業

3 地方分権改革推進委員会中間的な取りまとめ（要約・抜粋）

平成19年11月16日

1 はじめに

- ・「中間的な取りまとめ」は、委員会が本年5月30日に取りまとめた「基本的な考え方」を踏まえつつ、来春以降順次行う勧告に向け、今後の検討の方向性を明確にするもの。この意味で、今後の勧告に向けた「羅針盤」であり、国民の理解と支持を高めるための「トリガー」でもある。

2 審議の経過

- ・委員会は、4月2日の初会議以来、「中間的な取りまとめ」までに29回の会議と7回の地方分権懇談会を開催した。この間、5月30日には、「基本的な考え方」を取りまとめた。
- ・委員会審議では、地方側から提示された支障事例の課題などを各府省に投げ掛け、それに対する見解を公開の委員会の場を通じて共有し、議論していく方式を基本とした。
- ・委員会は、経済財政諮問会議の議論とも連携し、6月の「骨太の方針2007」では、「基本的な考え方」にもとづき検討を進めることや、今後の検討スケジュールなどが盛り込まれた。

3 地方分権改革における基本姿勢の明確化

(1) 地方分権改革の理念

〔地方分権の新たなステージ〕これまでの「未完の改革」の延長ではなく、人口減少・少子高齢化など社会構造の変化に伴う危機の状況を打開し、新たな未来社会への見取図を示す。

〔地域の個性〕各地域がその特性をいかし、独自の発展を遂げることができるよう、地方自治体の自由度を拡大する仕組みを構築し、元気があり多様な個性ある地域社会の形成を目指す。

〔グローバル化、情報化の進展〕今や、地域の豊かな個性と資源、そしてそのネットワークによって我が国が支えられる「自立と共生」の時代であり、地方分権改革が不可欠である。

〔団体自治と住民自治の充実〕「団体自治」の拡充と「住民自治」の実質的な確立を目指す。

〔住民の視点の重要性〕国も地方も、財・サービスの供給者ではなく利用者・納税者である住民の視点に立つことで、施策の重複の排除や効率的な財・サービスの提供が可能となる。

(2) 「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

〔地方政府の確立のための権限移譲〕中央政府と対等・協力である「地方政府」の確立のため、住民に身近な行政は地方自治体に移譲し、義務付け・枠付け、関与等を徹底して見直し

〔完全自治体の実現〕自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」を目指す。

〔行政の総合性の確保〕規模や地理的条件等の異なる地方自治体が地域における総合的な行政を担うことができるよう、「自立と連帯」の基本原則にしたがい、広域連携等の制度を充実

〔地方活性化〕国の条件整備のもと、地方自治体は自らの企画力の向上を通じた地域経済基盤の強化をはかり、地域の多様な資源をいかした民主導の地域再生を実現

〔住民本位の自治と自治を担う能力の向上〕地方政府の担い手である住民・首長・議会の意識改革、自治体職員の資質の向上、監査などのチェックシステムの徹底が必要

(3) 各府省の共通した主張に対する当委員会の考え ... 地方分権への「懸念」の克服

- ・ 国が直接権限を行使し、地方自治体の行政決定に対する関与を行わなければならないとする理由等についての各府省の共通した主張は、以下のとおり、いずれも本来地方自治体が自主的に判断を行うべき領域に国が介入することの理由とはならないと考える。

「統一性」の観点に対する考え方

- ・ 法律などで明確な基準を定めていれば、国が個別に関与するまでもなく統一性が十分担保できる。国が基準を定める場合であっても、あくまで「標準を定めるもの」とし、地方自治体の創意工夫の余地を認める方式とすべき

「広域性」の観点に対する考え方

- ・ 都道府県を越えた広域調整の仕組みのあり方を積極的にまず模索すべき。国による広域調整がどうしても必要な場合でも、報告や届出にとどめ事後チェックとすることを基本とすべき

「専門性」の観点に対する考え方

- ・ 地方自治体においても能力、設備面で専門性を確保することは可能。また、専門性を有するとされる国の組織や職員を地方自治体に移管することによって対応することが可能

4 国民・住民本位の分権改革

(1) 法制的な仕組みの見直し等

義務付け・枠付け、関与の見直しと条例制定権の拡大

- ・ 自治事務に対する義務付け・枠付けについて、存置を許容する場合のメルクマールを設定し、該当しないものは原則廃止を求める。これにより、廃止・縮減、全部・一部の条例委任、又は条例による補正の許容（「上書き」）などの見直しを行い、条例制定権の拡大をはかる。
- ・ 地方自治体の行政に対する国等の関与は、自治事務に対する関与の基本類型に該当しない同意、許可・認可・承認、指示等の特別の関与の見直し等、さらなる見直しを行う。

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合

補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合

地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合

地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステムの検討

- ・ 今後制定される法令が新たな国と地方の役割分担等を踏まえた諸原則に沿ったものとなるよう、各府省及び政府全体としての義務付け・枠付け等に関するチェックシステムの整備について引き続き検討を進める。

都道府県から市町村への権限移譲の法制化の推進

- ・ 都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することとすることができる制度（平成 12 年施行）は、各都道府県において積極的に活用されているが、住民の利便性の向上等の観点から、大いに評価すべき
- ・ 複数の都道府県において、小規模な市町村も含め移譲がなされている事務については、市町村の事務として法令上制度化することを検討する必要がある。

(2) 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

<略>

(3) 地方分権改革と地域の再生

過疎化する中心市街地（コンパクトシティに向けて）

- ・ 地域の実情に通じた地方が、周辺地域との広域的な調整もはかりつつ、自らの責任と判断でコンパクトなまちづくりを進めていくことが重要

過疎化する地域集落（限界集落を超えて）

- ・ 全国一律のフルスペックの行政手法によるのではなく、集落に関して地域が自ら行政サービスの範囲と内容、提供方法を「身の丈に合わせて」決定できることが基本

5 税財政

(1) 国と地方の財政関係

- ・ 地方税財源に占める地方税の割合を引き上げることが不可欠。当面、国と地方の税源配分について、地方から主張されている 5 : 5 を念頭におくことが現実的な選択肢。具体的な方策については、今後の地方税財政全体の改革議論のなかで検討する。
- ・ 国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しについて一体的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度の改革を進めていく必要がある。

(2) 地域間財政力格差の是正

- ・ (1) のように地方税の比率を高めていくのであれば、国からの財政移転が果たす役割は縮小せざるを得ない。その際、地域間の財政力格差の縮小の観点から、地方交付税の制度改革を含め財政調整のあり方についても検討する必要がある。
- ・ 国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の一体的改革と税源の偏在是正とは、一体不可分。地方税源の充実にあたっては、応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うものであること、さらに、地域的な偏在性が少なく、税収が安定したものであることが望ましく、国と地方の税体系の観点から見直しを行う必要がある。

(3) 社会資本整備に関する財政負担

- ・ 社会資本整備に関する国と地方の役割分担を見直し、国庫補助事業についての対象事業の限定や直轄事業負担金の廃止・縮減等について地方の自主性・裁量性を拡大する方向で検討

(4) 国庫補助負担金改革

- ・ 国庫補助負担金については、地方自治体の自主的な行財政運営を阻害しがちであり、財政資金の非効率な使用を招きやすいことから、廃止を含めたゼロベースでの見直しが必要
- ・ 財産処分に対する制限は、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保するうえで必要最小限にとどめるように改め、手続の簡素化、処分制限期間の短縮化をはかる。

(5) 財政規律

- ・ 地方自治体自身が経営のスリム化・効率化を進め、納税者たる国民・住民の立場に立った地方自治体となることが、財政規律を高め、地方分権改革への国民全体の支持を高める。

6 分権型社会への転換に向けた行政体制

- ・ 国の新たなガバナンスの姿、将来における道州制のあり方にも関連して、以下を指摘

(1) 広域連携の拡充

- ・ 「平成の大合併」は、基礎自治体優先の原則に沿った役割分担を担うことのできる基礎自治体を整備しようとするもの。そのうえで、単独の基礎自治体が担えない事務事業については、周辺の基礎自治体との広域連携等の水平的補完、都道府県が担う垂直的補完の仕組みの充実が必要

(2) 大都市制度のあり方について

- ・ 大都市に関して国の法令による全国一律の義務付け・枠付け、関与が必要なのか、さらなる権限移譲ができないのかといった視点を保持し、そのあり方についての検討が必要

(3) 地方支分部局等の見直し

- ・ 法令による適切な事務処理基準の設定、事務と要員の双方の移譲により、国の地方支分部局の事務を地方が担うことは可能。また、管轄区域が複数都道府県にまたがるブロック機関の事務についても、都道府県や本府省、地方自治体の広域的連携で対応できないか検討が必要

7 勧告に向けて

- ・ 今後の審議においては、「中間的な取りまとめ」で示した検討の方向性にもとづき、幅広い課題について具体的な勧告に向けて本格的に検討を進めていく。
- ・ 法令による義務付け・枠付けについては、存置を許容する場合のメルクマールを設定し、これに該当しない場合には原則として廃止することとし、当面、今年度末を目途に各府省から見直しの結果の回答を得て、検証を行う。
- ・ 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直しについては、所管府省においても早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請する。当面、今年度末を目途に検討結果の報告を求め、来春以降の勧告に向けた検討を具体的に進める。
- ・ 地方支分部局の抜本的な見直しについては、出張所等を含む詳細調査結果を活用しつつ、事務事業の地方自治体への移譲等を検討していく。地方六団体からの具体的な見直しの提案等を踏まえ論点を整理し、今年度末を目途に、各府省の考え方の回答を得て、検証を行う。
(政府及び地方自治体に望むこと)
- ・ 政府に対し、一体となって地方分権改革の推進に強力に取り組まれることを望む。また、地方自治体においては、具体的かつ建設的な検討及び提案が行われること、行財政運営についての透明性と自浄性の確保、人材育成など行政能力向上の努力の継続を期待する。

4 県から市町への権限移譲の状況

1. 滋賀県・市町村権限委譲検討協議会報告による権限委譲実施計画

平成12年4月の地方分権一括法の施行を契機として計画策定

13事務を平成13年度から平成16年度までの間に市町村に委譲

(本計画前に委譲した事務とあわせて36事務(教委条例・規則含む)を委譲)

2. さらなる権限移譲基本計画(平成18年2月策定)による権限移譲

市町村合併の進展により、市町の行財政基盤の拡大・強化に応じて権限移譲を推進するため、「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」において計画策定

57事務を平成19年度から平成22年度までの間に市町へ移譲予定

期間	割合	事務数	事務量で見た進捗状況 *1		事務数で見た進捗状況 *2			
			市	町		市	町	
H19.4		38事務	56.9%	61.9%	18.9%	53.8%	71.7%	35.1%
H20.4まで(予定)		41事務	69.4%	75.5%	22.7%	60.9%	76.6%	44.4%
H19-H22【計画期間】 (予定)		55事務	94.1%	98.1%	63.4%	88.7%	96.2%	80.9%

*1 事務処理時間で見た進捗状況

*2 移譲事務数で見た進捗状況

3. 大津市の中核市移行(平成21年4月予定)に伴う権限移譲

17事務を保健所設置時に移譲予定

(法令の規定により中核市へ移譲される事務を除く)

5 財政収支見通し

平成20年度から平成22年度の財政収支見通しは次表のとおりです。

この収支見通しは、「新たな財政構造改革プログラム」の策定経過において、一般会計を対象に平成19年度当初予算を基礎として、一定の前提条件を設定した上で算出したものです。収支見通し・財源不足額は、平成20年3月中に策定する「新たな財政構造改革プログラム」で明らかにします。

(単位:億円)

区 分		平成19年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
				伸び率	伸び率	伸び率		
歳 出	義務的経費	2,799	2,880	2.9	2,900	0.7	2,910	0.3
	うち人件費	1,746	1,750	0.2	1,750	0.0	1,750	0.0
	うち扶助費	353	380	7.6	380	0.0	400	5.3
	うち公債費	700	750	7.1	770	2.7	760	1.3
	投資的経費	878	910	3.6	800	12.1	800	0.0
	うち普通補助	380	390	2.6	360	7.7	360	0.0
	うち普通単独	357	380	6.4	300	21.1	290	3.3
	その他の経費	1,396	1,430	2.4	1,450	1.4	1,440	0.7
	うち税交付金等以外	1,096	1,130	3.1	1,120	0.9	1,120	0.0
	歳出合計	5,073	5,220	2.9	5,150	1.3	5,150	0.0
うち一般歳出	4,373	4,470	2.2	4,380	2.0	4,390	0.2	
歳 入	県税	1,790	1,870	4.5	1,930	3.2	1,980	2.6
	うち法人二税	661	680	2.9	700	2.9	720	2.9
	うちその他諸税	1,129	1,190	5.4	1,230	3.4	1,260	2.4
	地方交付税	963	960	0.3	890	7.3	870	2.2
	国庫支出金	524	530	1.1	520	1.9	520	0.0
	県債	673	570	15.3	480	15.8	470	2.1
	(財源対策のための県債)	(100)						
	うち臨財債等	186	170	8.6	150	11.8	140	6.7
	その他	1,123	890	20.7	870	2.2	860	1.1
(財源対策のための基金取崩)	(169)							
(財源対策のための県有地売却)	(51)							
歳入合計	5,073	4,820	5.0	4,690	2.7	4,700	0.2	
要調整額(歳出 - 歳入)	0 (320)	400	皆増	460	15.0	450	2.2	

* () 内については、歳入のうち財源対策として見込んだものです。

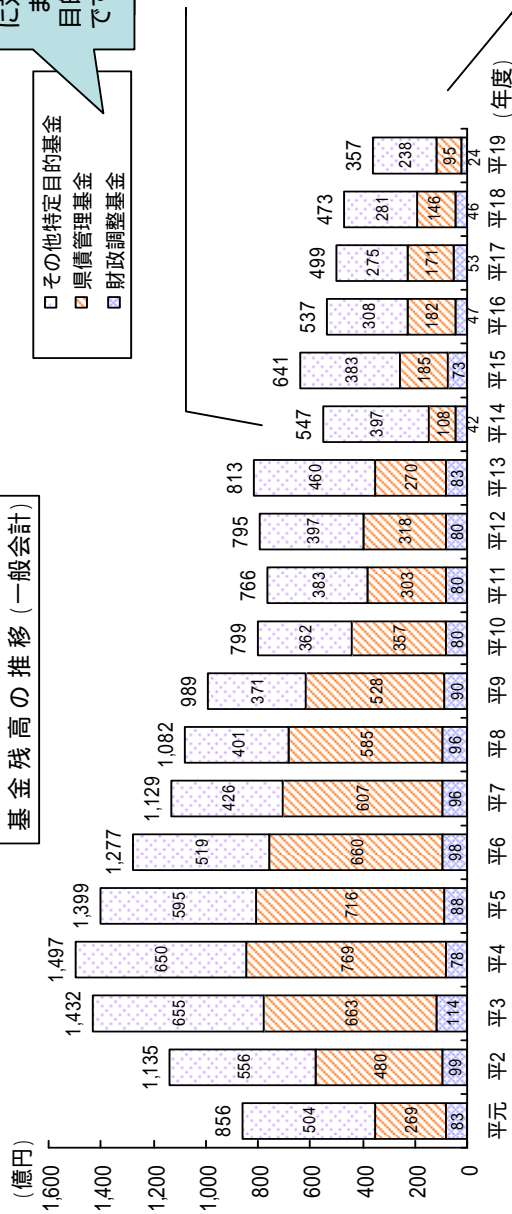
なお、収支見通しの試算にあたっての前提条件は以下のとおりです。

一般会計を対象とし、平成19年度当初予算の歳入歳出を基礎にしています。		
歳 出	義務的 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 給与費：給与構造改革および職員の年齢構成の変動による影響を見込んでいます。 給与カットは実施せず、ベースアップは0%として推計しています。 退職手当：年齢別職員構成や過去の退職状況等を勘案して所要額を試算しています。 ・扶助費：過去の伸び率等を基に所要額を試算しています。 ・公債費：既に発行した県債については、個々の償還表に基づき所要額を算出し、今後発行するものについては、平成19年度予算と同様の償還条件、借り入れ利率(2.5%)として試算しています。
	投資的 経費 ・ その他の 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・既に事業着手済み等の大規模事業については、個別に年度ごとの所要見込額を反映して試算しています。 ・上記以外の経費については、税交付金等を県税の伸び率を基に推計したほかは、平成19年度の額を基本として試算しています。
歳 入	県税	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府試算の「日本経済の進路と戦略(参試算)」の「地方普通会計の姿」における地方税(H20 2.9% H21 2.8% H22 2.3%(シリオの平均))を基本として試算しています。
	地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年度から平成21年度までの普通交付税の推計について(平成19年4月20日総務省自治財政局)」を基本として試算しています。 (H18-19年度トレンド[*]延伸ケース、H20 1.4% H21以降 1.5%)
	県債	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業に係る所要額を見込んだほかは、平成19年度の額(財源対策的な起債を除く)を基本として試算しています。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・基金繰入金について大規模事業に係る所要額を見込んだほかは、平成19年度の額を基本として試算しています。

6 基金残高の状況と課題

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、県債管理基金は借入金返済に備えるための基金です。近年の大きな財源不足に対処するため、この両基金を活用しています。また、その他特定目的基金は、条例に定められた目的に沿って推進する事業に活用するための基金です。

基金残高の推移（一般会計）
 □ その他特定目的基金
 □ 県債管理基金
 □ 財政調整基金



(注) 平成18年度までは、決算(18年度は決算見込)に基づき各年度末現在高であり、平成19年度は9月補正予算額を反映した年度末現在高見込額です。

平成14年度は、県税収入が前年度に比べ282億円も大幅に落ち込んだことから、財政調整基金を50億円、県債管理基金を162億円、合わせて212億円もの取り崩しを行って対応しました。

平成19年度末の財政調整基金と県債管理基金の残高はそれぞれ、24億円、95億円で、合わせて119億円となる見込みです。

課題

- ・もし、平成14年度のような税収の落ち込みが再来すれば、基金での対応は困難。
- ・滋賀県の平成19年度の標準財政規模(臨時財政対策債を含む)は、約3,000億円で、都道府県の場合、その5%(約150億円)以上の赤字を出すと、“財政再建団体”に該当。
 県税収入の急減など万一の場合、両基金でカバーすることができない可能性
- ・平成19年度当初予算では、基金の取り崩しで169億円の対応を行ったが、現状では同様の対応はほとんど不可能な状況。

7 これまでの県の財政改革

財政構造改革の指針（平成 10～12 年度）

- ・歳出の伸びの抑制
- ・会館等公共施設の原則凍結
- ・スクラップアンドビルドの徹底
- ・総人件費の抑制・県債発行の抑制

当面の財政運営方針（平成 13～14 年度）

- ・会館等公共施設は、緊急不可欠なもの以外凍結
- ・総人件費の抑制
- ・県債は、地方財政措置に基づくもの以外は抑制

第 2 次財政構造改革の指針・改革プログラム（平成 15～17 年度）

- ・効率的な行政運営の徹底
- ・施策の重点化（約 85 億円）
- ・投資的経費の重点化（約 65 億円）
- ・歳入の確保等（約 59 億円）

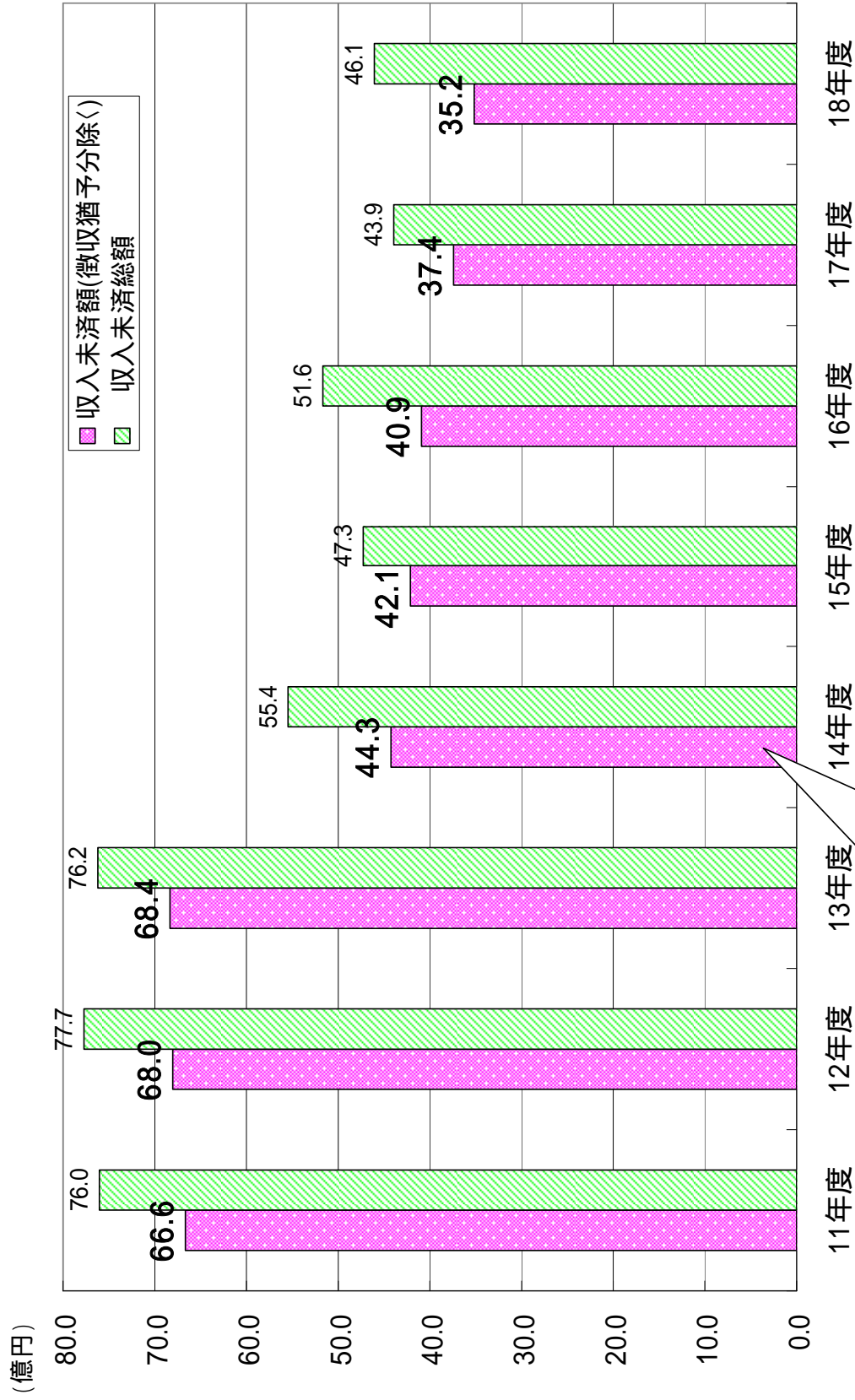
財政危機回避のための改革基本方針・改革プログラム

（平成 17～19 年度）

- ・県行政のスリム化（約 124 億円）
- ・施策の重点化（約 75 億円）
- ・投資的経費の重点化・効率化（約 64 億円）
- ・歳入の確保等（約 16 億円）

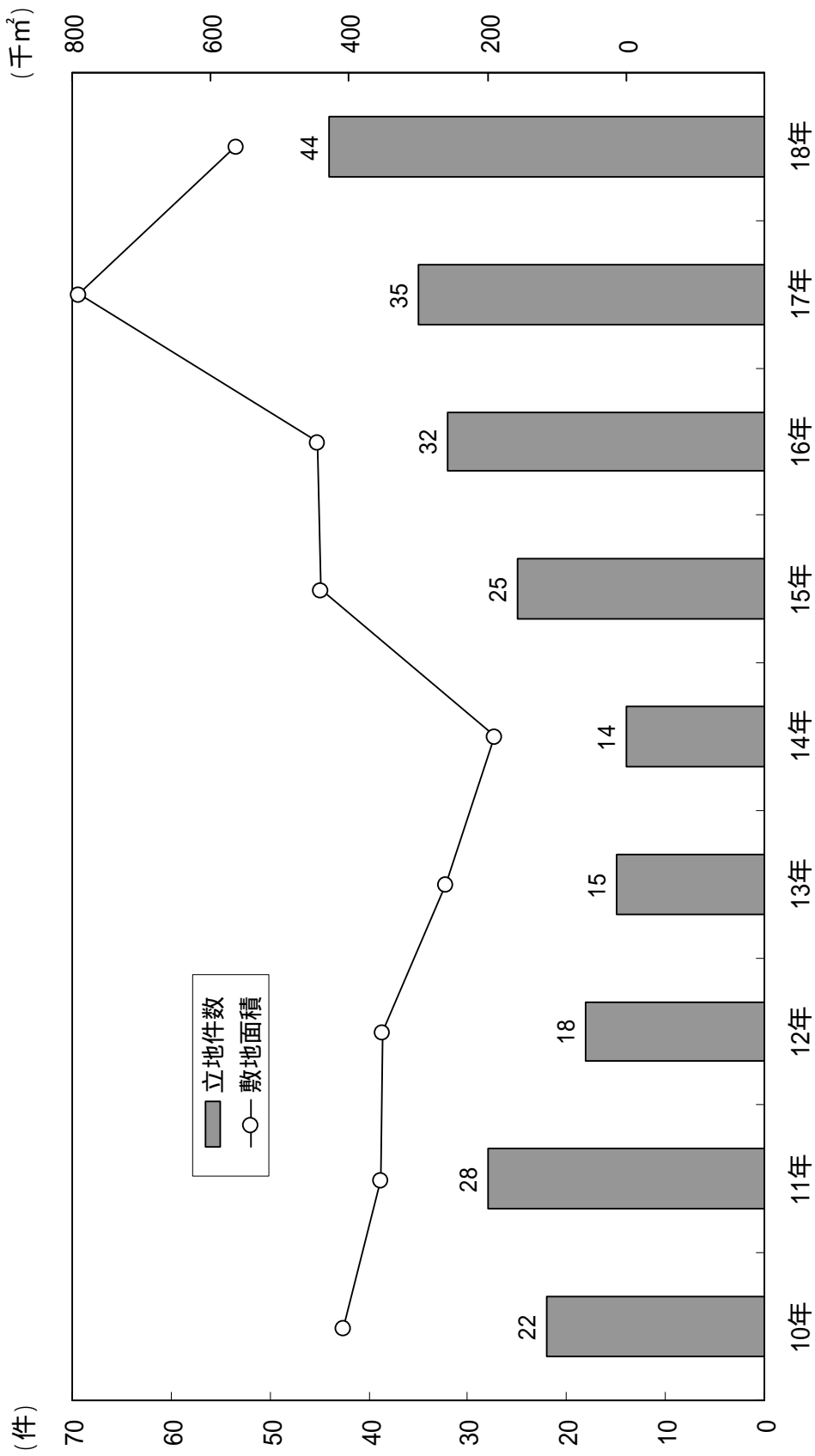
8 収入未済額推移（法的に認められた徴収猶予分除く）

収入未済総額は徴収猶予分を含んだ収入未済額の決算額を示す



平成14年度に大幅に減少しているのは、平成2年度に軽油引取税の反則事案で課税した約2.5億円を不納欠損処理したものである。

9 工場立地件数・敷地面積の推移



滋賀県内の工業団地の状況(平成19年10月末現在)

分譲済み 59 団地	13,279千㎡
分譲中 5 団地	301千㎡
造成中・計画中	7 団地	1,619千㎡

10 県有資産の売却状況

1 県有地売却状況

(単位：百万円)

年度	不動産売払収入(土地)
平 9	1,034
平 10	1,613
平 11	394
平 12	604
平 13	731
平 14	498
平 15	1,171
平 16	399
平 17	669
平 18	1,129
計	8,242

2 県有地(普通財産)の状況

土地全体	7,479千m ²
うち売却可能財産	185千m ² (2.5%)
	(平成18年9月調査)

11 地方分権改革をめぐる動き（国への働きかけの状況を中心として）

平成14年12月	「財政構造改革プログラム」策定（平15～17）
平成15年6月	「骨太の方針2003」を閣議決定 ・三位一体の改革の具体的工程（4兆円程度の補助金改革）
平成16年6月	「骨太の方針2004」を閣議決定 ・3兆円程度の税源移譲
平成17年3月	「財政危機回避のための改革プログラム」策定（平17～19）
6月	「骨太の方針2005」を閣議決定 ・平成18年度までに三位一体の改革を確実に実施
平成18年7月	「骨太の方針2006」を閣議決定 ・「歳出・歳入一体改革」に向けた取り組み ・人件費削減、地方単独事業抑制、地方交付税現行法定率維持等
12月	地方分権改革推進法の成立
平成19年1月	地方分権改革推進本部の設置
5月	地方の税財政基盤の充実について（滋賀県政策提案） 「経済財政運営と構造改革の基本方針2007」に盛り込むべき事項について（地方六団体） 地方分権改革の推進に向けた緊急アピール （滋賀県地方分権推進自治体代表者会議）
6月	地方分権改革推進全国大会（地方六団体） 地方分権の推進に関する緊急提言（近畿ブロック知事会） 「経済財政改革の基本方針2007」を閣議決定
9月	地方交付税の算定方法に係る意見の提出
10月	地方分権改革のさらなる推進に当たって（地方六団体）
11月	地方の税財政基盤の充実について（滋賀県政策提案） ・地方消費税によるさらなる税源移譲 ・権限と税財源の移譲につながる国庫補助負担金改革 ・地方交付税の所要額確保と法定率の引き上げ

12 「施策・事業の仕分け」結果全体集計

「施策・事業の仕分け」事業別仕分け結果一覧表を委員の仕分け区分状況別に集計すると、次のとおりです。

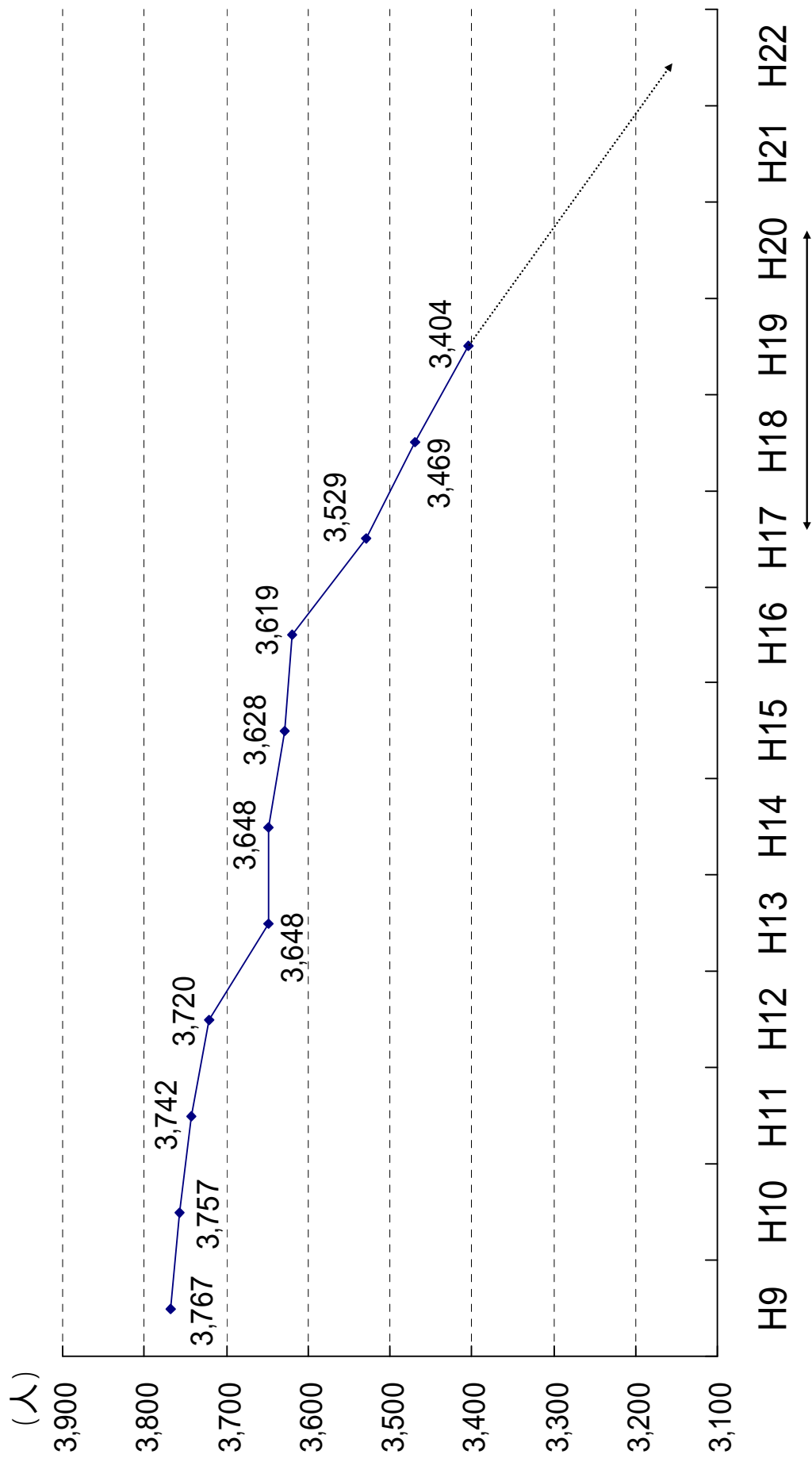
(単位：件・億円)

区 分		廃止		民間		国		市町		県(改善)		県	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全委員 (5人) の仕分け区分 が一致	件数	3	0.1%	1	0.0%	-	-	1	0.0%	24	1.0%	286	11.8%
	金額	0.04	0.0%	0.2	0.0%	-	-	0.07	0.0%	14	0.5%	259	8.7%
	内一般財源	0.04	0.0%	0.2	0.0%	-	-	0.07	0.0%	11	0.9%	207	16.7%
4人の仕分け区分が一致	件数	9	0.4%	2	0.1%	3	0.1%	9	0.4%	117	4.8%	603	24.9%
	金額	0.3	0.0%	3	0.1%	0.5	0.0%	2	0.1%	335	11.2%	754	25.2%
	内一般財源	0.3	0.0%	0.8	0.1%	0.3	0.0%	0.8	0.1%	55	4.4%	372	30.0%
3人の仕分け区分が一致	件数	37	1.5%	5	0.2%	2	0.1%	15	0.6%	249	10.3%	634	26.1%
	金額	3	0.1%	5	0.2%	11	0.4%	4	0.1%	447	14.9%	1,057	35.3%
	内一般財源	1	0.1%	0.4	0.0%	6	0.5%	2	0.2%	140	11.3%	396	31.9%
仕分け区分の一致した委員数が2人以下	件数	425 (構成比 17.5%)											
	金額	100 (構成比 3.4%)											
	内一般財源	50 (構成比 4.0%)											
合計	件数	2,425 (構成比 100%)											
	金額	2,996 (構成比 100%)											
	内一般財源	1,242 (構成比 100%)											

13 使用料および手数料の見直しの状況

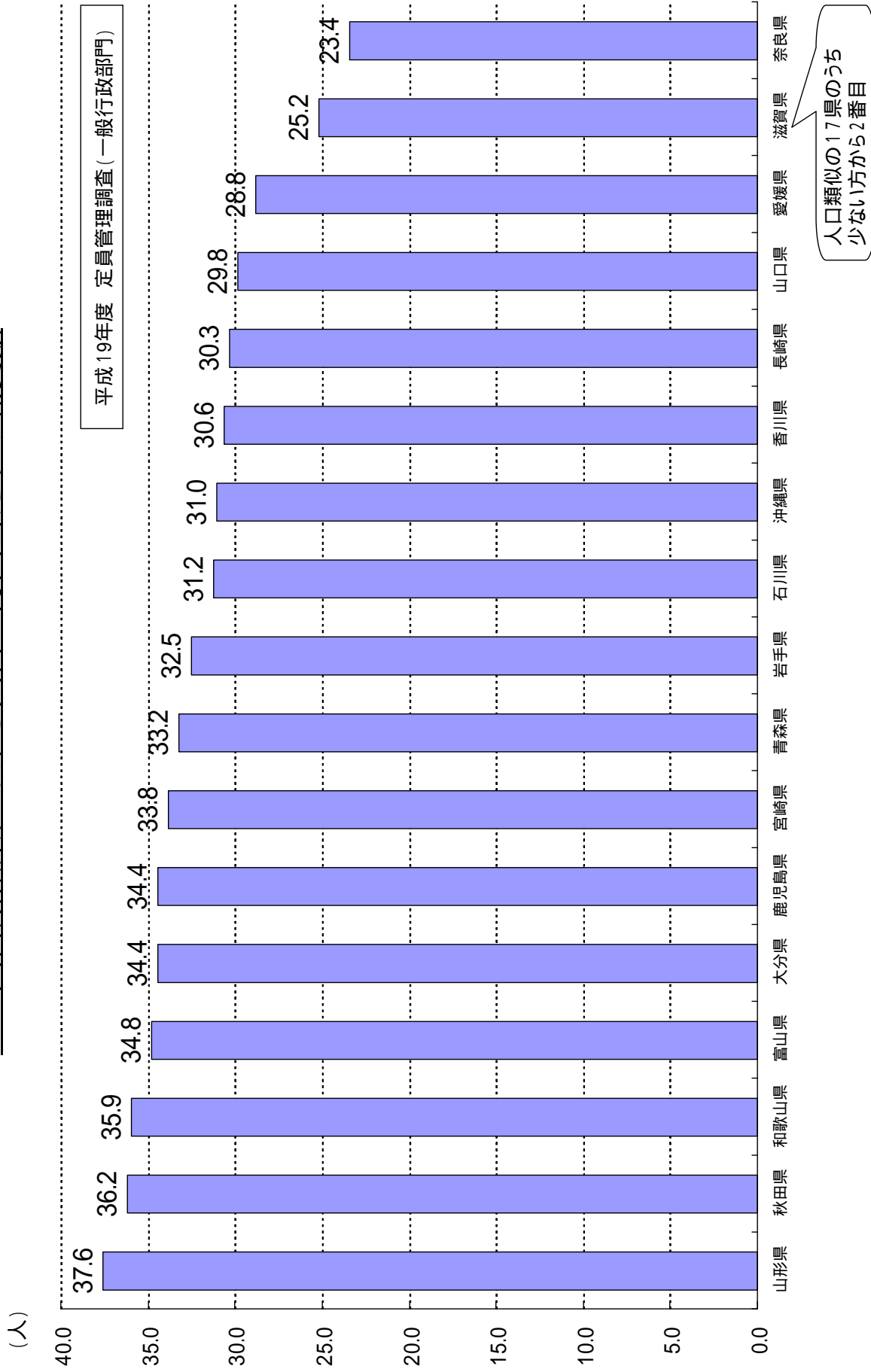
平成 8年1月1日施行	改定項目	70項目
	平均改定率	6.7%
平成 9年4月1日施行	改定項目	58項目
	平均改定率	1.2%
	消費税率の改定(3% 5%) に伴うもの	
平成12年4月1日施行	改定項目	136項目
	平均改定率	3.8%
平成16年4月1日施行	改定項目	127項目
	平均改定率	3.0%

14 知事部局定数の推移 (H9～19)

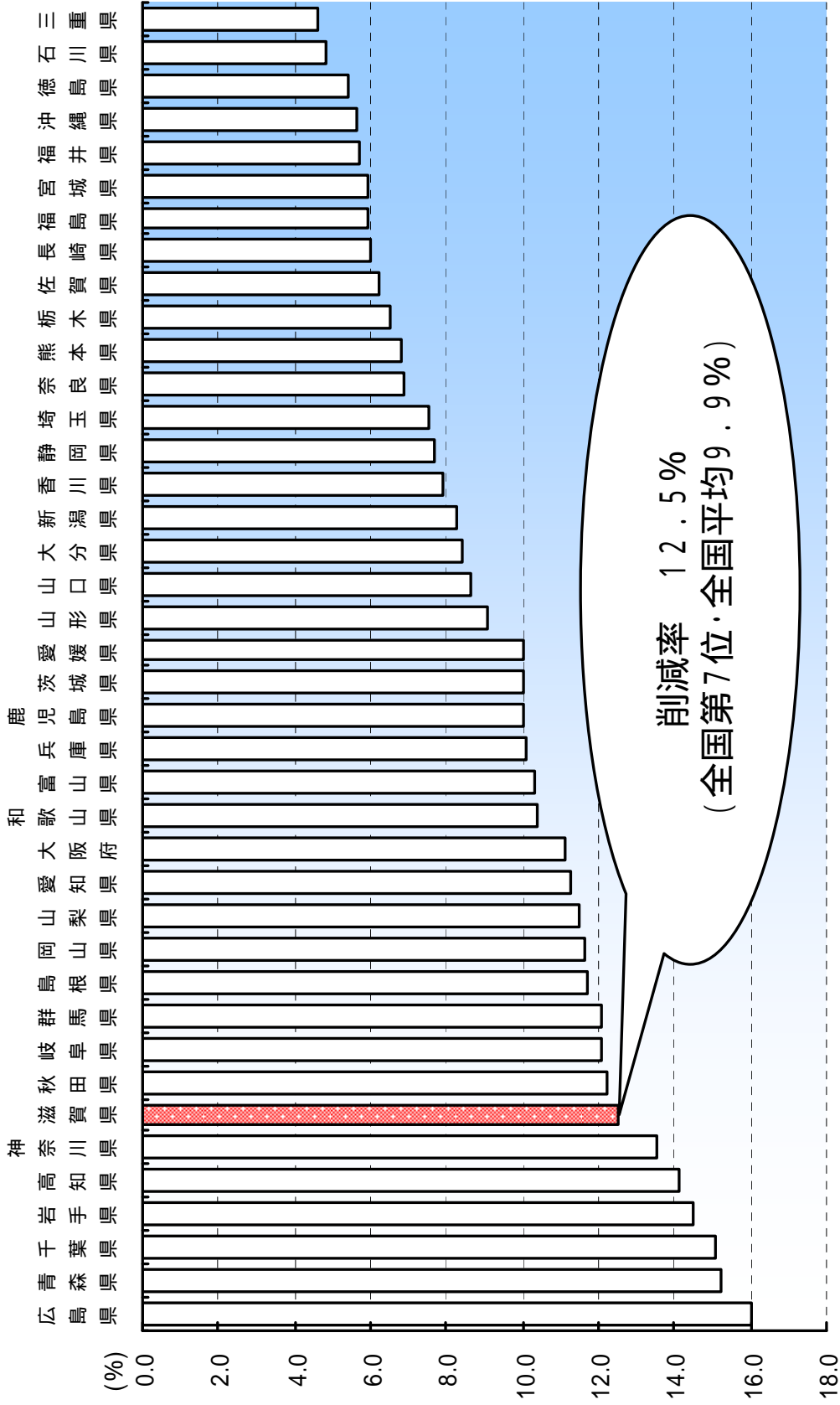


財政危機回避のための改革プログラム

15 人口類似県における人口1万人当たりの職員数



16 集中改革プランの人員削減率全国比較(一般行政部門)



「集中改革プラン」とは、…
 総務省から示された「新地方行政指針(平成17年3月29日通知)」を踏まえ、事務事業の整理・廃止、民間委託等の推進、職員の定員管理や給与の適正化などについて、平成17年度から平成21年度の5年間に集中的に実施する具体的な取り組みを数値目標を掲げるなどして住民に分かりやすく示した行政改革の計画です。各都道府県が策定し、公表することになっています。

17 人件費削減の取組

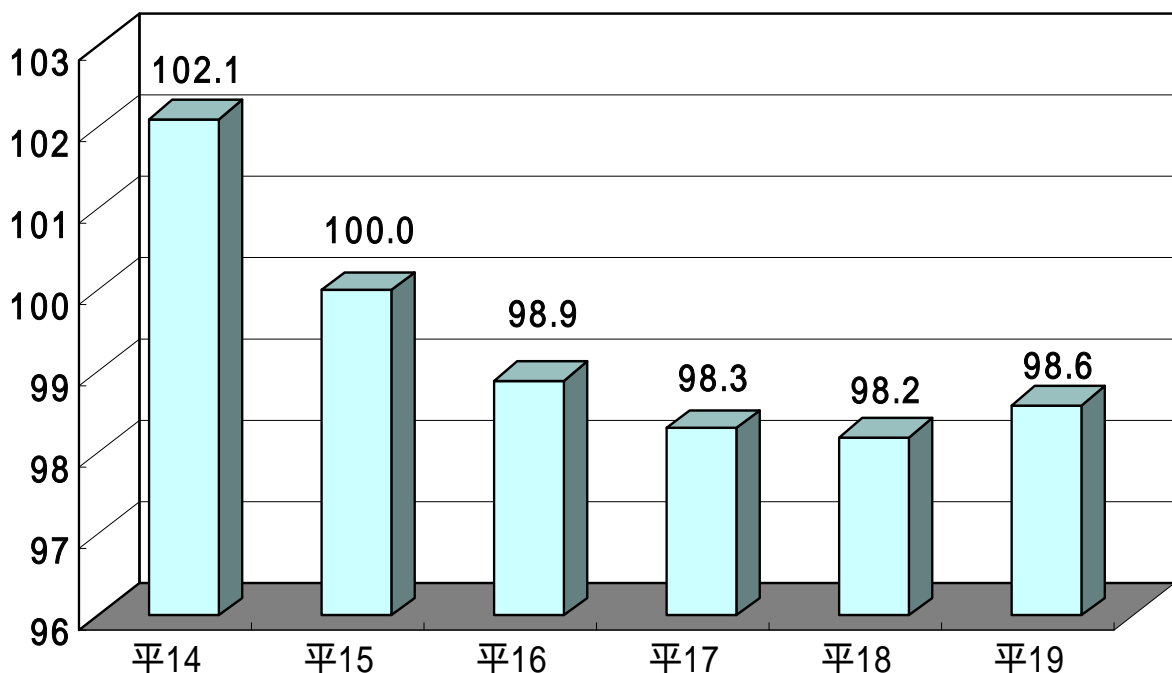
給与カットの状況

- ・平成 15 年度から給与カットを実施
- ・平成 19 年度の状況
 - 部次長 5%、課長・参事 3%、その他 1.5 ~ 2%
- ・平成 20 年度の予定
 - 部次長 6%、課長 4%、参事 2.5%、その他 1.5%
 - 給与構造改革に伴う経過措置の範囲内で削減
 - 削減後の給料月額を地域手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当の算定に反映
 - 管理職手当カット 部次長 15%、その他 10%
 - 期末勤勉手当の加算額の 10%カット

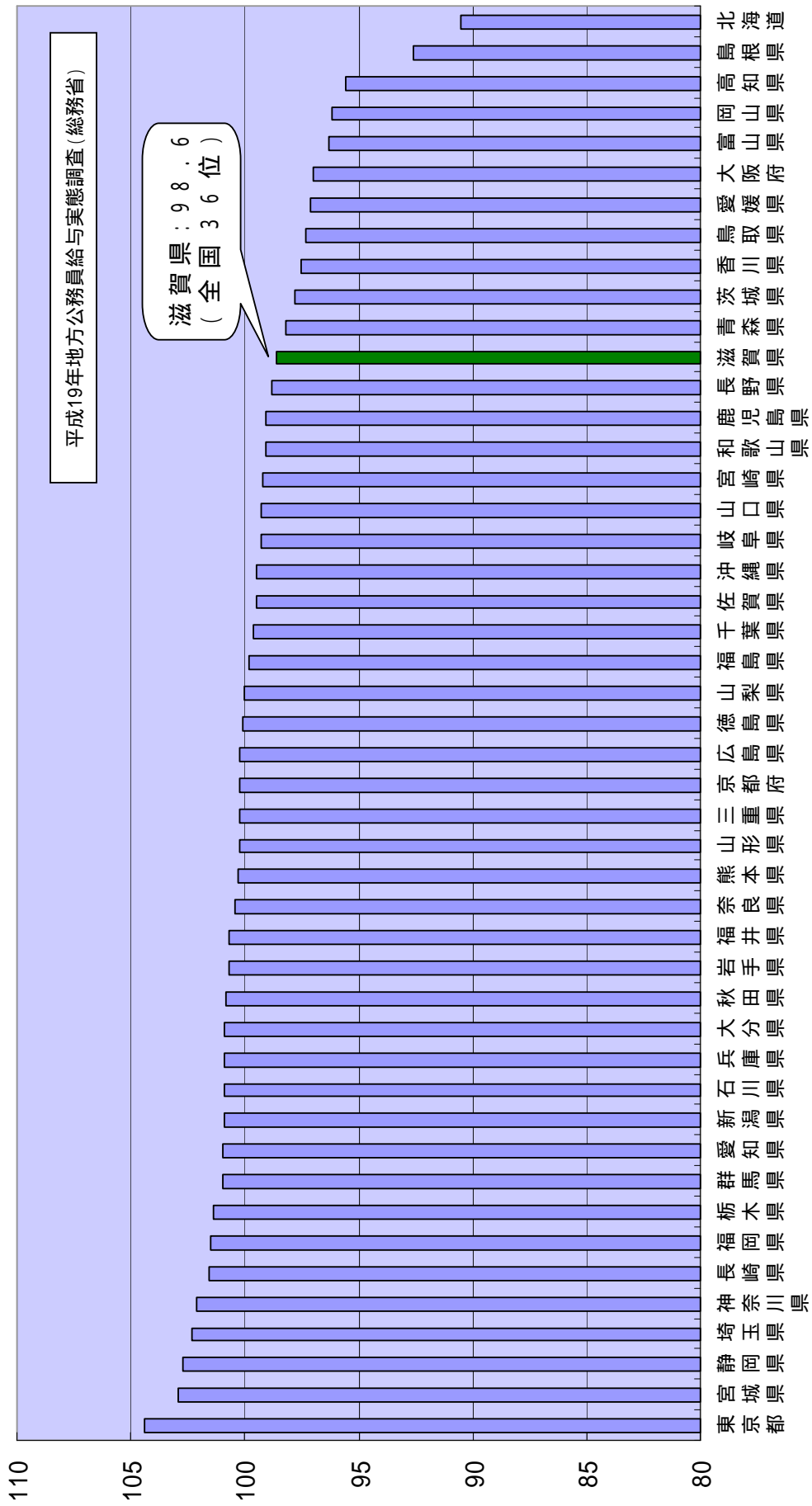
行政職ラスパイレス指数

- ・平成 19 年度 98.6 (全国 36 位)

<ラスパイレス指数の推移>

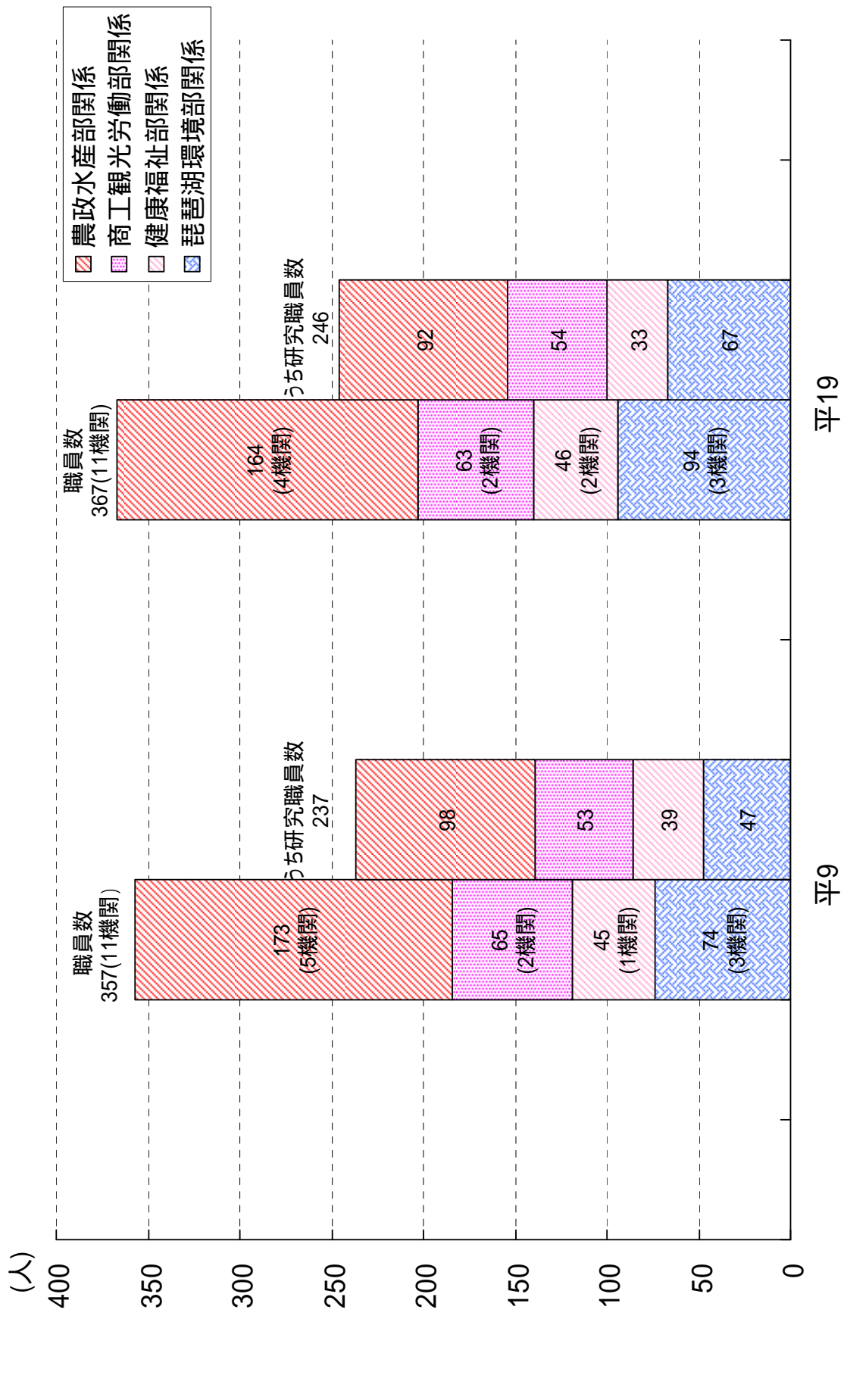


18 都道府県のラスパイレス指数の状況



ラスパイレス指数・・・地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を100として算出した指数

19 試験研究機関の研究職員数の状況



20 公営企業会計等の状況

1 病院事業の業務状況

滋賀県病院事業では、高度専門医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、次の3センターを運営しています。

病 院 名	診 療 開 始	診療科	病 床 数	建物延面積
成 人 病 セ ン タ ー	昭和 51 年 4 月	19 科	541 床	72,016.09 m ²
小児保健医療センター	昭和 63 年 4 月	9 科	100 床	9,436.06 m ²
精 神 医 療 セ ン タ ー	平成 4 年 9 月	3 科	100 床	8,151.09 m ²

患者の利用状況

平成 18 年度における県立 3 センターの利用実績（患者延数）は、入院が 192,321 人、外来が 305,334 人で、前年度に比べて、入院は 11,032 人の減少、外来は 4,819 人の減少となりました。

なお、各センターの近年の利用状況は、次のとおりです。

患者数

（単位 人）

区 分		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	
成 人 病 セ ン タ ー	入 院	患者延数	75,713	76,092	75,046	73,608	65,619	65,619	61,502
		1日平均	413.7	418.1	410.1	404.4	360.5	360.5	336.1
	外 来	患者延数	124,381	121,994	124,078	120,727	109,231	109,231	99,154
		1日平均	1,019.5	1,025.2	1,017.0	1,006.1	910.3	910.3	799.6
小児保健医療 セ ン タ ー	入 院	患者延数	13,964	11,812	12,253	11,623	12,264	12,264	13,436
		1日平均	76.3	64.9	67.0	63.9	67.4	67.4	73.4
	外 来	患者延数	19,723	19,239	21,023	21,964	23,812	23,812	21,407
		1日平均	161.7	161.7	172.3	183.0	198.4	198.4	172.6
精 神 医 療 セ ン タ ー	入 院	患者延数	15,583	15,785	15,675	15,148	15,371	15,371	14,302
		1日平均	85.2	86.7	85.7	83.2	84.5	84.5	78.2
	外 来	患者延数	10,986	10,833	11,167	11,194	15,538	15,538	15,895
		1日平均	90.0	91.0	91.5	93.3	129.5	129.5	128.2
合 計	入 院	患者延数	105,260	103,689	102,974	100,379	93,254	93,254	89,240
		1日平均	575.2	569.7	562.7	551.5	512.4	512.4	487.7
	外 来	患者延数	155,090	152,066	156,268	153,885	148,581	148,581	136,456
		1日平均	1,271.2	1,277.9	1,280.9	1,282.4	1,238.2	1,238.2	1,100.5

建設改良の状況

アスベスト除去工事を実施しました。

決算の状況

損益収支

事業収益は、小児保健医療センターの保健指導部・療育部および精神医療センターの社会復帰部が、一般会計から移管されたことによる附帯事業収益等の増加により、対前年度比 1.9%増加の 16,316,495 千円になりました。一方、事業費用は事業収益と同様の理由により、附帯事業費用が増加したものの、材料費の削減等により医業費用が減少したことから、対前年度比 0.5%増加の 17,039,900 千円にとどまりました。この結果、当年度純損失は、前年度より 230,583 千円減少し、723,405 千円となりました。

財務状況

平成 18 年度末の総資産は、一般会計からの財産移管による有形固定資産の増加等により、前年度より 6,559,918 千円 (19.3%) 増加して 40,484,895 千円となりました。これに対して負債は未払金の減少等により 359,626 千円 (18.8%) 減少し 1,558,088 千円と、資本は一般会計からの財産移管による資本剰余金の増加により 6,919,544 千円 (21.6%) 増加し 38,926,807 千円となりました。

比較損益計算書 (平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで) (単位 千円)

科 目	平成 18 年度(A)	平成 17 年度(B)	比 較 増 減	
			(A) - (B)	(A)/(B) %
事 業 収 益	16,316,495	16,009,562	306,933	101.9
医 業 収 益	13,537,783	13,603,527	65,744	99.5
医 業 外 収 益	2,553,255	2,406,035	147,220	106.1
附 帯 事 業 収 益	225,457	-	225,457	皆増
事 業 費 用	17,039,900	16,963,550	76,350	100.5
医 業 費 用	15,823,730	15,878,284	54,554	99.7
医 業 外 費 用	1,006,444	1,054,141	47,697	95.5
附 帯 事 業 費 用	209,726	-	209,726	皆増
特 別 損 失	-	31,125	31,125	皆減
当年度純利益(は損失)	723,405	953,988	230,583	75.8

比較貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日現在) (単位 千円)

資 産 の 部				負 債 お よ び 資 本 の 部			
科 目	平成 18 年度	平成 17 年度	比較増減	科 目	平成 18 年度	平成 17 年度	比較増減
固定資産	33,002,692	26,532,792	6,469,900	流動負債	1,558,088	1,917,714	359,626
流動資産	6,712,303	6,577,210	135,093	負債合計	1,558,088	1,917,714	359,626
繰延勘定	769,900	814,975	45,075	資本金	41,031,289	41,434,193	402,904
				剰余金	2,104,482	9,426,930	7,322,448
				資本合計	38,926,807	32,007,263	6,919,544
合 計	40,484,895	33,924,977	6,559,918	合 計	40,484,895	33,924,977	6,559,918

2 工業用水道事業の業務状況

工業用水の安定的な供給を通じて本県の工業振興に寄与するため、次の2事業を行っています。

事業名	給水開始	給水先
彦根工業用水道事業 給水能力 48,500 m ³ /日	昭和 46 年 5 月	彦根市、多賀町に立地する企業 12 社
南部工業用水道事業 給水能力 74,400 m ³ /日	昭和 43 年 5 月	守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、竜王町に立地する企業 51 社

給水状況

彦根工業用水道事業

平成 19 年度上半期の基本水量は、12 社合計 37,134 m³/日で、前年度同期に比べ 72 m³/日(0.2%)増加しました。

南部工業用水道事業

平成 19 年度上半期の基本水量は、51 社合計 63,587 m³/日で、前年度同期と比べ変動はありません。

建設改良事業の状況

南部工業用水道事業

平成 19 年度上半期は、吉川浄水場排水処理施設更新工事を前年度に引き続き実施しました。

決算の状況

損益収支

事業収益は、他会計補助金等の増加により、対前年度比 1.5%増加の 1,302,434 千円になりました。一方、事業費用は、経費等の減少により、対前年度比 2.8%減少の 1,030,270 千円になりました。この結果、純利益は、前年度より 48,559 千円増加し、272,164 千円となりました。

比較損益計算書

(単位 千円)

科 目	平成 18 年度 決算額 (A)	平成 17 年度 決算額 (B)	比 較 増 減	
			(A) - (B)	(A)/(B) %
工業用水道事業収益	1,302,434	1,283,582	18,852	101.5
営業収益	1,272,328	1,274,924	2,596	99.8
営業外収益	30,106	8,658	21,448	347.7
工業用水道事業費用	1,030,270	1,059,977	29,707	97.2
営業費用	911,836	933,692	21,856	97.7
営業外費用	118,434	126,285	7,851	93.8
当年度純利益	272,164	223,605	48,559	121.7

財務状況

平成 18 年度末の総資産は、前年度より 275,454 千円 (1.9%) 増加して 15,132,171 千円となりました。これに対して負債は 14,436 千円 (1.9%) 減少して 748,429 千円と、資本は 289,890 千円 (2.1%) 増加して 14,383,742 千円となりました。

比較貸借対照表

(単位 千円)

資 産 の 部				負 債 お よ び 資 本 の 部			
科 目	平成 18 年度 決 算 額	平成 17 年度 決 算 額	比較増減	科 目	平成 18 年度 決 算 額	平成 17 年度 決 算 額	比較増減
固定資産	11,934,318	12,044,364	110,046	固定負債	373,042	380,230	7,188
流動資産	3,197,853	2,812,353	385,500	流動負債	375,387	382,635	7,248
				負債合計	748,429	762,865	14,436
				資本金	8,279,548	8,216,018	63,530
				剰余金	6,104,194	5,877,834	226,360
				資本合計	14,383,742	14,093,852	289,890
合 計	15,132,171	14,856,717	275,454	合 計	15,132,171	14,856,717	275,454

企業債の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在の企業債の現在高は 2,536,152 千円です。

3 上水道供給事業の業務状況

各市町が行っている水道事業への供給事業として、水道水の広域的、安定的な供給を行うため、次の2事業を行っています。

事業名	給水開始	給水先
南部上水道供給事業 給水能力 81,100 m ³ /日	昭和 53 年 8 月	草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市
東南部上水道供給事業 給水能力 中部 82,700 m ³ /日 甲賀 35,000 m ³ /日	〔中部地区〕 昭和 54 年 11 月	近江八幡市、東近江市、安土町、日野町、竜王町
	〔甲賀地区〕 昭和 59 年 6 月	甲賀市

給水状況

南部上水道供給事業

平成 19 年度上半期の給水状況は、給水人口 359,024 人（H19.3.31 現在）に対し、1 日平均給水量 58,794 m³ となっています。

1 日平均給水量を前年度同期と比較すると、3,228 m³（5.8%）増加しました。

東南部上水道供給事業

〔中部地区〕 平成 19 年度上半期の給水状況は、給水人口 209,179 人（H19.3.31 現在）に対し、1 日平均給水量 54,256 m³ となっています。

1 日平均給水量を前年度同期と比較すると、442 m³（0.8%）増加しました。

〔甲賀地区〕 平成 19 年度上半期の給水状況は、給水人口 66,457 人（H19.3.31 現在）に対し、1 日平均給水量 22,175 m³ となっています。

1 日平均給水量を前年度同期と比較すると、114 m³（0.5%）減少しました。

決算の状況

損益収支

事業収益は、給水収益等の増加により、対前年度比 1.4%増加の 5,634,737 千円になりました。一方、事業費用は、経費等の減少により、対前年度比 3.4%減少の 3,943,487 千円になりました。この結果、純利益は、前年度より 214,269 千円増加し、1,691,250 千円となりました。

比較損益計算書

(単位 千円)

科 目	平成 18 年度 決算額 (A)	平成 17 年度 決算額 (B)	比 較 増 減	
			(A) - (B)	(A)/(B) %
上水道供給事業収益	5,634,737	5,557,603	77,134	101.4
営業収益	5,153,260	5,106,725	46,535	100.9
営業外収益	481,477	450,878	30,599	106.8
上水道供給事業費用	3,943,487	4,080,622	137,135	96.6
営業費用	3,227,674	3,247,023	19,349	99.4
営業外費用	715,813	833,599	117,786	85.9
当年度純利益	1,691,250	1,476,981	214,269	114.5

財務状況

平成 18 年度末の総資産は、前年度より 32,527 千円 (0.1%) 減少して 51,576,504 千円となりました。これに対して、負債は 607,235 千円 (22.6%) 減少して 2,074,186 千円と、資本は 574,708 千円 (1.2%) 増加して 49,502,318 千円となりました。

比較貸借対照表

(単位 千円)

資 産 の 部				負 債 お よ び 資 本 の 部			
科 目	平成 18 年度 決 算 額	平成 17 年度 決 算 額	比較増減	科 目	平成 18 年度 決 算 額	平成 17 年度 決 算 額	比較増減
固定資産	44,737,201	44,962,550	225,349	固定負債	1,102,597	1,220,133	117,536
流動資産	6,839,303	6,646,481	192,822	流動負債	971,589	1,461,288	489,699
				負債合計	2,074,186	2,681,421	607,235
				資本金	32,598,985	32,741,012	142,027
				剰余金	16,903,333	16,186,598	716,735
				資本合計	49,502,318	48,927,610	574,708
合 計	51,576,504	51,609,031	32,527	合 計	51,576,504	51,609,031	32,527

企業債および他会計借入金の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在の企業債の現在高は 18,254,636 千円です。また、他会計借入金の現在高は 1,778,978 千円です。

4 下水道事業の概要

計画の概要

区 分	琵琶湖流域下水道			
	湖南中部処理区	湖西処理区	東北部処理区	高島処理区
供用開始年月日	S57.4.1	S59.11.1	H3.4.1	H9.4.1
計画処理面積	約 29,227ha	約 3,543ha	約 13,645ha	約 2,443ha
計画処理人口	約 878千人	約 149千人	約 396千人	約 51千人
計画処理水量	約 788千m ³ /日	約 117千m ³ /日	約 371千m ³ /日	約39.6千m ³ /日
排除方式	分流式（汚水と雨水とに分けて処理する方式）			
官渠延長	約 189km	約 16km	約 151km	約 27km
中継ポンプ場	7箇所	3箇所	6箇所	4箇所
浄化センター敷地面積（位置）	約 63.7ha 草津市矢橋町 字帰帆2108番	約 11.1ha 大津市苗鹿三 丁目および木 の岡町地先	約 64.1ha 彦根市松原町、 宮田町および 米原市磯地内	約 7.5ha 高島市今津町今 津および高島市 新旭町饗庭地先
関係市町	9市3町 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 大津市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 安土町 日野町 竜王町 </div>	1市 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 大津市 </div>	4市8町 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 彦根市 長浜市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町 虎姫町 湖北町 高月町 木之本町 東近江市 </div>	1市 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 高島市 </div>

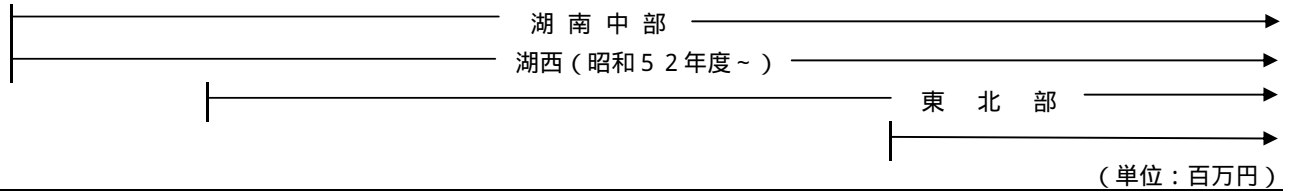
- 注1．計画処理人口には、観光人口を含まない。
 2．管渠延長には、放流渠を除外している。
 3． は事業実施市町

流域下水道事業特別会計

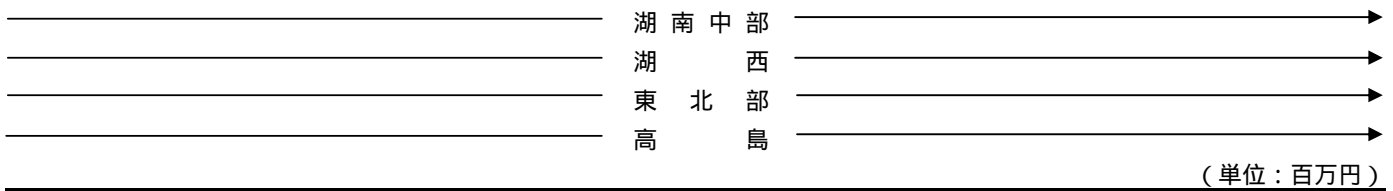
(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成18年度		比 較		備 考
	当初予算額(A)	当初予算額(B)	最終予算額	増減額(A-B)	A / B %	
流域下水道建設事業費	10,774,416	12,602,300	12,575,396	1,827,884	85.5	補助 10,530,000 単独 244,416
供用開始準備費	0	0	0	0	-	
環境整備事業費	0	0	0	0	-	
流域下水道維持管理費	80,350	96,635	96,954	16,285	83.1	
流域下水道管理費 (処理区管理費)	7,990,910	7,536,400	6,906,023	454,510	106.0	
職員給与費(振替人件費除く)	352,084	403,896	372,099	51,812	87.2	
公 債 費	4,692,240	4,654,172	4,560,622	38,068	100.8	
各 種 返 還 金	0	112,597	950,515	112,597	0.0	
予 備 費	0	29,000	0	29,000	0.0	
計	23,890,000	25,435,000	25,461,609	1,545,000	93.9	

琵琶湖流域下水道建設費



	46~56年度	57	58	59	60	61	62	63	元年度	2	3	4	5
補助事業	68,246	9,499	9,107	9,049	10,165	10,625	13,584	13,177	14,011	14,898	15,947	21,068	27,143
単独事業	1,563	348	525	585	651	666	640	174	126	524	779	630	1,059
計	69,809	9,847	9,632	9,634	10,816	11,291	14,224	13,351	14,137	15,422	16,726	21,698	28,202
累計	69,809	79,656	89,288	98,922	109,738	121,029	135,253	148,604	162,741	178,163	194,889	216,587	244,789

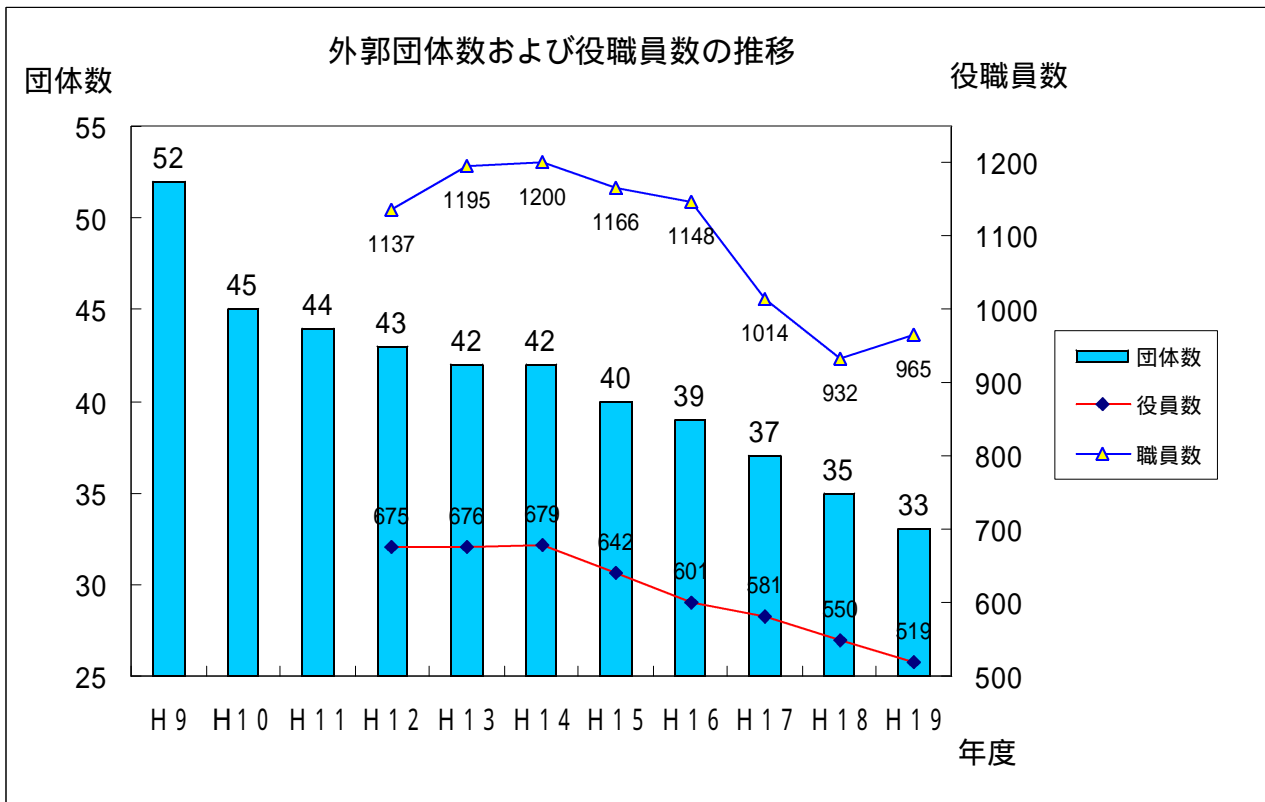


6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19 (当初)
20,470	26,092	23,589	20,759	28,955	22,894	22,144	20,387	18,789	16,117	16,474	15,780	12,373	10,530
1,227	529	323	1,026	285	233	293	156	193	165	82	68	97	244
21,697	26,621	23,912	21,785	29,240	23,127	22,437	20,543	18,982	16,282	16,556	15,848	12,470	10,774
266,486	293,107	317,019	338,804	368,044	391,171	413,608	434,151	453,133	469,415	485,971	501,819	514,289	525,063

18年度末事業費累計	
補助事業累計	501,342
単独事業累計	12,947
総 累 計	514,289

21 外郭団体の見直し状況

1 団体数と役職員数の状況



各年度数値は4月1日現在

2 中期経営計画の策定状況

「新外郭団体見直し計画」で策定を予定している32団体中11団体が策定済み
(平成19年10月末現在)

21団体については、計画期間に策定予定

3 業務の共同化の状況

事務部門の統合による効率的な運営を行うため、事務局の一元化を実施

滋賀県土地開発公社
滋賀県住宅供給公社
滋賀県道路公社

平成11年4月から事務局を一元化

(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金
(財)滋賀県農地協会
[滋賀県農業会議]

平成11年4月から事務局を一元化

これらの一元化により職員数 10人

22 業務改革の実績

【これまでの主な取組例】

情報システム関係調達に係る取組み

情報システム関係調達業務において、業務プロセスを可視化することにより、当該業務の計画そのものの必要性の再確認や、業務を簡素化することによる構築費用の低減化など、効率的・効果的な執行を図っている。

複数年契約の実施

清掃業務、警備業務および運転監視業務については従来より（債務負担行為による）複数年契約を実施している。条例改正により、平成19年度から複写サービス業務や信書便、小包配送業務についても複数年契約を実施している。

プリントサービスの導入

事務用プリンタについて、平成18年度より従来の買い取り方式から使用枚数に基づき支払う方式に変更することにより経費節減を図っている。

公用車の駅前配置

平成11年度から近江八幡駅（男女共同参画センター、2台）および彦根駅（湖東地域振興局、2台）、平成14年度から長浜駅（駅前駐車場、1台）に集中管理車を配置し、環境負荷の低減と利便性の向上を図っている。

競争入札の導入

電気については、平成17年度（10月）から入札を実施しており、より安価で供給できる業者と契約を行っている。

23 契約事務の制度改正状況

県の取り組みの現状

(1) 公共工事、公共工事にかかる設計等の業務委託

ア) 一般競争入札の対象拡大（透明性・競争性確保、参加機会の拡大）

平 19.10～ 1千万円以上について簡易型一般競争入札を導入（指名併用）

平成 21 年度から原則として一般競争入札を全面導入

イ) 電子入札の普及定着

平 19 末の全対応に向け、段階的に対象を拡大

ウ) 総合評価方式の対象拡大(ダブリングの防止と品確法による品質確保)

平 18.9 5 億円以上の工事で完全実施。1 億円以上の工事で試行（平 20 以降本格導入）。なお、1 億円未満は平 21 以降試行

エ) 低入札価格調査制度の適正実施

安全管理や下請け業者などへのしわ寄せ防止等

(2) 物品関係

ア) 電子入札

平 18.7 出納局等で運用開始

平 19.10～ 全所属に拡大（対象業種：全業種）

イ) 一般競争入札

平 19.10～ 予定価格 160 万円を超えるものについては原則実施

24 職員の創意工夫や改善の現状

実践的な創意工夫や業務の改善などに積極的、自発的に取り組み、効果的・効率的にねらいを達成するなどの“きらりと光る仕事”を実行あるいは提案した所属、グループ、職員等と知事との意見交換を「しごと きらり」として実施している。

[取組例]

地域住民との協働による違反広告物の除却

- ・地域の声を活かし、県内で初めて地域住民自らの手で違反広告物を除却できる「違反広告物除却推進員制度」を創設し、地域との協働で違反広告物を除却する取り組みを始めている。

通勤時等における道路ウォッチング

- ・通勤や公用車等による出張時に、利用者の視点で道路を観察し、発見した損傷や異常等を即時に報告し、対応等を図ることにより、効率的で密度の高い道路管理に努めている。

しがの農業マーケティング戦略の検討

- ・農業・畜産・水産のそれぞれの専門分野の若手職員により部内横断的なプロジェクトチームを設置して、生産・流通の現状分析、マーケティング戦略策定のための役割分担等について協議・検討し、マーケティング戦略に関連する事業（PR活動）を一元化して取り組むなど、業務のより一層の効率化と、効果的な事業の実施に取り組んでいる。

新しい行政改革の方針 ~ 県行政の経営改革 ~
実 施 計 画

平成20年(2008年)3月

目 次

<u>1 分権時代を見据えた県の役割の明確化</u>	
(1) 地方分権改革の進展を踏まえた県の役割の明確化	51
<u>2 市町とのより適切な連携・協力関係の構築</u>	
(2) 県と市町の対話の充実と連携・協力の強化	52
(3) 市町への権限移譲の一層の推進	53
<u>3 持続可能な財政基盤の確立</u>	
(4) 「滋賀県財政構造改革プログラム」の策定・推進	別途
(5) 歳入確保のための取組	
行政サービスに見合う税財源の確保に向けた国に対する強力な要請	54
県税収入の確保	
・収入未済額の縮減	55
・戦略的企業誘致の推進、県内企業の活性化	56
使用料・手数料などの受益者負担のあり方の抜本的見直し	58
県有資産の有効活用	59
寄附の促進	60
<u>4 社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し</u>	
(6) 本庁の組織・機構の見直し	61
(7) 地方機関等の組織・機構の見直し	
振興局および地域振興局等	62
試験研究機関、その他の機関	63
公の施設（指定管理者制度）	65
(8) 一層の定員削減	67
(9) 給与の見直し	68
(10) 福利厚生事業の見直し	70
<u>5 公営企業会計等や県出資法人の効率的・効果的な経営の促進</u>	
(11) 地方公営企業の経営の健全化と事業の活性化	
流域下水道事業	71
病院事業	73
水道用水供給事業・工業用水道事業	75
(12) 県出資法人（外郭団体）の効率的・効果的な経営の促進	77
<u>6 対話と共感による開かれた県政の推進</u>	
(13) 費用を明確化した情報提供（値札）の推進	79
(14) 効果的な行政評価手法の導入	80
(15) 県民との対話の推進	
県政情報の共有の促進	81
職員のコミュニケーション能力の向上	83
(16) 多様な主体との協働の推進・地域の多様な主体との協働を促進する仕組みの構築	84
<u>7 効果的な経営のための県庁力の最大化</u>	
(17) 県庁力の最大化に向けた業務執行	86
(18) 事業執行方法等の効率化・適正化	
業務プロセス、制度・仕組みの見直し等による業務改革の推進	88
安全・安心な情報システム実現のための情報セキュリティ対策の実施	89
契約事務の競争性・公正性の向上	90
(19) 人事管理の見直し	
人事管理の見直し	92
多様な働き方の推進	94
<u>示すに当たって</u>	
(20) 行政改革の進行管理	95

取組項目	(1) 地方分権改革の進展を踏まえた県の役割の明確化	担当部課 (室)名	政策調整部企画調整課 総務部行政経営改革室
------	----------------------------	--------------	--------------------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地方分権改革の推進に向けた取り組み			調査・検討、提案・提言			→
県の役割についての調査・検討					分権改革を踏まえた調査・検討	→

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

地域主権の実現に向け、まずは、第二期地方分権改革の推進に全力で取り組んでいく必要があることから、平成21年度末までに行われる地方分権改革推進計画の作成を機に、国と地方の役割を見直して、国から地方へ大幅に権限・財源が移譲されるよう取り組んでいきます。

そして、道州制に関する議論も見据えながら、第二期地方分権改革による国と地方の新たな役割分担の下で、改めて県の役割を検討します。

(2) 具体的な取り組み

ア 地方分権改革の推進に向けた取り組み

義務付け枠付けなど法制的な仕組みの見直し、地方の税財源問題、国の地方支分部局の廃止・移譲など、全国知事会とともに見直し検討し、国の地方分権改革推進委員会の動きを見極めながら、全国知事会や他の自治体等と連携し、具体的な提案・提言など積極的に国に働きかけていきます。

また、本県の特性に応じた課題等について、県内地方六団体の代表者で構成される「滋賀県地方分権推進自治体代表者会議」により、共同で働きかけていきます。

イ 県の役割についての調査・検討

平成20年度以降、第二期地方分権改革や今後の市町合併の動向を踏まえながら、改めて県の役割について、市町との連携のもとに調査・検討を行います。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

自らの判断と責任による県政経営の実現に向け、県としての自主性や自律性を一層高めていくため、引き続き地方分権改革の実現に取り組むとともに、真の地方分権時代にふさわしい県のあり方や役割を検討していきます。

3. これまでの取組状況および課題

第一次地方分権改革（平7～12）において機関委任事務が廃止されるとともに、三位一体の改革（平16～18）では、地方への税源移譲が実現しましたが、地方交付税が大幅に削減されるとともに、補助金改革の大半が補助率の引き下げや交付金化であったため、地方の自由度の拡大という観点からは不十分な改革となっています。

平成18年12月の地方分権改革推進法成立により始まった第二期地方分権改革を機に、国と地方の役割を徹底して見直し、国の権限や財源を地方（県や市町村）に移し、地域のごとは地域で決められる仕組みを実現していくことが必要です。

一方、県では、平成16年度、「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」において県と市町、住民等の役割に関する基本的な考え方を整理しましたが、今後の地方分権改革の状況等に応じて県の役割を改めて検討していくことが必要です。

取組項目	(2) 県と市町の対話の充実と連携・協力の強化	担当部課 (室)名	総務部人事課 自治振興課
------	-------------------------	--------------	-----------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
(自治創造会議の設置)	検討	設置・活用				
よりフットワークの軽い仕組みづくり				設置		
意見聴取や提案機会の確保(ルールづくり)			課題整理あり方検討	ルール化		
県と市町の人的交流の活性化		事務職員・技術職員の派遣			農業施策展開に伴う派遣	中核市に伴う派遣

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

新しい行政改革の方針に掲げる「市町とのより適切な連携・協力関係」を構築するため、県と市町の双方向の議論の場として活用している現在の対話システム(滋賀県自治創造会議)を改善し、県施策の計画策定段階における市町からの意見聴取や市町からの提案の機会をしっかりと確保できるように、市町と協働して新しい対話システムを構築し、活用します。

また、市町への県職員の派遣や、実務研修の受け入れなど双方向の人的交流により、市町と連携・協力しながら県民サービスや県民満足度の向上に努めます。

(2) 具体的な取り組み

ア 「県と市町の対話システム」の効果的な活用

・よりフットワークの軽い仕組みづくり

平成20年度から滋賀県自治創造会議の前段階などで県と市町が情報・意見を交換し、調整を行う場を設置します。

・意見聴取や提案機会の確保(ルールづくり)

一定のルールの下で市町からの意見聴取や提案が行われるように、これまでも行われている様々な方法を整理し、平成20年度からルール化を図ります。

イ 県と市町の人的交流等の活性化

・平成21年度からの大津市の中核市移行による事務の移管に伴い、大津市と協議を行いながら技術スタッフの派遣要請に対応します。

・県、市町等が一体となって農業施策の全県的な展開を図るため、平成20年度から3年間農業技術職員の市町等への人的支援を行います。

・県から市町への権限移譲への対応や、市町で体制がとれない場合に、県と市町の双方向の人的交流を行い、市町の専門的技術職員の育成やノウハウの移転を図ります。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

「市町とのより適切な連携・協力関係の構築」という観点から対話システムの活用状況やシステムの有効性、効率性などを評価し、改善を加えるとともに、さらに連携・協力を深め、県と市町の協働による自治の創造につなげていきます。

3. これまでの取組状況および課題

対話システムとして滋賀県自治創造会議を設置し(平成18年12月)、これまで2回会議が開催され、また、様々な形態で市町からの意見聴取や市町の提案の機会を設けています。

しかし、一方で、統一的なルールがなく、必要な情報が共有できていないなどの課題があり、対等なパートナーとしての市町とより適切な連携・協力関係を構築するために、よりフットワークが軽い仕組みを設けて、計画策定段階における市町からの意見聴取や市町の提案の機会をしっかりと確保する必要があります。

また、県から市町への職員派遣については、事務が円滑に図れるよう開発許可や生活保護事務などの派遣を行うほか、農業農村整備事業や建築確認事務などの職員の派遣により、市町への技術支援や技術移転を行ってきました。今後、さらに市町と連携・協力を図る必要があります。

取組項目	(3) 市町への権限移譲の一層の推進	担当部課 (室)名	総務部人事課 行政経営改革室 自治振興課
------	--------------------	--------------	----------------------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
基本計画の策定	検討・策定	基本計画周知 課題整理等				
権限移譲の準備・推進		準備・実施				
市町への支援		実施				
新たな権限移譲の検討				市町の意見聴取・調査・あり方検討 ・具体化検討		

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

基本計画に掲げた事務について、円滑な移譲のための課題や対応策等を整理し、市町の同意を得ながら、権限移譲を進めます。

(2) 具体的な取り組み

ア 権限移譲の準備・推進

平成18年2月に策定した「さらなる権限移譲基本計画」(移譲対象事務:57事務)に沿って、市町との移譲協議、マニュアル等の整備、条例改正や引継などの準備を行い、平成22年4月までの計画期間中の権限移譲を進めます。

【基本計画の進捗予定】 印:平成20年3月現在

	累計事務数	事務量で見た進捗
平成19年4月	38事務	56.9%
平成20年4月	41事務	69.4%
平成21年4月	55事務	86.8%
平成22年4月	55事務	94.1%

(上記の他、大津市の中核市移行時に保健所関連17事務を移譲する計画です。)

イ 市町への支援

情報提供や説明会等の実施、事務処理マニュアルの作成、相談、照会等に対する窓口の設置、市町の担当職員の研修の受入れ、県職員の派遣等必要な支援を行います。

ウ 新たな権限移譲の検討

「さらなる権限移譲基本計画」の進捗状況や市町合併、地方分権改革の動向等を踏まえながら、一層の権限移譲を推進するため、平成20年度から新たな権限移譲について市町の意見を聞くとともに、調査・検討を行い、移譲すべき権限がある場合には、できる限り早期に具体化できるよう検討していきます。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

市町合併や地方分権改革の動向等も踏まえながら、権限移譲を一層推進し、より効果的・効率的な行政サービスの提供に努めます。

3. これまでの取組状況および課題

地方分権一括法の施行に伴い、平成13年度から計画的に市町村への権限移譲を進めてきました。

その後、市町村合併の進展や地域の多様な主体による公共的活動が活発になってきたことなどから、平成18年2月に、市町と県が共同で設置した「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」において、「さらなる権限移譲基本計画」を策定し、権限移譲を推進しています。

これまでの累計で、71事務59法令740項目を移譲しています。

取組項目	(5) 歳入確保のための取組 行政サービスに見合う税財源の確保に 向けた国に対する強力な要請	担当部課 (室)名	総務部財政課・税政課
------	--	--------------	------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
行政サービスに見合う税財源の確保に向けた国に対する強力な要請	随時実施					→

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

真の地方分権改革の実現に向け、安定的に自立した地域経営を行えるよう、必要な税財源の確保を図るため、地方交付税制度の充実・強化と、税源移譲を基軸に据えた地方税財政基盤の確立について、引き続き国に強く提言します。

- ・地方交付税の持つ本来の機能である「財源保障機能」と「財源調整機能」を損なうことなく、住民に最も身近な地方が安定した行財政運営を行えるよう、地方交付税を増額することにより、必要な総額を確保すること。
- ・地方が担うべき事務と責任に見合うよう、まずは国税と地方税の税源配分が5：5となるよう更なる税源移譲を行うこと。その際、地域偏在性の少ない税体系とするため、消費税を地方消費税として移譲することを基本とすること。
- ・あわせて地方消費税の都道府県間の清算指標を、より消費実態を反映したものとすること。

(2) 具体的な取り組み

全国知事会をはじめとする地方六団体や他の地方団体と連携して、地方団体の財政需要に対応した財源の確保について、国への要請を強力に実施するとともに、本県の財政需要に対応した財源の確保について、あらゆる機会をとらえ、強く国に要請します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

地方税財政基盤の確立に向けて、継続して強く国に要請します。

3. これまでの取組状況および課題

本県では、平成10年度から財政構造改革に取り組み、平成17年度から19年度の間、「財政危機回避のための改革プログラム」に基づき、財政健全化に向けた取り組みを実施してきました。さらに、平成20年度から22年度の3年間の取り組みに向けて、「滋賀県財政構造改革プログラム」を策定しました。

住民ニーズに的確に応え、効率的、効果的な行財政運営を進めていくためには、住民に身近な地方自治体が自らの権限と財源で、地域に必要な施策を自ら主体的に展開していくことが望まれますが、国と地方の最終支出と税源配分には依然乖離があり、まずは地方の自主財源の一層の充実強化を図ることが不可欠です。

三位一体の改革で3兆円の税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金改革では、ほとんどが国に権限と財源が残る結果となり、地方の自由度・裁量度が高まるものとはなっていません。

景気の回復を受けて、税収が増えているものの、社会保障関係経費の大きな伸びなどに対応する一方で、地方交付税の大幅な削減などにより、歳出削減に取り組んでもなお大きな財源不足を抱え、極めて厳しい財政運営を強いられています。

取組項目	(5) 歳入確保のための取組 県税収入の確保 ・収入未済額の縮減	担当部課 (室)名	総務部税政課
------	--	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
平17～平19の取り組みの検証				→		
新たな数値目標(平20～平22)の設定				→		
機能分担による効果的滞納処分の推進			→	新たな目標を踏まえた取組		
市町との連携・支援策の強化			→	さらなる連携・支援策の強化		

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

県財政の根幹をなす県税の収入未済額の縮減(徴収率の向上)を県政の重要課題と位置付け、組織目標において数値目標を設定したうえ、効果的な滞納処分の実施、あるいは県と市町との連携をより一層強化して収入未済額の縮減(徴収率の向上)に取り組みます。

(2) 具体的な取り組み

ア 新たな数値目標の設定

平成17年度から平成19年度の数値目標を設定して取り組んできた成果を検証し、収入未済額の縮減(徴収率向上)に向けた平成20年度から平成22年度にかけての新たな数値目標を平成20年5月に設定します。

イ 機能分担による効果的滞納処分の推進

「滋賀県財政構造改革プログラム」の取り組みも踏まえ、引き続き滞納整理のための組織体制を整備し、税事務所等との機能分担を図りながら、適時・的確かつ効果的な滞納処分を推進します。

ウ 市町との連携・支援策の強化

県と全ての市町が協働して地方税の滞納整理の取組を進めるため、「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、市町との連携・支援を一層強化します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

引き続き、効果的な滞納処分の実施および県と市町との連携をより一層強化し、収入未済額の縮減(徴収率の向上)に取り組みます。

3. これまでの取組状況および課題

「財政危機回避のためのプログラム」の一環として、平成17年度から20名体制で滞納整理特別対策室を設置し、自動車税と個人県民税に特化した滞納整理に取り組んできました。

ア 自動車税対策

車検切れ放置自動車に係る悪質滞納者に対して滞納処分を強化するとともに、車検時納付の防止や早期徴収の取り組みを推進しました。

徴収率： 平16 94.7% 平18 96.1%

〔 2年連続して徴収率の上げ幅が上位24団体(団体過半数)で第1位
2年間の徴収率の上げ幅が上位27団体で第1位 〕

また、納税者の利便性向上を図るため、収納窓口としてコンビニエンスストアを追加しました。(平成17年12月試験導入・平成18年度本格導入)

イ 個人県民税対策

平成15年2月に県および市町を構成団体とする滋賀県地方税務協議会を設置し、地方税法第48条(県の直接徴収)や税務職員の交流併任制度の活用、市町への職員派遣による共同徴収などにより、収入未済額(滞納繰越分)の縮減や市町自らの積極的な滞納処分の実施に向けて支援を行ってきました。

徴収率： 平16 92.5% 平18 93.9%

(2年間の徴収率の上げ幅および全国順位上昇幅が上位6団体で第1位)

取組項目	(5) 歳入確保のための取組 県税収入の確保 ・戦略的企業誘致の推進 ・県内企業の活性化	担当部課 (室)名	政策調整部企画調整課・地域振興課・商工観光労働部 商工政策課・新産業振興課 土木交通部道路課・都市計画課
------	---	--------------	--

1. 具体的取り組みのスケジュール
・戦略的企業誘致の推進

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
トップセールス・企業誘致 PR事業						▶
研究開発型事業所の立 地支援						▶
企業立地のための環境 整備						▶
長期保有地の利活用					検討・実施	▶

・県内企業の活性化

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
産業振興新指針に基づ く施策の推進						▶
産業振興新指針の改訂				▶		
新指針における重点戦 略等の推進						▶

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

「産学官連携体制の構築と創造型・自律型産業構造への転換」を基本理念とした「滋賀県産業振興新指針」の基本方向に基づき、多様な産業の力強い成長・発展を目指すとともに、地域間競争に打ち勝ち、地域におけるしっかりとした社会経済基盤を創るため、地方財政と地元雇用を支える競争力ある企業の積極的な誘致を図ります。

(2) 具体的な取り組み

企業誘致の推進

ア トップセールス・企業誘致PR事業の推進

トップセールスや市町と一体となった積極的な誘致活動を行うとともに、首都圏でのびわこ立地フォーラムの開催などを通じて、本県の優れた立地環境をPRします。

イ 研究開発型事業所に対する立地支援の推進

高付加価値の源泉となる研究開発型事業所の立地に対し、平成19年度に創設した創造型モノづくり企業立地促進助成金の交付により、引き続き集中支援を行います。

ウ 企業立地のための環境整備の推進

平成19年6月に施行された企業立地促進法に基づく計画の策定や広域的なネットワークづくりのための道路整備などにより、企業が立地しやすい環境の整備を進めます。

エ 長期保有地の利活用

滋賀県土地開発公社等において保有している土地について、企業誘致の観点からの利活用について調査・検討を進め、公有地の工場用地への転用による受け皿づくりを進めます。

県内企業の活性化

平成15年に策定した「滋賀県産業振興新指針」、さらに現在進めている新指針改訂の方向性や重点戦略等に沿って、産・学・官等各主体の自主的・積極的な活動を基盤として効果的な連携・協働を図り、地域経済の活性化に向けた諸施策を推進します。

ア 地域資源の活用による新事業創出の促進

「しが新事業応援ファンド」により、中小企業等の地域資源を活かした新事業創出に向けた初期段階の取り組み等を促進します。

イ 「産学官金」連携による新産業創出の促進

新産業創出のための基盤を強化し、企業や大学等の連携による新事業展開等を促進します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

- ・引き続き企業立地情報の発信や立地環境の整備に取り組み、競争力ある企業の集積を目指します。
- ・計画期間における施策の展開状況や課題等を踏まえ、活力ある滋賀を支える地域経済の活性化に取り組みます。

3. これまでの取組状況および課題

企業誘致

本県への工場立地は全国平均を上回るペースで増加しています。平成18年の工場立地件数は44件と過去10年間で最高となり、平成19年上期においても、前年同期を上回る26件となっています。

新名神高速道路の開通により、本県への立地意向はさらに高まると期待されますが、分譲中工業団地の空区画が残りわずかとなっており、新たな工場用地の整備が必要になります。

産業基盤の強化

本県では、平成15年3月に産業振興のあり方や戦略方向を定めた「滋賀県産業振興新指針」を策定し、「産学官連携体制の構築と創造型・自律型産業構造への転換」を基本理念に、6つの基本方向と基本方策に基づき、各プロジェクトをはじめ、本県産業の活性化に向けた諸施策に取り組んできました。

こうした中、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、加速する経済のグローバル化、社会の成熟化に伴う価値観の多様化など、産業を取り巻く環境の急速な変化等に的確に対応し、これまで築いてきた産業基盤のより一層の強化を図り、活力ある滋賀の未来を創造していくことが求められています。

取組項目	(5) 歳入確保のための取組 使用料・手数料などの受益者負担のあり方の抜本的見直し	担当部課 (室)名	総務部財政課
------	--	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
使用料および手数料の改定						
			順次見直し			

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

県立施設については、サービス提供の充実を図りつつ、指定管理者制度も活用しながら、効率的な運営に努める中で、施設を維持管理するために必要な経費について、受益者負担の原則に基づき、利用者に一定負担いただくこととし、使用料等の計画的な改定を行います。

また、手数料についても、同様に所要の事務経費に見合うように改定します。

(2) 具体的な取り組み

ア 使用料および手数料の改定

負担のあり方を検討し、適正な料金改定を行います。平成20年度から平成22年度の「滋賀県財政構造改革プログラム」推進期間中においても順次改定を行います。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

引き続き、計画的に適正な料金改定を行います。

3. これまでの取組状況および課題

特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき、負担の公平を図る観点から、原価計算により所要経費を把握し、これに対する負担のあり方を検討した上で、適正な料金に改定しています。

なお、本県においては、大半の県立施設で平成18年度から指定管理者制度と利用料金制度を導入しており、改定に当たっては、これらの制度との整合を図る必要があります。

取組項目	(5) 歳入確保のための取組 県有資産の有効活用	担当部課 (室)名	総務部財政課
------	-----------------------------	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール (単位：億円)

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
未利用県有地の売却による売払収入	- (7)	10 (12)	10 (7)	48	5	20
(17年度～19年度の()書きは実績額)						
県有資産等の広告、 宣伝媒体としての活用			→ 方針決定	→ 具体的検討、実施		

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

将来にわたり利用計画のない県有地については、全庁あげて積極的な利活用および売却処分に取り組むとともに、県有資産等について、民間企業や団体等が行う広告、宣伝等の媒体として活用し、歳入の確保を図ります。

(2) 具体的な取り組み

ア 未利用県有地の売却による売払収入の確保および未利用財産の利活用

平成20年度～22年度は、売却目標を約73億円として売却処分に取り組めます。

また、「県有財産活用検討会議」(平成19年度設置)において、県が保有する公有財産のうち未利用となっている財産について情報の共有化を図るとともに、利活用および処分方針の決定・処理目標期限の決定を行い、公有財産の利活用の促進に取り組めます。

イ 県有資産等の広告、宣伝媒体としての活用

県が保有している財産、県が発行する印刷物やウェブページ、県が保有する権利(施設命名権を含む。)等の県有資産等を民間企業や団体等が行う広告、宣伝の媒体として有効活用することとします。平成19年度中に方針を決定し、平成20年度から具体的検討を行い、実施します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

ア 未利用県有地の売却による売払収入の確保および未利用財産の利活用

将来にわたり利用計画のない県有地については、全庁あげて積極的な利活用および売却処分に取り組めます。また、「県有財産活用検討会議」において利活用等が決定された公有財産について、利活用および売却処分に取り組めます。

イ 県有資産等の広告、宣伝媒体としての活用

県有資産等について、一層の有効活用を図るため、引き続き検討を行い、歳入の確保に努めます。

3. これまでの取組状況および課題

将来にわたり利用計画のない県有地については、計画的に売却を行ってきたところであり、平成17年度～19年度においては、「財政危機回避のための改革プログラム」に基づき、約26億円の収入を確保しました。

取組項目	(5) 歳入確保のための取組 寄附の促進	担当部課 (室)名	政策調整部企画調整課 広報課
------	-------------------------	--------------	-------------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
滋賀県に対する寄附の促進				→ 寄附条例の検討・制定		
					→ 情報発信・滋賀ファンづくり	

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

「ふるさと納税制度」の導入を契機として、県の施策に対する全国からの力強い後押しが受けられるようにするため、地域イメージの構築や地域資源の効果的な活用により滋賀のブランドとしての価値を高め、全国にその魅力を効果的に発信できるよう取組を進めるとともに、県に対する寄附が促進されるような仕組みづくりを通じて、必要な財源の確保を図ります。

(2) 具体的な取り組み

ア 滋賀県に対する寄附の促進

「ふるさと納税制度」の導入状況も踏まえながら、寄附者の滋賀県に対する様々な思いを十分に活かすとともに、寄附がより促進されるような仕組みについて検討を行い、平成20年度のできるだけ早い時期に寄附条例を制定します。

また、平成20年度から、滋賀県の地域イメージを構築するとともにその価値を高めるため、滋賀・琵琶湖の持つ本質的価値の再認識と内外への情報発信に向け、「(仮称)滋賀・琵琶湖ブランド」の構築と発信に取り組むこととしていますが、その中で、雑誌や機関誌への広告の掲載等により、本県ブランド等の県外への積極的な発信を行うとともに、県の施策に対して寄附条例に基づく寄附を促進することをねらいとして、「滋賀ファン」、「琵琶湖ファン」づくりを進めていきます。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

寄附の状況を検証し、滋賀の様々な資源について付加価値を一層高めるとともに、寄附制度がさらに効果的に活用されるような工夫を引き続き検討していきます。

3. これまでの取組状況および課題

「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを実現するため、国においては、出身地や応援したい自治体に寄附(5000円以上)すると、その額に応じて居住地の住民税が一定限度まで軽減される、いわゆる「ふるさと納税制度」の審議が進められているところです。

厳しい財政状況にあって、財源確保の観点からもこうした制度を十分に活かしていくことが重要であることから、統一的なブランドの構築を通じて地域資源の付加価値を一層高め、全国にその魅力を発信するとともに、全国から滋賀に対する寄附が促進されるような仕組みづくりを進めていくことが必要です。

取組項目	(6) 本庁の組織・機構の見直し	担当部課 (室)名	総務部人事課
------	------------------	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
本庁部課体制の見直し						
	検討	実施		知事直轄組織の設置等	スリム化・効率化の見直し	▶

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

多様な行政課題に総合的かつ機動的に対応できる組織体制とするとともに、事務事業の見直しに伴う定数削減等を勘案して、さらにスリムで効率的な組織体制となるよう本庁組織の見直しを進めます。

(2) 具体的な取り組み

県行政を取り巻く諸情勢を勘案し、各部局の意見、提案や他府県の動向などを踏まえながら、毎年度、部課体制の検討を行い、必要な見直しを行います。

特に、基本構想の実現に向けて、県として新たに取組むべき重要課題や複数の部にまたがって対応しなければならない課題に機動的、部局横断的に対応できる組織体制とするとともに、事務事業の見直しに伴う定数削減等を考慮して、本庁組織の見直しを進めます。

平成20年度においては、知事のトップマネジメントにより多様な行政課題に総合的かつ機動的に対応するとともに防災危機管理についても知事の直接指揮のもとに、より迅速に対応するため知事直轄組織を新たに設置し、現行の8部体制から7部体制とする部制の見直しとともに、県に求められる役割をしっかりと果たしながら、効率的、効果的な組織となるよう本庁の一部の課、室の見直しを行います。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

毎年度、スリムで効率的な組織体制となるよう継続的な見直しを行います。

3. これまでの取組状況および課題

本庁の組織は県としての役割を的確に果たすとともに、これまでからスリムで効率的な組織を目指し、政策課題に対応した部課体制となるよう見直しを行ってきました。

平成15年4月には県政の総合的な政策の企画および調整を一元的に行うことができる体制整備等を図るため部の再編を行い、現行の8部体制としましたが、課については毎年度必要な見直しを行っています。(平成19年4月現在、8部2局57課)

取組項目	(7) 地方機関等の組織・機構の見直し 振興局および地域振興局等	担当部課 (室)名	総務部人事課
------	-------------------------------------	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
見直し検討				→		
見直し実施						→

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

さらなる市町合併を見据えながら、事務事業の見直し状況、地域での県としてのサービスのあり方、県と市町との役割分担や必要な市町への支援のあり方などを勘案しながら、振興局および地域振興局等の見直しを進めます。

(2) 具体的な取り組み

ア 庁内での振興局等の機能についての検討

庁内においては、関係部局等により、各部の事務事業の見直しを踏まえ、地域振興局の地域経営機能、総合調整機能、市町への支援機能、危機管理機能、行政サービス提供機能等について、振興局等のあり方の検討を進めます。

特に各行政分野ごとのサービス提供の管轄区域については、各業務ごとに十分検討します。

イ 関係市町等との調整

アによる振興局等が担うべき機能や各行政分野について所管すべきサービス提供についての検討・集約を受けて、平成20年度のできるだけ早い時期に県としての素案をとりまとめ、関係市町等の意見を伺いながら、見直しについての考え方や再編の実施時期等について、平成20年末までに結論を出し、21年度から実施していきます。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

市町合併の進展の状況や県と市町の役割分担などを勘案しながら、地域における最も適切な県のサービス提供ができる体制となるよう検討を進めます。

3. これまでの取組状況および課題

市町合併が大きく進展した甲賀地域および湖西地域については、平成17年4月に所管区域の広域化と機能の見直しを行い、暫定的に再編を行いました。

今後の市町合併の動向や県と市町との役割分担などを踏まえて、県としての役割が果たせるよう、振興局等のあり方の見直しが必要です。

取組項目	(7) 地方機関等の組織・機構の見直し 試験研究機関、その他の機関	担当部課 (室)名	総務部人事課 各関係所管課 教育委員会教育総務課
------	--------------------------------------	------------------	--------------------------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
試験研究機関の見直し				検討実施		→
その他機関の見直し				検討実施		→
県立学校のあり方の見直し		→	→	検討委員会の設置・検討	→	検討・実施

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

試験研究機関については、県の役割を踏まえた研究ニーズやこれまでの研究成果を踏まえ、新しい財政構造改革プログラムにおいて研究課題の整理や見直しに取り組んだところであり、これを十分踏まえながら必要な試験研究機関の機能を整理し、役割分担と有機的な活用、連携が図れるよう見直しを進めていきます。

その他の機関についても、組織の統廃合など、一層のスリム化に取り組みます。

また、県立学校についても、これまでから様々な学習ニーズに対応するための学科再編等により施設整備を図ってきたところですが、今後の生徒数の推移や特別支援教育への対応など、全県的な視点で、再編も含めそのあり方について検討します。

(2) 具体的な取り組み

ア 知事部局の組織・機構の見直し

a) 琵琶湖研究

琵琶湖の環境保全の一層の推進という観点から、これに関係する研究機関がこれまでに長い時間をかけて蓄積してきた研究成果や資源のより有機的な活用と戦略的な研究について、県の役割も含め検討し、組織の再編の考え方をまとめます。

b) 農業関係

農業技術振興センターは、研究部の再編整備を検討し、効率的な試験研究体制と農業の担い手育成体制の確立を目指します。

畜産技術振興センターは、本県特産の「近江牛」の育成をはじめとした業務内容等に特化するなど、本県の特徴を活かしたメリハリのある機関として機能を発揮するよう業務の見直しを行います。

c) 工業関係

現在、2センター4拠点の組織体制での運営となっておりますが、企業からの技術相談や産学官が連携して行う産業振興につながる技術開発などを一層推進し、企業ニーズに応えるため支援体制の確立を早期に目指します。

d) その他の機関

・高等技術専門学校

県民や産業界のニーズにあった弾力的な訓練内容としていくため、高等技術専門校の見直しを進めます。

・公園緑地事務所

一元的な公園緑地業務を行うための効率的な体制への見直しを行います。

・直轄地域の機関

地域振興局の再編の時期に合わせて、見直しを行います。

イ 県立学校のあり方の見直し

- ・平成20年度において県立学校のあり方検討委員会を設置し検討を行います。
- ・県立学校のあり方検討委員会の検討結果を踏まえ、平成21年度より対応を検討し順次取り組みます。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

知事部局については、(2)により見直した組織によって、スリムな体制における研究機能の役割分担、連携や機能発揮に努めていきます。

県立学校については、県立学校のあり方検討委員会の検討結果を踏まえ、対応を検討し順次取り組みます。

3. これまでの取組状況および課題

本県の試験研究機関は平成9年度に工業関係が、また平成12年度に農業関係が再編統合されましたが、職員数はほぼ横ばいの状況にあり、業務の見直しとともにスリム化を図る必要があります。

学校については、教育全般に関して平成18年7月に「滋賀の教育協議会」を設置し、「今後の滋賀の学校教育のあり方」について検討を実施しました。今後は当協議会の報告を踏まえ、県立学校のあり方検討委員会において、再編も含めそのあり方について検討を行います。

取組項目	(7) 地方機関等の組織・機構の見直し 公の施設（指定管理者制度）	担当部課 （室）名	総務部行政経営改革室
------	--------------------------------------	--------------	------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
廃止・移管		順次実施				→
休館・用途廃止、施設のあり方等の検討				検討	順次実施・方針決定	→
市町との移管協議、考え方の整理・見直し			協議	協議・見直し		→
指定管理者制度	準備	導入		公募推進		→

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

公の施設の見直しについては、「公の施設の見直しについて」（平成17年2月策定）に基づき、施設の廃止・移管、移管に向けた協議、あり方の検討を進めてきました。

この経過を踏まえて、引き続き移管に向けて協議を進める施設、あり方について検討する施設については、より施設を有効かつ効率的に運営するという観点で関係市町や関係団体の意見を聞きながら、改めて幅広い観点から県としての考え方を整理します。

また、引き続き県が設置する必要がある施設については、指定管理者制度の積極的な活用を図っていきます。

(2) 具体的な取り組み

ア 「公の施設の見直しについて」によりとりまとめた次の方針により着実に実施します。

a) 廃止・移管

社会福祉施設等10施設を順次廃止や団体へ移管します。（平成23年4月1日より移管する施設を含む）

・社会福祉施設： しゃくなげ園、日野溪園、福良荘、安土荘、長浜荘、さつき荘、きぬがさ荘、むれやま荘、信楽学園

・公園： 野鳥の森ビジターセンター

b) 休館・用途廃止、施設のあり方等の検討

滋賀会館など4施設について、施設の老朽化等により休館や用途廃止等を行うとともに、他用途への転用など、今後の施設のあり方について検討します。

・社会体育施設： アーチェリー場

・文教施設： 滋賀会館、荒神山少年自然の家、琵琶湖文化館

c) 市町との移管協議、考え方の整理・見直し

5施設について、地元市町との移管協議を進めるとともに、並行して施設の老朽化の進捗や利用状況などを考慮し、関係団体等の意見などを参考に、県としての考え方の整理・見直しを平成20年度以降の指定管理期間中に行います。

・公園： 奥びわスポーツの森

・社会体育施設： 栗東体育館、伊吹運動場、虎御前山教育キャンプ場、比良山岳センター

イ 指定管理者制度の一層の推進

引き続き県が設置する必要がある施設については、「県立施設の指定管理者制度導入ガイドライン」により、公募による指定管理者制度の一層の推進を図ります。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

計画期間の取り組み経過を踏まえ、平成23年度以降の取り組みの方向を検討します。

なお、県立施設として継続する施設についても、中長期的な視点で施設のあり方や管理運営主体のあり方について点検、検討します。

3. これまでの取組状況および課題

公の施設の見直し

平成17年2月に「公の施設の見直しについて」を策定し、当時の92施設全てを見直し、8施設の廃止・移管、5施設の市町への移管に向けた協議、26施設の今後のあり方の検討を行うこととし、これに基づいて取り組みを進め、9施設の廃止・移管を行い、平成20年3月現在83施設となっています。

指定管理者制度の導入

引き続き県が設置する必要がある施設については、積極的に指定管理者制度を導入することとし、制度導入初年度（平成18年度）に63施設（公募17施設、非公募46施設）に導入しました。これにより、対平成17年度当初予算一般財源ベース単年度当たりで197百万円の経費削減効果がありました。

取組項目	(8) 一層の定員削減	担当部課 (室)名	総務部人事課
------	-------------	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
「定員管理計画」の推進	実施			→		
新たな「定員管理計画」の推進			策定	実施		→

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

平成17年度から取り組んでいる現行の定員削減計画を着実に達成するとともに、事務事業の徹底した見直しや組織・機構の見直しなどに伴い、今後3年間で一層の定数削減に取り組めます。

(2) 具体的な取り組み

ア 新たな「定員管理計画」の策定・推進

法令等で定数が決められている教員や警察官を除いて、県に職員定数についての裁量がある知事部局等を対象として、事務事業の徹底した見直し、組織の見直し、公共事業の減などにより、平成20年度から22年度までの3年間に300人以上の定数削減計画を策定し、これに基づく取り組みを推進します。

a)削減期間 平成20年4月から平成22年4月までの3年間

b)削減対象

- ・知事部局
- ・行政委員会事務局、学校以外の教育機関
- ・県立学校（教育職を除く）
- ・警察本部（警察官を除く）

c)削減目標 これまでの行政改革の取り組みにより、一般行政部門の職員数が、人口類似17県の中で少ない方から2番目となっている中で、さらに、平成19年4月を基準として300人以上を削減

（上記の定数削減計画等を全都道府県の共通的な取り組みである集中改革プラン（平成17年度を基準）で比較した場合、平成22年度までの削減率は全国7番目）

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

県が果たすべき役割と県の財政状況等を十分に見極めて、引き続きスリムで効率的な体制となるよう適正な定員管理に努めます。

3. これまでの取組状況および課題

スリムで効率的な県行政の執行体制を目指して、数次にわたって行政改革に取り組んできた結果、人口1万人当たりの職員数（一般行政部門）は、人口類似の17県の中で少ない方から2番目となっています。

本県では、今後も人口が増加することが予想されますが、県に求められる役割を果たしながら、一層スリムで効率的な体制になるよう取り組みを進める必要があります。

取組項目	(9) 給与の見直し	担当部課 (室)名	総務部人事課
------	------------	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
給与の独自削減	実施		→			
				検討	実施	
給与構造改革の対応	検討					→
		→	実施			
手当等の見直し 諸手当・旅費等の 見直し 必要な見直しの取 組	実施					→
					必要な見直しの検討・実施	

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

厳しい財政状況から、「財政構造改革プログラム」および「財政危機回避のための改革プログラム」に基づき、平成15年度から給与の独自削減に取り組み、平成20年度から平成22年度までの3年間についても、「新たな財政構造改革プログラム」への対応として、給料と管理職手当、期末勤勉手当など諸手当の独自削減に取り組みます。

また、平成18年度から、枠外昇給の廃止などにより、年功的な給与上昇を抑制する給与構造改革の取り組みを進めます。

諸手当や旅費制度についても、必要な見直しに取り組みます。

(2) 具体的な取り組み

ア 給与の独自削減

厳しい財政状況に対応するため、平成22年度まで、職員給与の独自削減に取り組みます。

(平成20年度から平成22年度までの給与の独自削減)

a) 給料のカット 部長・次長級 6%、課長級 4%、参事級 2.5%、
その他の職員 1.5%

期末勤勉手当、地域手当等給料を算定基礎とする全手当に反映
給与構造改革の経過措置の範囲内で実施

b) 管理職手当のカット 部長・次長級 15%、その他管理職 10%

c) 期末勤勉手当の加算額のカット 10%

イ 給与構造改革の対応

給料表の水準を平均で5.7%引下げるとともに、昇給カーブのフラット化や枠外昇給の廃止により、年功的な給与上昇を抑制する新たな給与制度を導入します。

ウ 諸手当等の見直し

(今後の主な手当等の見直し(平成20年度以降の見直し))

・ 農林漁業普及指導手当： 支給率の引下げ等(平成17年4月、平成20年4月)

・ 旅費制度の見直し： 日当廃止(旅行雑費に改正・水準引下げ)、公用車・自家用自動車出張の旅行雑費不支給等(平成20年4月)

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

給与制度の適正な運営に引き続き努め、必要な見直し等を行うことにより、県民の理解と納得が得られるよう取り組みます。

3 . これまでの取組状況および課題

これまで、適正な給与制度の運用に努めてきており、諸手当についても特殊勤務手当の見直しや退職時の特別昇給の廃止、退職手当の支給率の削減を実施してきました。

(これまでの主な手当の見直し(平成17年度以降の見直し))

- ・寒冷地手当： 支給地域の見直し・手当額の引下げ等(平成17年4月)
- ・特殊勤務手当： 6手当の廃止、2手当の統合、20手当の対象業務見直し・日額化等(平成18年4月)

取組項目	(10) 福利厚生事業の見直し	担当部課 (室)名	総務部福利厚生課 教育委員会福利課 警察本部警務部厚生課
------	-----------------	--------------	------------------------------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員互助会への事業費補助金の削減	段階的削減	段階的削減	段階的削減 50%削減	段階的削減	段階的削減	廃止
職員互助会の補助対象事業等の見直し (財)滋賀県職員互助会 (財)滋賀県教職員互助会 (財)滋賀県警察職員互助会	検討委員会等を設置 点検・見直し	実施	実施	検討委員会等を設置 点検・見直し	実施	実施

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

職員互助会が実施する福利厚生事業は、公務能率の向上や職員の元気回復に重要な役割を果たすものであり、県補助事業として支援してきましたが、より県民の理解が得られるものとなるよう点検・見直しを行い、事業費補助金を廃止することとします。

(2) 具体的な取り組み

ア 職員互助会への事業費補助金の廃止

互助会が実施する各種事業への事業費補助金について、平成17年度からの段階的削減により平成19年度には50%削減となったところですが、さらに段階的に削減し、平成22年度に廃止します。

(補助金削減目標)

平成16年度 513百万円

平成19年度 250百万円

平成22年度 廃止

イ 職員互助会の補助対象事業等の見直し

- ・(財)滋賀県職員互助会
- ・(財)滋賀県教職員互助会
- ・(財)滋賀県警察職員互助会

互助会事業検討委員会等において補助対象事業の一層の見直しを行います。

(3) 平成23年度以降の取組の方向

社会情勢や全国の動向を見極めながら職員の福利厚生事業のあり方の検討を行います。

3. これまでの取組状況および課題

県は、事業主として地公法第42条に基づく福利厚生計画および条例に基づき、職員互助会が実施する事業に対して必要な補助を実施してきましたが、この県補助金については、県の厳しい財政状況や社会情勢等を踏まえ、平成17年度から計画的に削減に取り組み、3年間で50%の削減に取り組んできました。

取組項目	(11) 地方公営企業の経営の健全化と事業の活性化 流域下水道事業	担当部課 (室)名	琵琶湖環境部下水道課
------	--------------------------------------	--------------	------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
効果的・効率的な施設整備 計画的な事業の推進			流総計画見直し	基本計画見直し	変更基本計画に基づく事業実施	
入札制度の改革 (一般競争入札の拡大)				段階的拡大	本格実施	
効率的な維持管理・改築更新 ストックマネジメント手法の導入		ストックマネジメント実施計画策定 (基礎調査)(基礎調査)(ガイドライン作成)			ストックマネジメントによる維持管理実施	
指定管理者制度による維持管理の効率化	指定管理者選定(非公募)	導入				
維持管理のあり方の見直し		検討			移行準備	
新技術の開発・導入	実施					
定員管理の適正化	実施					

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

厳しい財政状況の中、琵琶湖の水質保全や生活環境改善等を目的とした重要な社会基盤である下水道事業の推進を図るため、効果的・効率的な施設整備に努めるとともに、効率的な維持管理・改築更新などにより経費の削減に取り組み、より一層の経営の合理化・効率化を図っていきます。

(2) 具体的な取り組み

ア 効果的・効率的な施設整備

a) 計画的な事業の推進

公共用水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、琵琶湖流域別下水道整備総合計画における計画水量等の見直し(平成19年度)を踏まえ、同計画を基にした下水道基本計画を平成20年度に見直し、計画的に事業を実施します。

なお、ライフラインの一つである下水道施設の安全性の向上を図るため、耐震化を推進します。

b) 入札制度の改革

建設工事等において、より公正性、透明性、競争性の高い入札契約を実現するため、平成20年度以降、一般競争入札の範囲を一層拡大し、平成21年度には原則指名競争入札を廃止します。

イ 効率的な維持管理・改築更新

a) スtockマネジメント手法の導入

流域下水道施設の改築更新に必要な費用と維持管理に必要な費用とを総合的に考慮し、施設の長寿命化やライフサイクルコストを低減するためのストックマネジメント実施計画を平成20年度に作成し、その計画に基づき施設の維持管理・改築更新を実施します。

b) 指定管理者制度による維持管理の効率化

平成18年度から下水道施設の維持管理業務に指定管理者制度を導入し、平成22年度までの5年間、(財)滋賀県下水道公社を非公募により指定管理者としており、管理運営目標として各処理区の単位水量当たりの維持管理費を対平成16年度比で次のとおり定め、経費の削減に取り組めます。

目標	全体	8%減			
	湖南中部処理区	8%減	、	湖西処理区	8%減
	東北部処理区	0%	、	高島処理区	37%減

c) 維持管理のあり方の見直し

現在の指定管理期間以降を見据えて、平成20年度中に維持管理のあり方の見直しを進めます。

ウ 新技術の開発・導入

施設整備や維持管理コストの縮減や環境負荷の低減に向けて、新技術の開発・導入に取り組めます。

エ 定員管理の適正化

効率的な運営や事務事業の見直しなどにより、適正な定数の管理に努めます。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

下水道基本計画をもとに、引き続き計画的な事業の推進に努めます。

ストックマネジメント実施計画による維持管理を着実に進めるとともに、計画の検証や維持管理データの蓄積を行い、より効率的な維持管理を目指します。

3. これまでの取組状況および課題

取組状況

ア 効果的・効率的な施設整備

経済活動や生活様式の変化など節水型社会に対応して、適時適切に下水道施設の規模等の見直しを行い、過大な設備投資とならないよう計画的に事業を推進してきました。平成14年度に策定した琵琶湖流域下水道災害対策基本構想に基づき、重要度の高い施設から計画的に耐震化を図ってきました。

平成18年度から一般競争入札の拡大に取り組んでおり、段階的に対象範囲を拡大してきました。

イ 効率的な維持管理・改築更新

流域関連公共下水道の整備に対する支援や流域幹線の整備などにより、処理水量の増加を図り、下水道経営の効率性を高めてきました。

ストックマネジメント手法の導入に向けて平成18年度に検討委員会を設置して、基礎調査やガイドラインの作成に取り組んできました。

平成18年度から下水道施設の維持管理業務に指定管理者制度を導入し、管理運営目標として各処理区の単位水量当たりの維持管理費を対平成16年度比で削減する管理運営目標を定め、経費の削減に取り組んできました。

平成16年度 56.6円/m³ 平成18年度 51.8円/m³

ウ 定員管理の適正化

事務事業に見合った適正な人員配置に努め、平成17年度から平成19年度の3ケ年で9名の定数を削減しました。

課題

流域下水道施設は古いもので供用開始から26年が経過しており、今後、下水道施設の増加による維持管理費の増加や改築需要の増加による改築経費の集中化が懸念されることから経済的な維持管理手法であるストックマネジメントを導入し、効率的な経営を図っていく必要があります。

現在の指定管理期間以降を見据えて、維持管理のあり方を見直す必要があります。

新たな技術開発の推進を図り、施設整備や維持管理におけるコスト縮減や環境負荷の低減に努める必要があります。

取組項目	(11) 地方公営企業の経営の健全化と事業の活性化 病院事業	担当部課 (室)名	病院事業庁経営管理課
------	-----------------------------------	--------------	------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
病院機能の充実 成人病センター	検討	→	→	→	→	→
		疾病部門別診療体制の構築 リハビリテーションセンターの設置		三大生活習慣病を中心とする急性期医療機能の充実 医師派遣の拠点機能の整備(琵琶湖マザーホスピタル事業)		
小児保健医療センター 精神医療センター	検討	→	→	→	→	→
		児童精神科 新設	こころの診 療科に改称		心身障害児、小児慢性疾患や難治性疾患などに対する高度専門医療の充実	
		救急医療体制整備の検討		精神科救急、思春期精神障害、アルコール等中毒性精神障害等専門医療の充実		
経営改革の推進 目標管理の徹底、 情報公開の推進	実施		BSC導入			→
	検討	→	→	→	→	→
外部評価制度の導入		経営協議会設置 評価・提言・反映				
収支の改善	実施	(収益確保と費用削減に向けた取り組みを継続)				→
繰上償還に係る経営 健全化計画の策定と 繰上償還の実施			策定・承認 償還(成人)	実施		→
					償還(小児・精神)	
定員管理の適正化	実施					→
給与の適正化 業績評価制度の検討						→
		検討				
次期中期計画の策定				計画策定	→	計画に基づく取組の実施

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

次に掲げる目標の達成に向け、病院改革に取り組みます。

- ・社会の要請に即した高度専門医療の提供と患者サービスの向上により、患者満足度を高めます。
- ・高度で良質な医療サービスを安定的に提供するため、収益確保と費用削減に努め、経営の健全化を図ります。
- ・職員の意識改革と、すべての職員が主体的に経営改革に取り組める職場風土づくりを進めます。

(2) 具体的な取り組み

ア 県立病院中期計画に基づく取り組みの推進

a) 高度専門医療を提供するための病院機能の充実

成人病センター がん、心臓血管疾患、脳神経疾患など生活習慣病を中心とした三次医療圏の急性期病院として必要な機能の充実

医師派遣の拠点としての機能の整備

小児保健医療センター 一般医療機関で対応できない心身障害児、小児慢性疾患や難治性疾患などに対する高度専門的かつ包括的な医療の充実

精神医療センター 精神科救急医療、思春期の精神障害やアルコール等中毒性精神障害等の専門医療の充実

b) 経営改革の推進

・目標管理の徹底

経営改革の目標を設定し、取り組みの成果を適正に分析、評価して、必要な見直しを行うなどPDCAサイクルによる目標管理を徹底します。

・情報公開の推進

経営や医療に関する情報などをより分かりやすい形で積極的に公開します。

・外部評価制度の導入
毎年度の経営改革の達成度について、外部委員で構成する「県立病院経営協議会」の評価、提言を求めます。

・収支の改善

高度で良質な医療サービスを安定的に提供するため、収益確保と費用削減に努め、収支改善に努めます。

収益の確保

a) 平均在院日数の短縮と病床利用率の向上

b) 診療体制に即した施設基準の取得

c) 診療報酬請求漏れ・査定減対策の充実 等

費用の削減

a) 原価計算システムに基づく効率的な業務運営の実施

b) 人件費の見直し

c) 材料費の見直し

d) 後発医薬品の利用促進

e) 委託業務内容の見直し

f) 人材や医療機器の共同利用による効率化 等

・繰上償還の実施

平成19年度に制度化された公的資金補償金免除繰上償還を実施し、資本費負担を軽減するとともに、一般会計負担金の削減を図ります。あわせて、医師・看護師等の確保、患者の確保、病院機能にふさわしい診療報酬上の加算の取得、材料費の削減に重点的に取り組み、経営の健全化を進めます。

c) 定員管理の適正化

県立病院に求められる機能、役割を果たすとともに、収益確保のために、必要な定数を確保するものとします。なお、原価計算システムによる効率的な人員配置や人材の共同利用による効率化などについて検討し、適正な定数の管理に努めます。

d) 給与の適正化

職員の意欲、能力、実績を適正に評価し、人材育成や人材活用につなげるための業績評価制度の検討を行います。

イ 次期中期計画の策定

平成19年12月に総務省が策定した「公立病院改革ガイドライン」に対応するため、現行の県立病院中期計画を見直し、平成20年度に新たな計画を策定します。

平成21年度以降は、新たな計画の実行を通じて、高度専門医療の提供や医師派遣の拠点としての機能など県立病院に求められる役割を果たすとともに、経営の効率化に努めます。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

引き続き経営健全化に向けた取り組みを進め、県内の医療提供体制の確保に貢献します。

3. これまでの取組状況および課題

県立病院では、開設以来、不採算分野の高度専門医療や特殊医療を提供するとともに、保健指導や社会復帰など一般行政分野との一体的な運営にも努め、県民の医療と保健ニーズにこたえてきました。平成18年4月からは、機動的、効率的な管理運営体制を整備し、経営の効率化・健全化を図るため、地方公営企業法の全部適用を実施するとともに、同時に策定した県立病院中期計画に基づき、経営改善に取り組んでいます。これまでの主な取組内容は次のとおりです。

ア 高度専門医療を提供するための病院機能の充実

・成人病センターでは、従来の診療科を超えた横断的な医療を提供する組織として「がん診療部」「心臓血管部」「脳神経部」を設置し、病院機能の充実を図りました。また、平成18年6月に開設された県立リハビリテーションセンターの医療部門として、高度専門的な回復期におけるリハビリテーション医療を提供しています。

・小児保健医療センターでは、発達障害の診断・治療機能を強化するため、平成18年度に児童精神科（平成19年度からこころの診療科に改称）を新設しました。

イ 経営改革の推進

・P D C A サイクルによる目標管理を徹底するため、平成19年度からバランス・スコアカード（B S C）を導入しました。また、経営改革の達成度について評価、提言を求めるため、外部委員で構成する「県立病院経営協議会」を設置しました。

ウ 給与の適正化

・平成18年4月から病院業務手当や医事研究調査手当を廃止するなど、特殊勤務手当の見直しを行いました。

今後ますます医療を取り巻く環境が厳しくなる中、経営の健全化を図り、高度で良質な医療を安定的に供給することが求められます。

取組項目	(11) 地方公営企業の経営の健全化と事業の活性化 水道用水供給事業・工業用水道事業	担当部課 (室)名	企業庁総務課
------	---	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
計画的な施設整備と更新	実施		見直し	実施		
効率的な経営手法の構築						
事業統合の推進						(23年度事業統合)
運転監視設備の集中化等	検討		設備整備			
執行体制再編等	検討					
経営戦略評価の導入	試行	実施	見直し・実施			
経営基盤の強化						
定員の適正化	検討・実施					
維持管理コスト等の削減	実施		見直し	実施		
繰上償還に係る経営健全化計画の策定と繰上償還の実施			策定・承認			
経営計画の改定・策定			現計画改定	繰上償還 新経営計画策定検討		策定

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

平成16年度に策定した経営計画(H16～H22)に基づき、健全な経営を図るため、経営改革と円滑な事業の推進に努めてきましたが、事業を取り巻く環境が変化してきたことから、この計画を改定(H20～H22)して県民、企業に信頼される用水供給を目指し、健全で効率的な事業展開を図ります。

また、事業の進捗状況や経営状態を把握、検証する評価制度を活用して経営の健全化に努めます。

ア 計画的な施設整備と更新

将来の財政負担が過大とならないよう水需要に応じて計画的に施設整備を図るとともに、地震などの災害や事故に強い施設づくりに努めます。

また、老朽化した施設、設備の更新は、計画的かつ効率的に実施します。

イ 効率的な経営手法の構築

より合理的、効率的な事業経営を図るため、施設の維持管理のあり方を見直すなど新たな経営手法を構築します。

ウ 経営の基盤強化

公営企業として独立採算性を基本とした健全な経営を目指し、維持管理コスト等の削減を図るため、定員の適正化や経営の合理化に努め、経営基盤を強化します。

(2) 具体的な取り組み

ア 計画的な施設整備と更新

平成19年度中に経営計画を改定するとともに、これに沿って投資額を必要最小限とするため、水需要等に応じ南部上水道供給事業第1次拡張事業実施計画を改定するほか、耐震化計画および施設設備の更新計画を見直し、これらの計画に基づき着実に事業を実施します。

イ 効率的な経営手法の構築

a) 事業統合の推進

給水系統の統合による水道用水の安定的な供給や、組織の合理化、業務の集中化による経営の効率化を図るため、平成22年度までに浄水場の集中監視設備の導入などの施設整備や外部委託の拡大を含めた業務執行体制の再編に向けた検討を行い、平成23年度に給水系統の一体的運用と会計の一元化による南部上水道供給事業と東南部(中部地区、甲賀地区)上水道供給事業の統合を行います。

b) 経営戦略評価の導入

経営計画に示す個別の目標の到達目標値を明らかにし、成果を評価、検証して次の取り組みに反映させるため、平成18年度に導入した経営戦略評価制度を見直し、健全で効率的な事業展開を推進します。

ウ 経営の基盤強化

a) 定員の適正化

事業統合や運転監視業務集中化の導入と併行して、機動的で効率的な組織体制に整備し、職員定数を削減します。

平成17年4月 78名 平成23年4月 72名

b) 維持管理コスト等の削減

国の繰上償還制度を活用して高利企業債にかかる将来の支払利息を削減するとともに、浄水場の効率的な運転により、動力費等のコストを軽減します。

また、給与等の見直しについては、知事部局に準じて適時検討します。

エ 新たな経営計画の策定

平成19年度に改定した経営計画の実績の評価、検証を踏まえ、平成22年度末までに平成23年度の事業統合を見据えた新たな計画を策定します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

平成23年度に水道用水供給事業の統合を行うとともに、平成22年度末までに策定する新たな経営計画に沿って、経営の合理化、効率化を推進し、事業の活性化を図っていきます。

3. これまでの取組状況および課題

<取組状況>

ア 経営改革の推進

経営の効率化を図るため、排水処理施設の運転管理業務、排水・浄水施設の保守点検業務および水質検査業務等のほか、各浄水場運転監視業務の一部を民間委託により実施してきました。

また、毎年、事業の成果を評価、検証して、次年度の取組に反映させるため、経営戦略評価制度を平成18年度に導入するとともに、水道用水供給事業の統合に向けた取組である料金平準化を見据え、平成20年4月から給水料金の値下げを実施します。

さらに、技術・技能の向上と事業経営に求められる知識を身につけた人材の育成に努めています。

イ 定員の適正化

運転監視業務の一部委託や事務事業に見合った適正配置により、定員削減に取り組んできたところであり、平成17年度から平成19年度までに定員を2名減員しました。

ウ 給与の適正化

平成18年4月に特殊勤務手当を見直して、業務手当を廃止し、深夜交替制勤務手当を新設しました。この結果、手当の対象者を深夜交替制勤務を行う者のみに限定しました。

<課題>

近年の水需要について、工業用水道事業はやや減少し、水道用水供給事業についても伸びが鈍化傾向にあり、料金収入の増加が見込めない中、施設、管路の老朽化による更新や耐震化など今後、多額の費用が必要となってくることから、更なる合理化、効率的な経営をめざし、経営基盤の強化を図って行く必要があります。

取組項目	(12) 県出資法人(外郭団体)の効率的・効果的な経営の促進	担当部課 (室)名	総務部行政経営改革室
------	--------------------------------	--------------	------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
団体ごとの整理合理化	検討・目標設定・実施				→	
中期経営計画の策定	検討・策定・実施				→	
業績評価の実施	検討・実施				→	
外部専門家による監査体制の強化	検討・実施				→	
情報公開の推進	検討・実施				→	
事業規模や組織体制の見直し	実施					→
業務の共同化等の推進				検討・実施		→
次期外郭団体見直し計画の検討				方針とりまとめ		

次期計画に引き継ぎ反映

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

平成18年3月に策定した「新外郭団体見直し計画」による取り組みを着実に進めるとともに、収益性の向上や経営の効率化等に向け、団体による主体的な経営の見直しと中長期的な視点からの団体のあり方について検討を促進します。

また、県も、業務の共同化や事業規模、組織体制の見直しなどの経営の効率化・合理化の促進に取り組みます。

さらに、県が支援している公共的団体を幅広く含めて、改めて真に県民に必要なかという視点で統廃合なども視野に置き、団体のあり方そのものから見直すため、次期外郭団体見直し計画について検討します。

(2) 具体的な取り組み

ア 「新外郭団体見直し計画」による次の取り組みを着実に実施します。

a) 団体ごとの整理合理化

計画における方針に基づき、該当する団体について見直しを行います。

b) 中期経営計画の策定

団体自らが中長期の目標を設定し、主体的な経営に取り組みます。

c) 業績評価の実施

計画期間中に、全ての団体で業績評価制度を導入します。

d) 外部専門家による監査体制の強化

一定規模以上の団体に外部専門家による監査体制を強化します。

e) 情報公開の推進

計画期間中に、全ての団体で財務諸表、事業計画、業績評価など経営に関する情報を積極的かつ分かりやすく公開します。

イ 上記の取り組みに加え、次の取り組みを行います。

a) 事業規模や組織体制の見直し

団体の性質等に応じて組織体制の簡素化や事業規模などの見直しにより、経営の効率化・合理化に取り組み、県からの人的支援や財政支出の削減に努めます。平成20年度は、政策的なものを除き、事業の見直しや事業の終了などにより、外郭団体への支出を約14億円削減します。

b) 業務の共同化等の推進

内部管理業務等の共同化や、公の施設を管理する団体の収益的な事業等の企画・調整等の連携に取り組みます。

ウ 次期外郭団体見直し計画の検討

平成21年度末までの計画期間である現計画を進めていく上での課題を整理するとともに、公益法人制度改革における各団体の動向を踏まえるなどにより、改めて真に県民に必要なという視点で、公共的団体を幅広く含めて統廃合なども視野に置き、団体のあり方そのものから見直すため、県において次期外郭団体見直し計画の策定に向けた検討を行い、平成20年中を目標に一定の方針を取りまとめます。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

真に県民に必要なという視点で、設置する団体や団体の行う業務について厳しく見直しを進めるとともに、一層の収益性の向上や経営の効率化等を目指します。

3. これまでの取組状況および課題

平成9年度から、外郭団体の見直しを行政改革の重点課題に位置付け、団体の設立の趣旨を再点検し、組織や経営のあり方などについて見直しを行ってきました。

その結果、対象団体は、統廃合などにより、平成9年4月の52団体から平成19年4月には33団体に減少しています。

また、各団体に対する財政的関与については、平成16年度予算と平成19年度予算を比較して、約21億円を削減しています。さらに、団体の役職員数は平成16年4月1日と平成19年4月1日を比較して、265人の削減となっています。

しかし、社会経済の枠組みの大きな変化に積極的に対応するために、県行政の役割について見直しが求められる中において、外郭団体についても、今後一層の効率的、効果的な業務運営を進める必要があります。

取組項目	(13) 費用を明確化した情報提供（値札）の推進	担当部課 （室）名	総務部行政経営改革室
------	--------------------------	--------------	------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
「値札」の作成・表示				準備 実施		▶

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

対話と共感による県政を進めていくため、まずは、県の財源が行政サービスや事務、事業等（以下、「サービス等」といいます。）にどのように使われているのか県民に十分理解いただくことにより、県政への関心を高め、積極的に県政に参画いただくことが必要です。このため、サービス等の内容や効果とともに、そのサービス等に必要な総費用をわかりやすい形（「値札」）で情報提供していきます。

また、こうした取組を通じ、職員がサービス等に係るコスト意識を一層高め、実施方法の工夫を通じた経費の削減に努めるなど、一層効率的な業務執行に努めていきます。

(2) 具体的な取り組み

ア 「値札」の作成・表示

県が提供しているサービス等について、その内容や効果などの情報とともに、人件費を含めた総費用を県民に身近でわかりやすい形で表示するものとして「値札」を作成することとし、平成20年度のサービス等から「値札」を順次表示できるよう、平成19年度から準備を進めます。

<実施概要>

対象： 県民への行政サービスに関する施策・事業、県立施設の運営費、県が主催する行事、県の印刷物等

値札の内容： 実施内容、効果、単位あたり費用（人件費を含む総費用をサービス等の対象者数や作成・整備した数量等をもとに算定したもの）を基本に、サービスの内容に応じて表示します（全額有料化した場合の価格）。

情報提供方法： サービス等の実施時に、配布物や看板等に表示するとともに、県ホームページでも広く情報提供します。

イ 「値札」の改善

「値札」の実施を通じて、「値札」に対する県民の意見等を踏まえ、対象とするサービス等やその算定方法、情報提供方法等について改善を図るとともに、業務改革への活用について検討します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

サービス等の必要性や効果性などについて県民にわかりやすく情報提供できるよう「値札」の一層の改善に努めます。

3. これまでの取組状況および課題

平成18年度末には、「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定し、基本構想や主要な計画・指針のほか、財政状況や予算など県政への理解と協力を得るために必要な情報について、県のホームページや広報誌などを通じ、より積極的な情報提供に努めていますが、行政に関する情報は、その専門性等からわかりにくい面があることから、県民の視点に立って、より理解しやすい工夫をしていくことが必要です。

県が実施している事業の概要や予算額などの情報についても、必要に応じて公表してきましたが、さらに、特定のサービス等について、具体的な効果やそのために必要な費用などを、県民がより身近に実感し、理解しやすい形で明らかにしていく必要があります。

取組項目	(14) 効果的な行政評価手法の導入 (基本構想を基にしたP D C A型行政運営の推進)	担当部課 (室)名	政策調整部企画調整課
------	--	--------------	------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

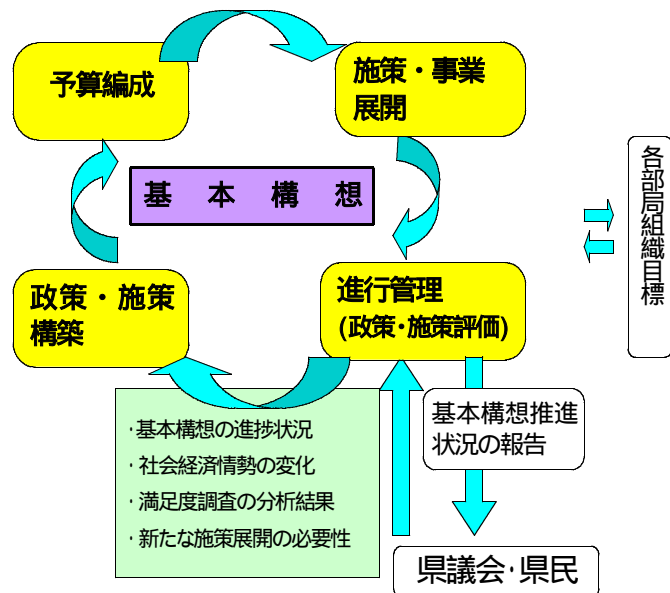
具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
滋賀県中期計画の 進行管理				(総括)		
基本構想の進行管 理(政策評価)						
しがベンチマーク				(基本構想の	成果指標)	---
県民満足度調査の 実施				(基本構想に基づく調査)		

2. 計画期間中における取り組み

基本構想を基にしたP D C A型行政運営

(1) 基本的な考え方

基本構想の戦略に沿って政策を的確に展開していくため、基本構想の進行管理をもとに、県民満足度調査等の状況も踏まえつつ、評価を行い、次年度の政策・施策構築につなぐ、基本構想を基にしたP D C A型行政運営を推進します。



(2) 具体的な取り組み

(いずれも平成20年度より実施)

ア 基本構想進行管理(政策評価)

戦略プログラムを作成の上、主要な事業の実施状況や、基本構想の第4章に掲げた成果指標の目標達成状況により基本構想の進行管理を行います。

また、進捗状況をわかりやすい形で県民に示すため、成果指標の達成状況等を取りまとめます。

イ 施策構築

基本構想の進捗状況、県民のニーズ、社会経済情勢の変化等を踏まえて課題とその対応策を検討し、次年度の施策構築につなげます。

3. これまでの取組状況および課題

(1) これまでの取組

中期計画を基に、しがベンチマーク、施策評価(事務事業評価を含む。)等を活用してP D C A型行政運営に取り組んできました。

(2) 課題

これまでの取組は、評価結果がどのように施策構築につながっているのかがわかりにくく、また、ツールの重複や煩雑さが指摘されてきました。

このため、基本構想の着実な推進を目指した政策推進のP D C Aサイクルを再構築する必要があります。

取組項目	(15)県民との対話の推進 県政情報の共有の促進	担当部課 (室)名	政策調整部広報課 県民文化生活部県民情報室 情報政策課
------	-----------------------------	--------------	-----------------------------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
県政放送の新たな展開	検討	実施	実施 検討	実施		
広報誌のリニューアル		検討	実施 検討	実施		
ホームページの更なる充実	検討 委託		検討 R S S	実施 新モバイル	検討・実施	
パブリシティ活用の推進			実施	拡充		
地域情報提供システムの構築			関係機関調整・準備	発注・構築		情報提供

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

広報事業全般にわたって見直しを行いつつ、県民の皆さんに必要な県政情報を確実に伝える機会を確保します。また、より身近で親しみやすい県政をめざして、地上デジタル放送等の新しい情報通信技術やパブリシティを活用して、より効果的に県政情報を発信し、暮らしに必要なさまざまな情報を提供します。

(2) 具体的な取り組み

ア 県政放送の新たな展開

- ・平成20年度から県政情報を週1回のテレビ番組(30分)に集約し、特集番組として放送します。
- ・平成20年度から地上デジタル放送のデータ情報を活用し、広報誌プラス1や緊急防災情報などを必要に応じて家庭のテレビで手軽に入手できるようにしていきます。
- ・平成20年度から携帯電話のワンセグメント放送により、比較的若い層を対象に県政や県内情報を伝えるとともに、地震・災害時に対応した必要な情報が届くようになります。

イ 広報誌のリニューアル

- ・平成20年度中にリニューアルし、経費の削減に努めつつ、若者にとっても魅力ある誌面となるよう工夫をしながら毎月1回発行し、必要な情報をわかりやすくお知らせします。

ウ ホームページの更なる充実

- ・平成20年度から英語版とポルトガル語版(新規)により外国人向けの県政情報を提供します。
- ・平成20年度から携帯電話によるポルトガル語のモバイルサイトを創設し、県政情報や生活情報を入手しやすいように工夫していきます。
- ・平成20年度からR S S を活用して、パソコンや携帯電話に県政情報を自動配信できるシステムを導入します。

エ パブリシティの活用

- ・平成20年度から知事の定例記者会見を月2回から毎週1回に拡充し、県政情報のタイムリーな提供に努めます。
- ・雑誌、テレビなどのメディアの取材等が行われるよう、積極的に情報発信します。
- ・職員の広報マインドの向上を図り、積極的な情報発信に取り組んでいきます。

オ 情報提供

- ・情報提供の推進に関する要綱に基づき県政情報の共有を促進します。
- ・県政の重点事業やニーズの高い各種情報をホームページ上で発信するとともに、各担

当部署が所管するデータ内容についてもさらに充実を図っていきます。

カ 地域情報提供システムの構築

- ・防災・防犯情報をはじめとする地域の公共情報を一元的に収集し、地上デジタル放送や携帯電話メール等により、迅速かつ一斉同報的に発信する仕組みを構築し、平成20年度末から順次情報提供します。
- ・県の発信する情報にとどまらず市町との連携や、テレビ局以外の報道機関にも効率的に活用できる提供方法等を検討します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

- ・広報手段や広報媒体の費用対効果を見極めながら、県民のみなさんとの県政情報の共有を図るため、積極的な広報活動に努めます。
- ・要綱については、適宜見直ししながら情報提供を推進していきます。

3. これまでの取組状況および課題

各種広報媒体による県政情報の発信により、県民のみなさんの県政に対する幅広い理解と協力、協働を図るとともに県政の説明責任や県政運営の透明性の確保のため、広報活動や情報公開・情報提供を進めてきました。

今後とも、生活現場の思いや願いを汲み取り、「対話と共感」による県民本位の県政運営を進めるため、積極的な情報の公開・提供を行うことが求められています。このため、これまでの広報手段や広報媒体を見直し、県民の皆さんが県政情報を手軽に入手できるよう地上デジタル放送を活用するなど広報の方法を工夫することが課題です。

また、これまでは、こういった県政情報を提供するのにかについては、各担当部署の判断に基づいて行われていたことから、平成19年度に統一的な考えを「情報提供の推進に関する要綱」という形で策定しました。

今後は、要綱の趣旨を踏まえて積極的な提供を行うよう、啓発や職員研修などを効果的に実施していくことが課題です。

なお、地上デジタル放送については、平成17年4月に県内において地上デジタルテレビ放送が開始されたことを契機に、新しいメディアの有効活用について調査を開始し、「滋賀県地域情報提供基盤検討委員会」において検討を行うとともに、近畿2府4県、放送局、鉄道事業者等が共同で広域情報共通基盤実証実験を行い、その有効性を確認しました。

平成19年度からは地上デジタル放送の有効活用を図り、市町とも連携した緊急情報などの地域情報提供が可能なシステム整備を進めるため、県各機関や市町、テレビ局やケーブルテレビ局と具体的な協議を行っています。

R S S (RDF Site Summaryの略。ウェブサイトの新着情報などを配信する技術)

取組項目	(15) 県民との対話の推進 職員のコミュニケーション能力の向上	担当部課 (室)名	総務部人事課
------	-------------------------------------	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
コミュニケーション能力向上のための研修の実施			準備・実施			→
接遇指導者の養成					-----	→
					接遇指導者の養成	

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

県民本位の県政運営を進めていくためには、対話を重視し、そこから生まれる共感をもとに県政を進めることが重要です。また、職場におけるチームワークや組織内外での協調・協力関係は職務を遂行するうえで欠かせないものです。

このため、円滑な人間関係を構築するとともに適切なコミュニケーションを図るために必要な能力の向上に取り組むこととしています。

(2) 具体的な取り組み

ア コミュニケーション能力向上のための研修の実施

・近江地元学研修

新採職員を対象とした研修において、生活者の視点、生活現場からの発想など県民本位の姿勢を身につけるため県内の集落等へ赴き、フィールドワークや体験を通じ、そこで暮らす人びととの対話を行う近江地元学研修を引き続き実施していきます。

・中堅職員を対象とした研修

中堅職員を対象に交渉、折衝、傾聴等のスキル習得のための研修を実施し、県民との対話能力の向上をめざします。

イ 接遇指導者の養成

職員の接遇やコミュニケーション能力の向上を図るため、政策研修センターや各部門で実施する接遇研修で必要となる接遇指導者の養成を行います。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

県民との対話を推進し、県民と県政情報を共有するとともに、県民ニーズを的確に把握するため、より一層の職員のコミュニケーション能力の向上を図ります。

3. これまでの取組状況および課題

県民本位の県政運営を進めていくために、また、職場におけるチームワークや組織内外での協調・協力関係を構築し、円滑に職務が遂行されるように、階層別の研修や選択型の研修において、良好な人間関係を構築し、適切なコミュニケーションを図るための能力の向上を図ってきました。

今後ともたゆみなく能力向上に取り組む必要があります。

取組項目	(16) 多様な主体との協働の推進・地域の多様な主体との協働を促進する仕組みの構築	担当部課(室)名	県民文化生活部県民活動課 総務部行政経営改革室 教育委員会教育総務課
------	---	----------	--

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ラウンドテーブルしがの開催	開催			▶		▶
しが協働ル～ムの運営	開設			提案制度 と同時検討	運営	▶
協働推進セミナーの開催			開催	拡充		▶
協働提案制度の検討・実施				検討・実施		▶
民間提案制度の検討・実施				検討・実施		▶
庁内推進体制の整備				整備		▶
職員研修の実施				実施		▶
教育における協働の推進		▶ 「滋賀の教育協議会」 設置・検討・報告		検討・実施		▶

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには、地域のさまざまな主体の知恵や資源を活かしながら連携・協力（協働）して取り組みを進めていくことが不可欠であることから、これらの活動の主体性を尊重しながら、市町との連携のもと協働の取り組みを全庁あげて積極的に推進し、多様な価値観を認め合い共に地域を担う「共生社会」の実現を図っていきます。

教育においては、学校での知識・技能の習得とともに、それらを活かした社会で生きていく力、働く力、そして生涯にわたって学び続ける力の養成が重要です。子どもたちのこうした力を学校、家庭、地域、企業等との協働により、社会全体で育てる取り組みを推進します。

(2) 具体的な取り組み

ア 「ラウンドテーブルしが」の開催

NPOや地域団体等と県が、一定のテーマについて課題抽出を主にした話し合いを行い、それぞれの考え方や立場の違いについて理解を深める「ラウンドテーブルしが」を開催し、協働の土壌づくりを進めます。

イ 「しが協働ル～ム」の運営

県とNPO等が具体的な協働の提案や意見交換を行う「しが協働ル～ム」を運営し、それぞれの特性を活かした協働事業の創出を促進します。

(平成20年度に協働提案制度と併せて運営方法を検討)

ウ 「協働推進セミナー」の開催

平成19年度に行政職員対象に実施した「協働推進セミナー」を、平成20年度からNPO、地域団体、県民、行政など地域課題に取り組むさまざまな主体の関係者へ対象を拡充して開催し、協働に関する研修や事例を紹介するなど、主体間の交流にも努めます。

エ 「協働提案制度」の検討・実施

NPOや地域団体等から協働についての提案を受け、事業を構築、実施することにより、多様化する地域課題の解決を図るため、平成20年度から制度を検討、実施します。

オ 民間提案制度の検討・実施

民間の視点や技法を積極的に取り入れ、効果的・効率的に課題解決を図る提案制度を検討、実施します。

カ 「庁内推進体制」の整備

平成20年度から全庁的に協働を進めるため庁内推進体制を整備し、その中で協働に関する指針や協働を進めていく上での手続きに関して検討・整備を図ります。

キ 「職員研修」の実施

職員の協働に対する理解を深めるため、平成20年度から実施事例や協働に関する理解や経験のある職員の活用などによる職員研修を実施します。

ク 教育における協働の取り組み

平成19年度の「滋賀の教育協議会」の報告を踏まえ、対応を検討し、必要な施策については反映していきます。

3. これまでの取組状況および課題

平成16年度に「しが協働モデル研究会」を設置し、NPOと県の協働推進について仕組みやルールを検討を行い、平成17年度より研究会報告をもとにした「ラウンドテーブルしが」(H17～)の開催や、有識者、NPO、県で構成する協働の検証・助言機関として「しが協働推進ボード」(H17～)の設置、行政とNPOでチームを組んで地域課題の解決を目指す「協働部活プロジェクト」(H17～H19)の実施など、「協働推進プロジェクト」を実施してきました。また、平成19年度からは「協働推進セミナー」を開催し、行政職員の協働に対する理解促進に努めました。

平成18年度から「滋賀の教育協議会」において、これからの子どもに望まれる「力」やそれを育むための、学校、家庭、地域、企業等との役割分担のあり方や協働の取り組み等について議論し、平成19年度末に報告されます。

取組項目	(17) 県庁力の最大化に向けた業務執行	担当部課名 (室)	総務部人事課 行政経営改革室 政策研修センター
------	----------------------	--------------	-------------------------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
迅速かつ課題解決型の業務執行			実施			▶
知事直轄組織の設置				設置		▶
組織目標の作成・公表				実施		▶
職員提案制度の実施		実施				▶
職員の意識の向上と県民満足度を意識した業務執行			実施			▶
職場環境づくりの推進			実施			▶

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

多様な県政の課題に対し、組織として迅速に対応できる課題発見・解決型の業務執行を目指します。また、職員が組織の使命を自覚し、共有した情報に基づく議論をもとに、柔軟に連携し、一丸となって組織共通の目的達成に向けて取り組めるよう、職員一人ひとりの意欲や能力を高め、情報共有や組織内のコミュニケーションの活性化等により、組織全体の職務遂行能力を高めます。

(2) 具体的な取り組み

ア 庁内ガバナンスの発揮による迅速な施策の実施

a) 迅速かつ課題解決型の業務執行

課題に応じ、その解決の権限を有する組織に明確なミッションを与え、権限と責任が一体化した業務執行により、迅速な課題解決を図ります。また、重要な課題については、迅速に対応策を検討し、トップマネジメントがより早い段階で発揮できるような業務執行に取り組みます。

b) 知事直轄組織の設置

平成20年度において、知事のトップマネジメントのもと、緊急、重要な課題や危機管理事案に対し、県庁組織全体が機動的に対応できる体制とするため、知事直轄組織を設置します。

c) 組織目標の作成・公表

県全体が目標を意識しながら、共通認識をもって効果的・効率的な業務執行を行うよう、各部局・各課が1年間に取り組むべき目標について、年度当初に作成・公表します。

イ 職員の自発的な提案促進と意識改革

a) 職員提案制度の実施

・平成19年度に開設した電子会議室（フォーラム）を活用するなどにより、自由な提案のほか、テーマの設定による職員からの提案の一層の促進に努めます。

- ・職員の自発的な創意工夫や改善の取り組みを一層促進するため、平成18年度より実施している「しごと きらり」による具体的な取り組みの募集を行います。
- ・平成20年度から、職員の発想やアイデアを活かす場として、多様な職員の参加できるプロジェクトチームを編成します。
- ・平成20年度から、提案や取り組みの具体的な効果の数値化など可視化について検討するとともに、こうした取り組みを県民に積極的に広報します。

b) 職員の意識の向上と県民満足度を意識した業務執行

- ・組織内のコミュニケーションの活性化により、目標や方針の共有化と職員の士気や政策形成能力の向上を図るため、全庁での情報の共有を図りながら、各職場における議論を活性化させるとともに、平成19年度に開設した電子会議室(フォーラム)を活用した職員の自由な情報交換を進めます。
- ・平成20年度から、県民満足度を意識した業務執行となるよう、各職場でこうしたテーマによる議論を実施し、職員の理解と協調による業務執行を目指します。

c) 組織としての力が発揮される職場環境づくりの推進

自己啓発への積極的取り組みや職場での活発なOJTの展開により、組織としての力がより一層発揮される職場環境づくりを進めるため、階層別研修などを通じ、職員のコミュニケーション能力、チームワーク、人材育成力などの向上に取り組みます。

3. これまでの取組状況および課題

施策実施の迅速化については、これまで決裁権限の下位への移譲や、グループの改廃等の組織編成、職員配置について、部局・地方機関への権限移譲などを進めてきました。

また、行政の制度面の改革だけでなく、職員各々の改革意識を高め、県庁の組織風土を変えるなど、県庁を内面からも改革していくため、平成14年度より「県庁改革実践運動」を展開してきたほか、行政運営に目的志向や成果重視の視点を取り入れるため、平成15年度に「組織目標」を導入しました。

さらに、職員提案制度は、昭和41年度に規定のある「職員提案」のほか、平成18年度には、いわゆるゼロ予算事業「チャレンジ! OMI」の実施や「日々改善提案」などに取り組んできました。

取組項目	(18) 業務執行方法等の効率化・適正化 業務プロセス、制度・仕組みの見直し等による業務改革の推進	担当部課 (室)名	総務部行政経営改革室 県民文化生活部情報政策課
------	--	--------------	----------------------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
業務改革の推進	総務事務 検討	総務事務 試行・評価	個別業務 統合検討		試行・評価 改善・実施	
個別業務システムの 最適化	ガイドライン 作成	試行	運用・改善	評価 運用・改善		
業務・システム全体 最適化				最適化 モデル作成	試行	全庁展開

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

内部管理業務や個別業務の簡素化、効率化とともに行政サービスの充実を図るため、IT活用やアウトソーシングを見据えて、業務プロセスの可視化、評価、分析を行い関連する制度や運用の見直しを行うなど業務改革を推進します。

また、IT活用を契機として全庁的視点で事務の統合、共通化などの最適化を図るとともに、情報システムの企画から調達、運用までのライフサイクル全体をPDCAサイクルにより継続的に見直しを行いコストの最小化を図ります。

(2) 具体的な取り組み

ア 業務改革の推進

内部管理事務や各課の個別業務について、全庁的・組織横断的観点で現状の事務構造を可視化、分析し、煩雑な事務や類似事務の課題を抽出し、統合・共通化、IT活用、外部委託などの方法により業務改革を推進します。

また、庁内から業務改善にかかる提案を募集し、制度所管課における検討を経て、一層の事務改善を図ります。

イ システムの最適化

a) 個別業務システムの最適化

平成17年度に示した情報システムの企画から構築、運用までのライフサイクルの各段階における標準的な考え方、適正な仕様作成などの事務取扱いに基づき、ライフサイクルコスト低減が図れるよう最適な情報システムの調達を行います。

b) 情報システムの全体最適化

CIO（最高情報責任者）体制の下で、全庁的視点で組織横断的に計画的な情報システム開発、再構築を行い、関連する業務・システム間の統合・共通化、自動化等を意識して効率的、効果的な業務、行政サービスが行える情報システム整備を行います。

- 平成20年度にインターネットや携帯電話から県への申請・申込手続きが簡易にできるよう仕組みを改善するとともに、手続き事務の見直しを図り、迅速で効率的な手続きを増加させていきます。

- 平成20年度に業務システム全体最適化モデルを作成し、庁内業務システムのあるべき姿への移行手順を確立します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

引き続き庁内全情報システムについて、業務改革と併せて統合、廃止、共通化等を行い全体最適化によりコスト削減を図ります。

3. これまでの取組状況および課題

業務改革の推進については、総務事務の集約化をめざし検討を行ってきました。その中で、総務事務の電子化はシステム開発・運用経費が多額であることなどから現在見直されています。職員の提案に基づく業務改善については、制度所管課における検討を踏まえ、実現可能な取り組みから実施しています。

また、情報システム面では、平成17年度からCIO体制を構築し、全庁的に情報システムの企画から運用管理にいたるライフサイクルにおいて、情報システムの最適化を図るマネジメントシステムの構築を進め、業務面、技術面、運用面において共通化・標準化に努めてきました。具体的には、情報システム調達の手順を示したガイドラインにより情報システム調達手続きを標準化し、導入コストを低減しました。

事前の業務プロセスの分析・見直しが不完全であったものは、調達コストの増大を招いたり、業務効率化や行政サービス向上の効果が不明瞭である等の課題があります。

取組項目	(18) 業務執行方法等の効率化・適正化 安全・安心な情報システム実現のため の情報セキュリティ対策の実施	担当部課 (室)名	県民文化生活部情報政策課
------	---	--------------	--------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
情報セキュリティリスクへの対応	現状分析	リスクアセス調査	見直し 改善			
情報セキュリティ外部監査の実施		監査実施				
情報セキュリティ内部監査の実施			規定整備	要員養成 監査実施	監査実施	
情報セキュリティ教育の実施	専門研修	部門研修 職場研修	全職員 研修		全職員 研修	
技術的情報セキュリティ対策の実施		職員認証 システム導入	ファイルサーバ 導入			

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

情報漏えい対策、個人情報の保護など、組織の社会的責任としてこれまで以上の情報セキュリティの強化が求められています。

このため、CIO(最高情報責任者)を中心とする推進体制のもとに、全庁的に、人的、物理的、技術的な情報セキュリティ対策を実施していくとともに、PDCAサイクルにより継続的に改善していくマネジメントシステムによる情報セキュリティの維持向上を図ります。

(2) 具体的な取り組み

ア 情報セキュリティマネジメントシステムの確立

a) 情報セキュリティリスクへの対応

情報資産分類のうち機密情報(個人情報等)に対するセキュリティリスクを絶えず見直し、物理的、技術的な対策を効果的に実施します。

b) 外部監査および内部監査の実施

重要な情報システムを中心に、平成19年度までは外部専門家による外部監査を、平成20年度以降は内部職員による内部監査を実施し、その結果を踏まえた改善を行います。

c) 自己点検の実施

平成16年度に作成した情報システムに対する情報セキュリティ実施手順に基づき年1回自己点検を実施し、その結果を踏まえた改善を行います。

イ 情報セキュリティ教育の実施

平成17年度から実施している専門的な研修や全職員を対象にした職場研修に加え、平成19年度からe-ラーニングによる実践的な内容の研修を実施し、セキュリティ意識の醸成と事故発生時の実践的な対応能力の向上を図ります。

ウ 技術的セキュリティ対策

日常業務で使用する共通事務端末からの情報漏えいリスクを軽減するため、平成18年度に導入した職員認証システムに加え、平成20年度までにファイルサーバーを導入するなどのセキュリティ対策を実施します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

情報セキュリティ事件・事故が発生しないよう、情報セキュリティマネジメントシステムを継続、改善しながら情報資産の保護に努めます。

3. これまでの取組状況および課題

情報セキュリティポリシーに基づいて情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報システムの自己点検や外部監査によって評価、改善を行っていますが、情報セキュリティ対策の詳細な実施手順や統一的なガイドラインが明確化できていないなどの課題があります。

また、情報セキュリティ監査に係るコストの低減のため、内部監査にかかる要員養成と内部監査の早期実施が課題となっています。

取組項目	(18) 業務執行方法等の効率化・適正化 契約事務の競争性・公正性の向上	担当部課 (室)名	総務部行政経営改革室 土木交通部監理課 出納局管理課
------	---	--------------	----------------------------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
入札契約事務の適正化方針の策定		検討・策定 ・通知				
一般競争入札への移行促進 ・工事		5億円以上 1億円以上	1千万円以上	1千万円未満		
・物品調達		5億円以上 1億円以上(試行)	1億円以上			
・委託		総合評価方式の導入、対象拡大	160万円超 一般競争入札の導入			
工事関係業務 労務提供型 その他の役務提供			公募型見積合せの導入・拡大	1千万円以上 1千万円未満		
電子入札の導入 ・建設工事 (工事関連委託含む)	導入準備	導入開始・利用拡大		全面運用		
・物品調達	導入準備	一部導入開始、利用拡大		設計図書電子 配付の導入	全面運用	
契約情報の公表				随意契約公表 契約情報充実		

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

公共調達において、より競争性、透明性、公正性を高めた入札契約事務の取り組みを進めます。

特に、随意契約は例外的に認められるものであり、その運用は厳格に行います。また、現に指名競争入札を行っているものは一般競争入札への移行を推進するとともに、一定の品質を確保する必要があるものについては、価格と品質で総合的に優れた調達を実現するため総合評価方式の対象を拡大するなど、入札契約事務の改善を行っていきます。

さらに、業務の効率化、適正化を図るとともに、より公正、透明で競争性の高い入札契約事務を行うため、電子システムを積極的に活用していきます。

(2) 具体的な取り組み

ア 一般競争入札の移行推進、電子入札の導入

〔工事(工事関係の委託を含む)〕

調達手続きの透明性と入札参加機会の確保を図るため、平成18年度から進めている一般競争入札への移行促進について、平成21年度には原則、全て指名競争入札から一般競争入札に切り替え、1億円以上は制限付き一般競争入札、1億円未満は手続きを簡略化した簡易型一般競争入札により執行することとします。

また、価格と品質に優れた調達へ転換を図るため、平成20年度より総合評価方式を1億円以上の工事で本格実施するとともに、さらなる対象の拡大に努めます。

電子入札については、平成19年度末から全面運用することとし、設計図書等の電子配付を進めるなど、さらに利用拡大を図っていきます。

〔物品〕

電子調達システムを積極的に活用し、一般競争入札への移行に加え、平成20年度

からは「公募型見積合せ」の本格的な導入・拡大を図るなど、調達手続きの透明性と競争性を高めます。

〔委託〕

各所属において、公共調達の原則（一般競争入札）を踏まえて徹底した見直しを行います。指名競争入札を行っていたものは一般競争入札へ移行するとともに、随意契約の適用を一層厳格にし、競争入札（指名・一般）への移行促進を図るため、内部牽制機能を強化します。

また、随意契約による場合であっても、複数見積りやプロポーザル方式への移行など、より競争性を高めていきます。

イ 契約情報の公表

平成19年度から定期的に公表している随意契約結果等について、今後さらに、対前年度比較など公表する情報の充実を図り、説明責任を果たしていきます。

ウ 入札事務の独立性の検討

発注と契約事務の独立性の確保に向けて、組織の効率的なあり方も含め検討を行います。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

平成22年度までの取り組みを徹底していくとともに、必要に応じて改善を検討し入札契約事務の競争性・透明性・公正性をさらに高めていきます。

3. これまでの取組状況および課題

(1) 取組状況

〔随意契約の改善〕

- ・平成18年度に随意契約の改善のための検討を行い、随意契約を行う場合の類型を新たに作成しました。
- ・平成19年度からは類型に基づき随意契約の厳格化を図るとともに、500万円以上の随意契約の結果について、県議会へ報告するとともにホームページに公表を行ってきました。
- ・一般競争入札の導入を推進するため、入札公告を県のホームページで行うようにするなど手続きの簡素化・効率化を図る条件整備を行いました。

〔工事に関する取組状況〕

- ・一般競争入札については、平成18年4月から段階的に対象拡大を進めており、平成19年10月から1億円未満1千万円以上の工事を対象に簡易型一般競争入札を導入しました。
- ・総合評価方式については、平成18年9月に5億円以上の工事に本格導入するとともに、1億円以上の工事で可能な限り試行してきました。
- ・電子入札システムは、平成18年1月から1億円以上の工事を対象に運用開始し、中小零細業者の利用準備を考慮して段階的に拡大し、平成19年度末の全面運用に向けて取り組んできました。

〔物品に関する取組状況〕

- ・電子調達システムを平成18年7月から一部導入開始し、順次対象業種および導入機関を拡大し、平成19年10月からは全機関で運用可能にしました。
- ・電子調達システムの運用に合わせて、平成19年10月から160万円を超える調達については原則一般競争を導入し、見積り合わせにおいても、より競争性が働くよう積極的に同システムの活用に取り組んできました。

〔委託に関する取組状況〕

- ・工事関係業務の委託については、競争性を確保するため指名競争入札を取り入れてきました。
- ・清掃や警備等の労務提供型の委託については、競争性を確保するため指名競争入札を取り入れてきました。

(2) 課題

- ・入札契約事務の改善を図るにあたっては、競争性、透明性、公正性を高めていく中で、地元中小企業の受注機会の確保にも配慮する必要があります。
- ・入札契約事務の改善を推進するにあたっては、各発注機関が主体的に取り組む必要があります。

取組項目	(19) 人事管理の見直し 人事管理の見直し	担当部課 (室)名	総務部人事課
------	---------------------------	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自律型人材の育成、 人材の活用	検討・実施					▶
グループ制の見直し				検討・実施		▶
昇任管理の見直し				検討・実施		▶
公務能率に課題のある職員への対応			▶ 指針策定	実施		▶
人事評価制度の検討、整備	検討・整備					▶

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

厳しい財政状況の下、県庁力の最大化を図るためには職員一人ひとりが持てる力を最大限に発揮し、効果的、効率的に仕事を進めていくことが今まで以上に求められており、『自律型人材』の育成に向け人材育成を基軸に据えた人事管理を推進していきます。

めざす職員像：『滋賀への熱い思いと改革精神にあふれた自律型人材』

- ・ 滋賀を愛し、地域の未来を創造する意欲にあふれた職員
- ・ 改革精神を持ち、地域経営の視点で行動する職員
- ・ 使命感を持って自律的に行動し、自ら成長する職員

(2) 具体的な取り組み

ア 県庁力の最大化に向けた人事管理の見直し

県庁力の最大化に向け、職員の主体的な能力開発の取り組みを促進するとともに、上司や同僚が積極的に人材育成に関わる職場づくりを進めるため、職員の育成に主眼を置いた人事管理の見直しなどに取り組みます。

a) 自律型人材の育成

職員が自らの「強み」や「弱み」を把握し、自らの目標に向かって主体的に能力開発や職務に取り組み、上司が職務を通じて支援や指導を行う自律型人材育成制度の取り組みを拡大していくとともに、自己申告制度や育成志向型のジョブローテーションを通じ、自律型人材の育成や適材適所の職員配置を進めます。

b) グループ制見直し

グループリーダーのマネジメント能力を高めるとともに、職員が自律的に学び、育つ職場づくりをめざし、グループ制の課題を整理し、グループ制のあり方の検討を行い、一層効果的な運用ができるよう見直しに取り組みます。

c) 昇任管理の見直し

団塊世代の職員の退職に伴う職員の年齢構成の変化等に応じ、管理職ポストの見直しや、より簡素な職制とするため、給与構造改革に対応した職階・職名の整理を行います。

また、組織のマネジメントを担える人材を早期から育成するため、若手職員の登用をさらに進めるとともに、複雑高度化する行政課題に対応するため、管理職には現場での職務遂行能力に加え、マネジメント能力が重視されることから、これらをベース

にした昇任選考方法に改めます。

d)人材の活用

高い専門性や実務能力を備えた人材の外部からの任用を図るとともに、再任用制度により定年退職後の職員の持つ経験や技術の活用を図ります。

また、引き続き女性職員の管理職への積極的な登用や職域の拡大を進めます。

さらに、職員の本来の意欲、能力が発揮できるよう、必要に応じ、集中的な研修・指導を行います。

イ 人事評価制度の検討、整備

職員の意欲や能力を引き出し、職員の育成につながるような制度にするとともに、人事委員会の勧告・報告で採り上げられた「給与構造の見直しによる改定」を適切に運用していくための基盤として、公正性や納得性の高い制度となるよう検討、整備を行います。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

職員構成が大きく変容する平成23年度以降においても、公務員制度改革の動向等も踏まえながら、職員の意欲や能力が最大限に引き出せる総合的、戦略的な人事政策を引き続き推進します。

3. これまでの取組状況および課題

「人材育成基本方針」に基づき、職員の能力開発の推進や資質の向上を図るため、多様な研修を実施してきました。

新たな課題にスピーディーかつ機動的に対応するため平成14年度から全所属でグループ制を導入し、グループリーダーの意識改革とマネジメント能力の向上を図ってきましたが、運用に伴う課題もあり、情報共有、チームワーク、人材育成といった点に留意してあり方を検討する必要があります。

また、厳しい財政状況の下、職員一人ひとりの持てる力を最大限発揮し、効果的、効率的に仕事を進めていくことが今まで以上に求められており、自律型人材の育成に向け人材育成を基軸に据えた人事管理を進めていきます。

取組項目	(19) 人事管理の見直し 多様な働き方の推進	担当部課 (室)名	総務部人事課
------	----------------------------	--------------	--------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
特定事業主行動計画	実施				見直し	改訂計画実施
育児短時間勤務制度				実施		

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

仕事に対する意欲を高めるとともに、働きやすい職場環境を整備することにより、ワーク・ライフ・バランスが図れるよう、職員の多様な働き方を推進します。

(2) 具体的な取り組み

ア 特定事業主行動計画の推進

平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、平成17年3月に「滋賀県特定事業主行動計画」を策定し、計画に掲げた仕事と子育てが両立できる、より一層の職場環境づくりをめざし、次のとおり男性を含めた働き方の見直しと男性の子育てへの取組を行っています。

- ・安心して育児休業等を取得できる職場環境づくりの推進
- ・男性の主体的な育児への取組の促進
- ・時間外勤務の縮減と年次有給休暇取得の促進
- ・県庁版子ども参観日の実施

イ 育児短時間勤務制度の整備・運用

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境を整備するため、育児短時間勤務制度を平成20年4月から実施します。

ウ 特定事業主行動計画の見直し

現計画の計画最終年度(平成21年度)に見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの計画を策定します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

平成21年度に見直した特定事業主行動計画に基づき、平成23年度以降についても職員のさらなる多様な働き方を着実に推進します。

3. これまでの取組状況および課題

平成17年度の計画策定以来、職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、様々な環境整備を行ってきました。

今後は、計画に掲げた男性の育児休暇取得率(5%)などの数値目標の達成に向けて、具体の取組の徹底を図っていく必要があります。

取組項目	(20) 行政改革の進行管理	担当部課 (室)名	総務部行政経営改革室
------	----------------	--------------	------------

1. 具体的取り組みのスケジュール

具体的取組項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施計画の策定・公表				→ 策定・公表		
取組の進行管理					→ 取組状況の把握(年2回程度)	
行政経営改革委員会への報告					→ 定期的報告・随時助言	
県民への情報公開					→ 取組状況の公表	

2. 計画期間中における取り組み

(1) 基本的な考え方

「新しい行政改革の方針」に沿った取組を着実に進めていくため、具体的な取組内容や行程等を明確にした上で、毎年度、その進捗状況や課題等を把握・検討するとともに、その内容を県民に明らかにしながら進めていきます。

(2) 具体的な取り組み

ア 実施計画の策定

「新しい行政改革の方針」に沿って取組を着実に進めていくため、具体的な取組項目について、その内容や検討手順、行程等を明らかにした本実施計画を策定し、公表します。

イ 取組の進行管理

実施計画の各取組項目について、平成20年度以降、取組内容や計画の進捗状況、取組を進めていく上での課題等を年2回程度把握し、今後の取組に活かせるよう進行管理を行っていきます。

ウ 滋賀県行政経営改革委員会への報告等

実施計画の取組について、毎年度、定期的に「滋賀県行政経営改革委員会」へ進行管理の結果を報告し、進捗状況の確認とともに実効ある取組に向けた意見や提案をいただくほか、必要に応じ有識者等の助言も受けながら改革を進めます。

エ 県民への情報公開

当該年度の取組内容や結果、進捗状況、翌年度の取組計画などについて、県のホームページ等を活用して県民に分かりやすく公表します。

(3) 平成23年度以降の取り組みの方向

取組期間中の成果を検証・評価し、社会経済情勢の変化などを踏まえながら、平成23年度以降の取組に活かしていきます。

3. これまでの取組状況および課題

滋賀県基本構想の実現に向け、自律的で持続可能な行財政基盤を確立し、県がその役割を将来にわたって担っていけるようにするため、行政改革の全体的な考え方を示す「新しい行政改革の方針」を策定したところであり、今後は、その取組を着実に進めていくことが重要です。

また、こうした改革の取組は、県民生活にも深く関わってくることから、県民の理解や協力を得ながら推進していくことが重要であり、対話と共感による開かれた県政を推進していく観点からも、一層の透明性を確保しながら取り組んでいく必要があります。